

2015 年度 建築作業所アンケート結果

2016 年 2 月

日本建設産業職員労働組合協議会

<目次>

1. 建築作業所アンケート基本事項	4
2. 建築作業所アンケート結果	
1) 基礎データ	5
2) 工期・休日条件	11
3) 4週8休をするために	19
4) 多様な入札契約方式等について	22
5) 低価格受注について	26
6) 片務性について	27
7) その他アンケートに寄せられた疑問や問題点など（自由筆記）	
(1) あなたの作業所の現在の閉所状況を1つ選んでください。また、受注時における閉所設定と違う場合は、その理由もお答えください。	32
(2) 工期変更した（予定を組む）理由を全て選んでください。	33
(3) あなたの作業所では、契約工期が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じますか。1つ選んでください。	33
(4) 契約工期が所定外労働時間の増加につながっていると感じる主な理由を3つ以内で選んでください。	34
(5) 契約段階の工期設定における問題点についてご自由にお書きください。	35
(6) 4週8閉所できないと思う要因について、あなたの考えに近いものを全て選んでください。	43
(7) 4週8休を含む不稼動日を考慮した適正工期の実現には、発注者でも受注者でもない、公正中立な第三者機関による工期算定、もしくは工期査定に関する検討も必要です。あなたが考える「第三者機関による工期算定・工期査定」に近いものを全て選んでください。	44
(8) 公共工事では、円滑な事業推進を目的に、多様な入札契約方式が導入されています。民間工事でも施工者を選定した上で工期や価格を交渉する方式が増えています。多様な発注方式について、あなたの考えに近いものを全て選んでください。選択した理由をご自由にお書きください。	45

(9) 事業の特性に応じた発注のあり方として、あなたが今後推進すべきだと思う契約方式について全て選んでください。	51
(10) 施工 BIM の活用推進についてあなたの考えに近いものを全て選んでください。 .	51
(11) 国土交通省は、「民間工事への波及が必要である」との観点から、以下の民間発注者団体に、技能労働者の確保にむけた社会保険未加入対策の徹底等について通知しています。日建協の建築（民間）工事の提言先として重要視すべきとあなたが考える団体を3つ選んでください。	52
(12) 官民連携による就労履歴管理システム構築に向けたコンソーシアムが設立されました。このシステムを構築・運用することで、技能労働者の処遇改善を始めとした建設産業の様々な構造的問題の解決に繋がることが期待されています。今後の就労履歴管理システムのあり方について、あなたの考えをご自由にお書きください。	53
(13) 作業所の労働環境改善のために、民間発注者に対する要望があればご自由にお書きください。	58
(14) あなたの作業所では、低価格受注が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じますか。1つ選んでください。	63
(15) 低価格受注が所定外労働時間の増加につながっていると感じる主な理由を1つ選んでください。	63
(16) 低価格受注による問題点を解決するために、発注者・受注者が行うべきことについてご自由にお書きください。	63
(17) あなたの作業所では、発注者の片務性が要因となって所定外労働時間の増加につながっていると感じますか。1つ選んでください。	69
(18) 発注者と受注者間の片務性により、所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由を3つ以内で選んでください。その他を選択された方は内容を記入してください。	69
(19) 発注者の片務性についてご自由にお書きください。	69
(20) あなたの作業所では、設計者の片務性が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じますか。1つ選んでください。	74
(21) 設計者と施工者間の片務性により、所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由を3つ以内で選んでください。その他を選択された方は内容を記入してください。	74
(22) 設計者の片務性についてご自由にお書きください。	74
(23) あなたの作業所で起こっている問題についてご自由にお書きください。	79

1. 建築作業所アンケート基本事項

1) 今年度の調査

調査対象	日建協加盟組合の建築工事作業所の20%
回答数	485 作業所
調査期間	2015年10月

2. 建築作業所アンケート結果

1) 基礎データ

(1) アンケート結果

図 1-1 発注者分布

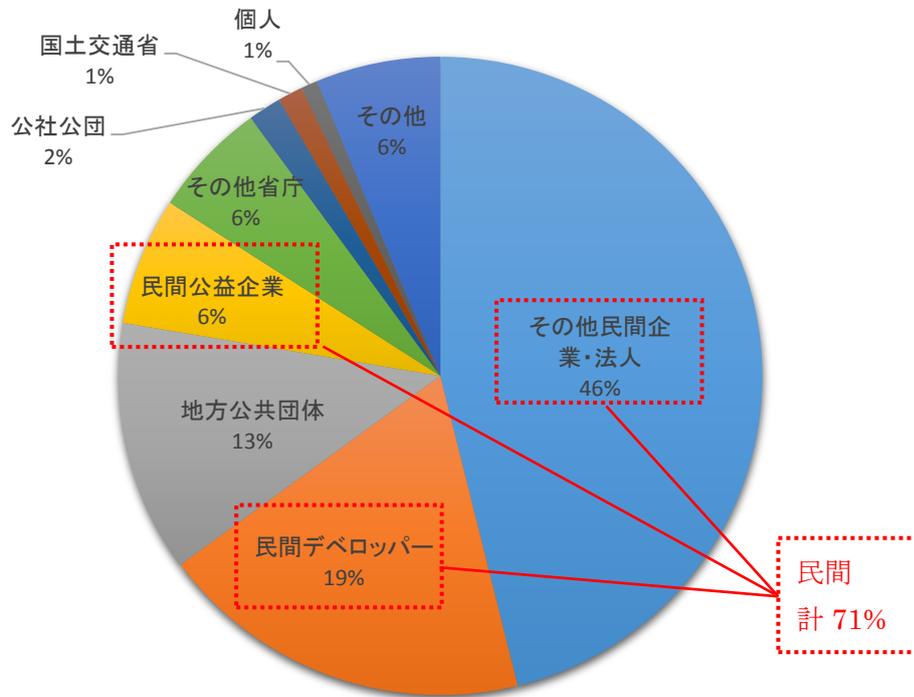


図 1-2 建物用途

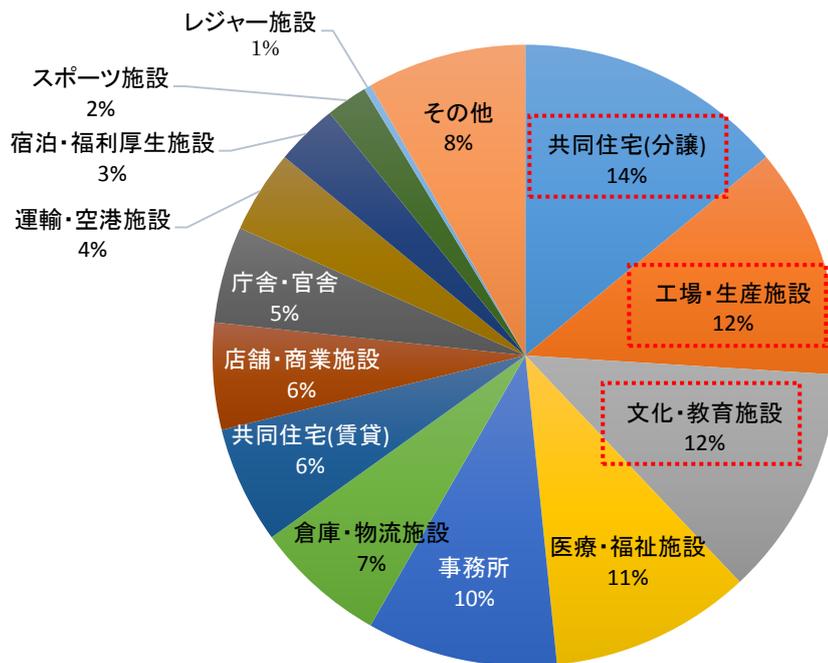


図 1-3 基本設計

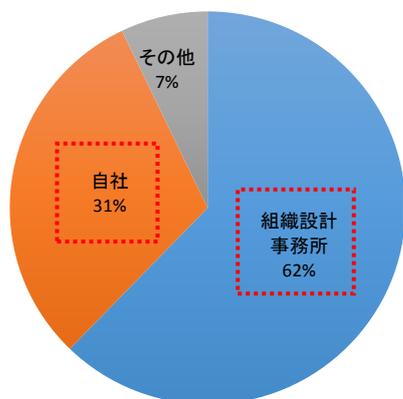


図 1-4 発注者別 基本設計

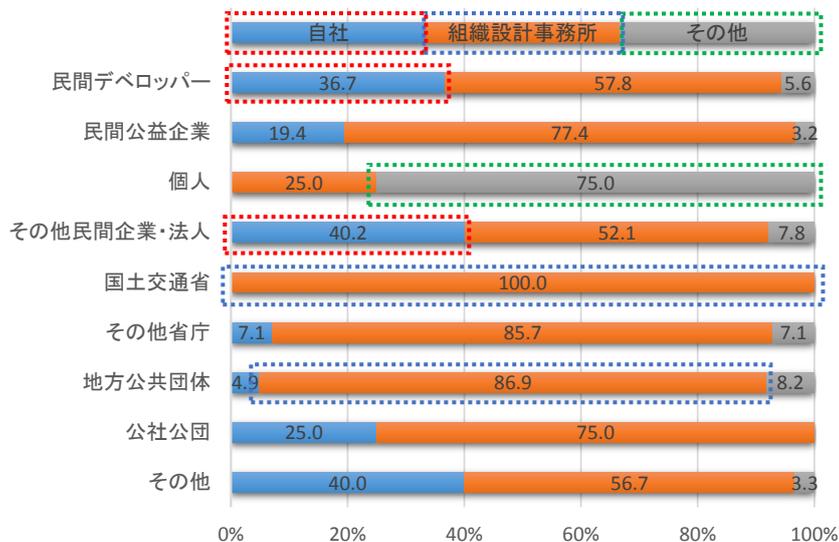


図 1-5 実施設計

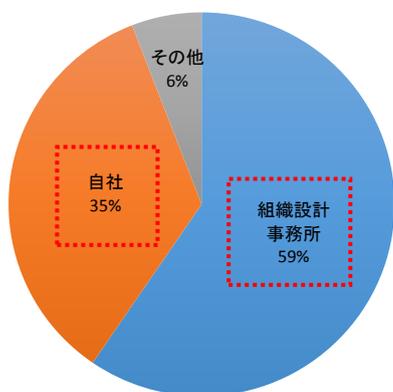


図 1-6 発注者別 実施設計

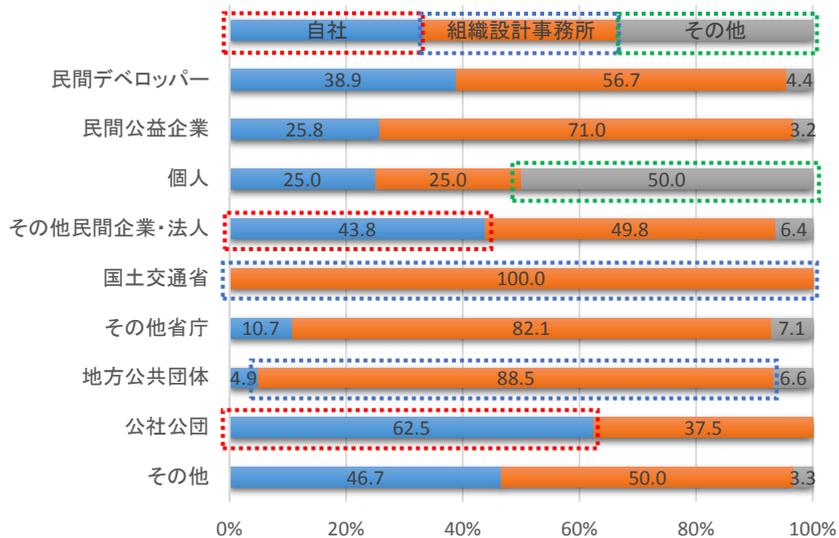


図 1-7 用途別 基本設計と実施設計の分布

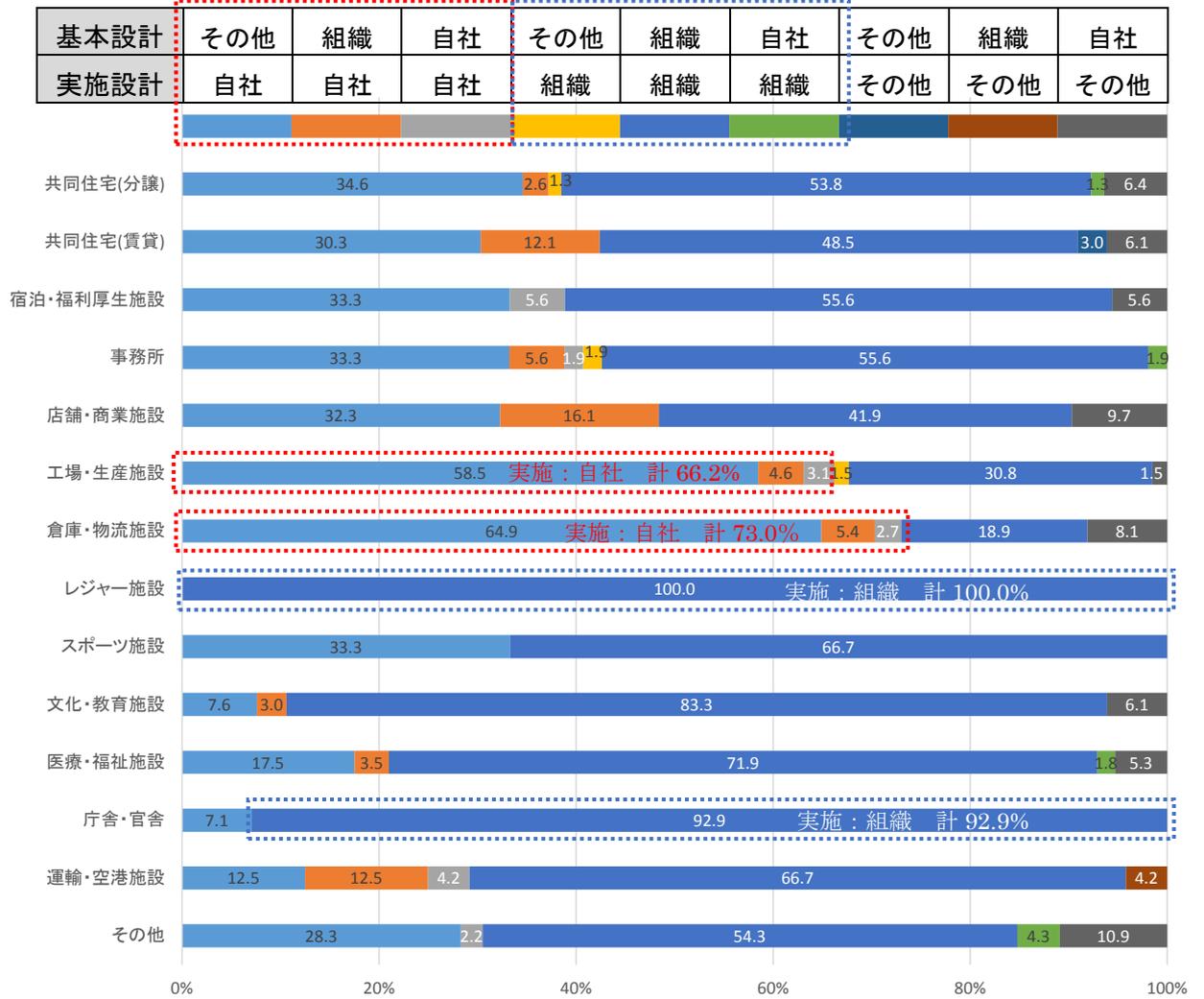


図 1-8 現在の技術系職員人数

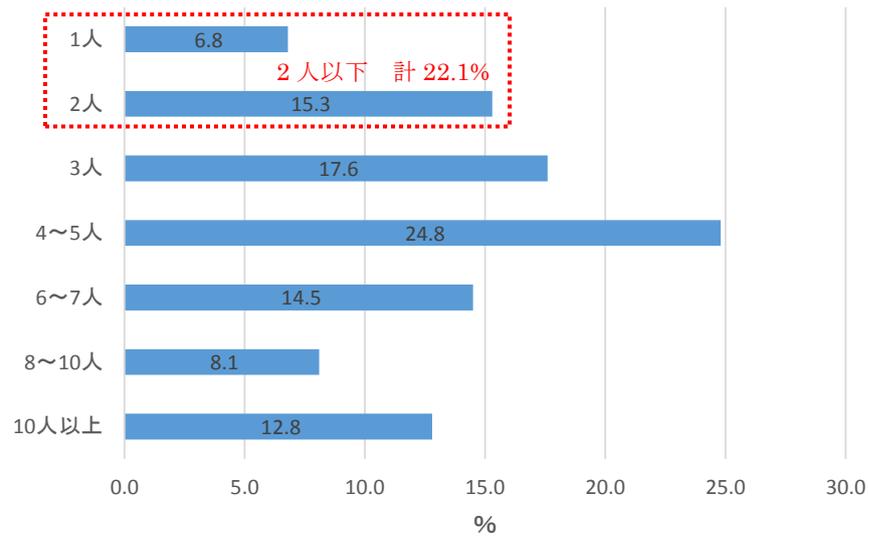


図 1-9 発注者別 現在の技術系職員人数

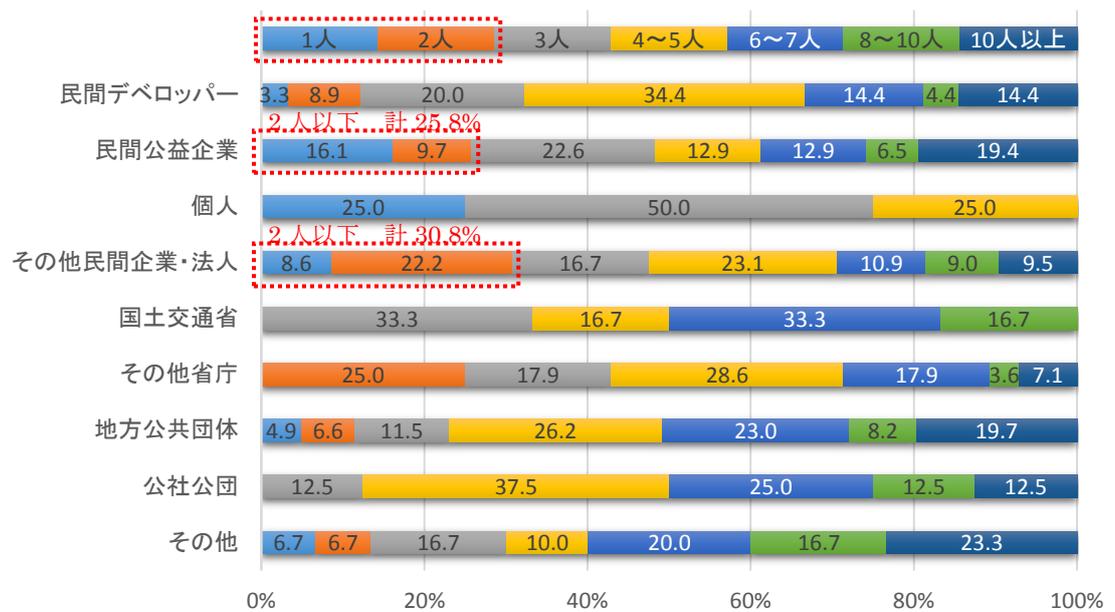


図 1-10 工期（現時点）

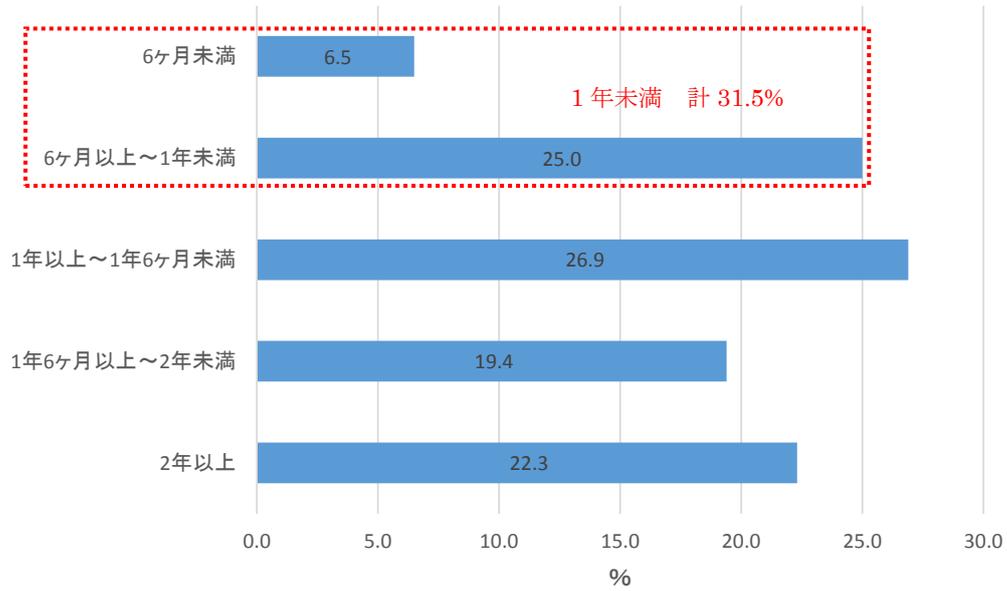


図 1-11 発注者別 工期（現時点）

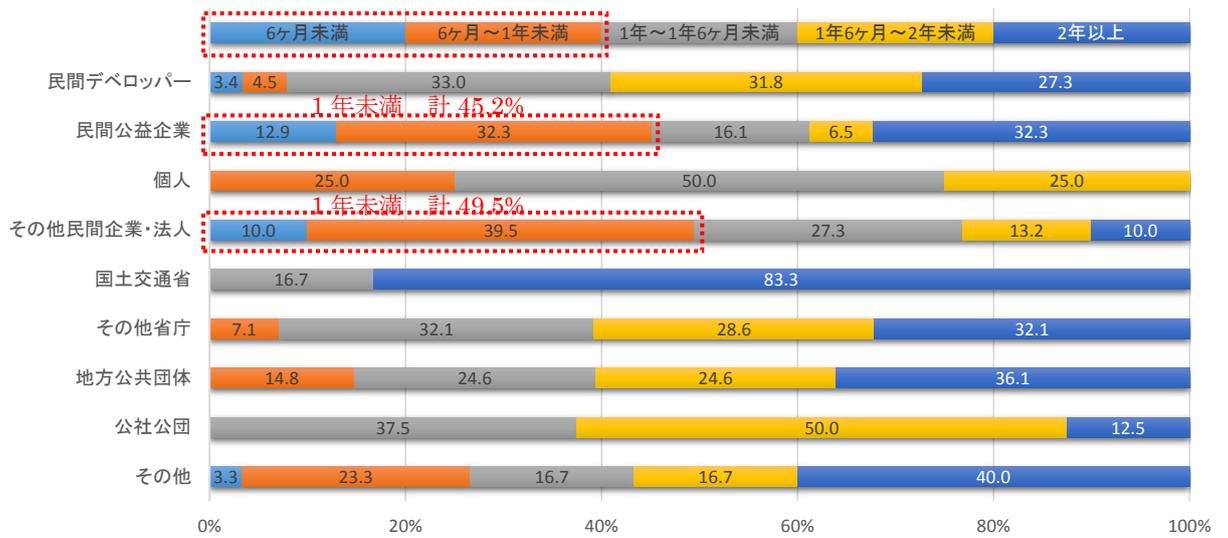


図 1-12 延床面積

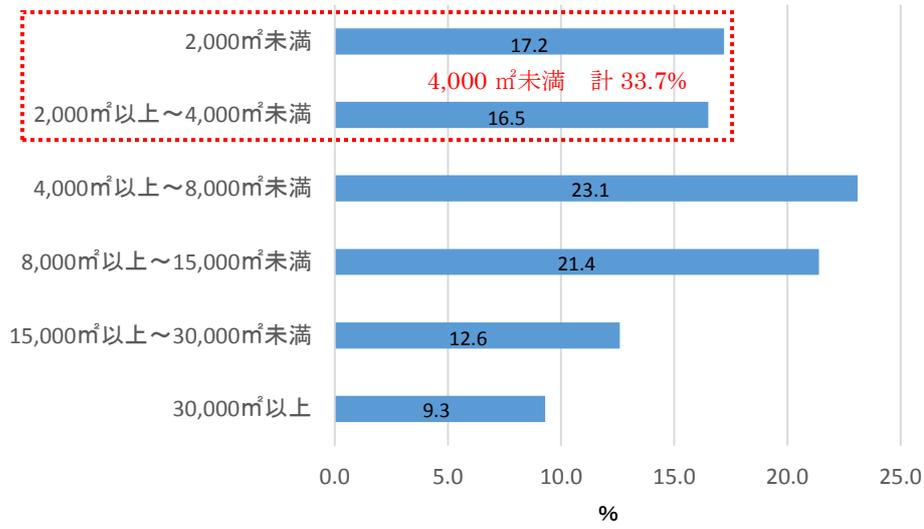
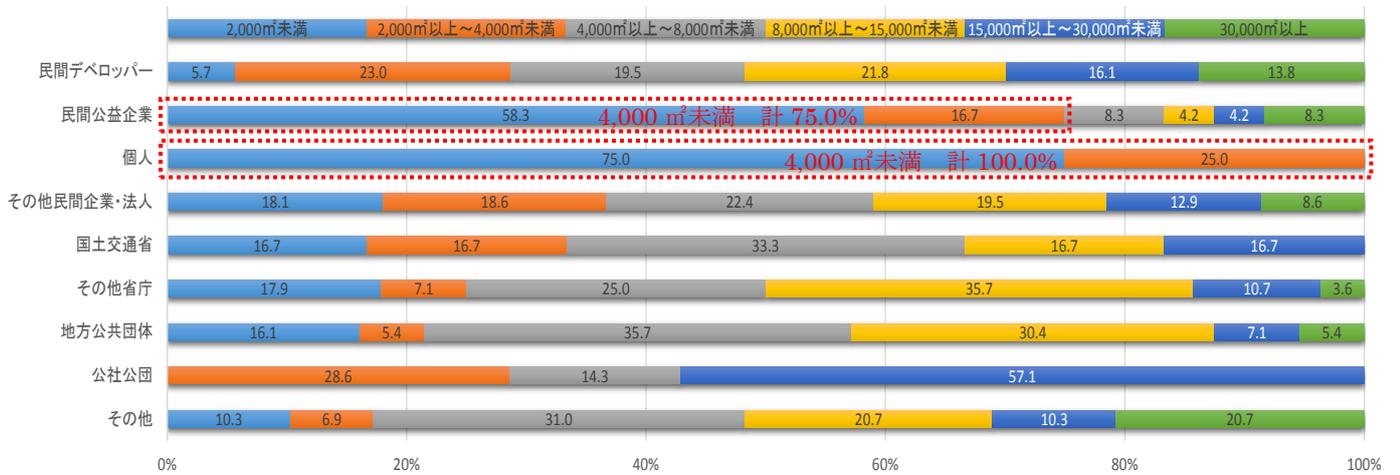


図 1-13 発注者別 延床面積



(2) アンケートから見える現状

- ①「発注者分布（図 1-1）」は、「その他民間企業・法人 46%」「民間デベロッパー19%」「民間公益企業 6%」の合計が 71%となり、建築工事に占める民間工事率の高さが確認できました。
- ②「建物用途（図 1-2）」は、「共同住宅（分譲）14%」「工場・生産施設 12%」「文化・教育施設 12%」の順となりました。
- ③設計（図 1-3～図 1-6）は、基本設計・実施設計ともに約 6 割が組織設計事務所、3 割強が自社となりました。発注者別では、基本設計において自社設計の比率が高かったのは「その他民間企業・法人 40.2%」「民間デベロッパー36.7%」、組織設計事務所の比率が高かったのは「国土交通省 100.0%」「地方公共団体 86.9%」、その他の比率が高かったのは「個人 75.0%」となりました。実施設計においては自社設計の比率が高かったのは「公社公団 62.5%」「その他民間企業・法人 43.8%」、組織設計事務所の比率が高かったのは「国土交通省 100.0%」「地方公共団体 88.5%」、その他の比率が高かったのは「個人 50.0%」となりました。用途別（図 1-7）では、自社の実施設計率が高いのは「倉庫・物流施設工場 73.0%」「工場・生産施設 66.2%」、組織設計事務所の実施設計率が高いのは「レジュー施設 100.0%」「庁舎・官舎 92.9%」となりました。
- ④「現在の技術系職員人数（図 1-8～図 1-9）」は、2 人以下の小規模現場が 22.1%となり、発注者別では「その他民間企業・法人 30.8%」「民間公益企業 25.8%」の順となりました。
- ⑤「工期（現時点）（図 1-10～図 1-11）」は、1 年未満の工期が 31.5%となり、発注者別では「その他民間・法人 49.5%」「民間公益企業 45.2%」の順となりました。
- ⑥「延床面積（図 1-12～図 1-13）」は、4,000 m²未満の小規模現場が 33.7%となり、発注者別では「個人 100.0%」「民間公益企業 75.0%」の順となりました。

2) 工期・休日条件

(1) アンケート結果

図 2-1 受注時の閉所設定

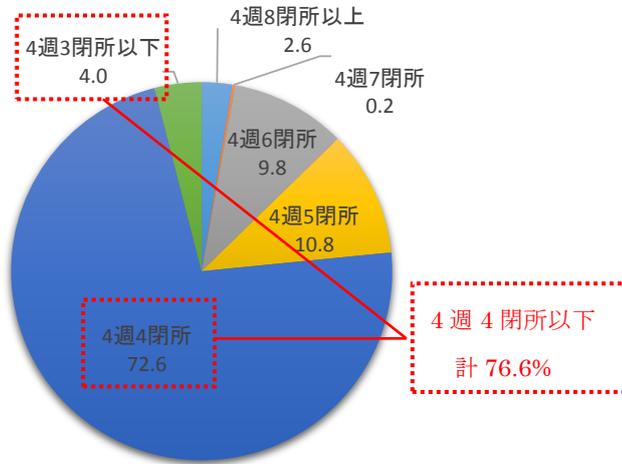


図 2-2 発注者別 受注時の閉所設定

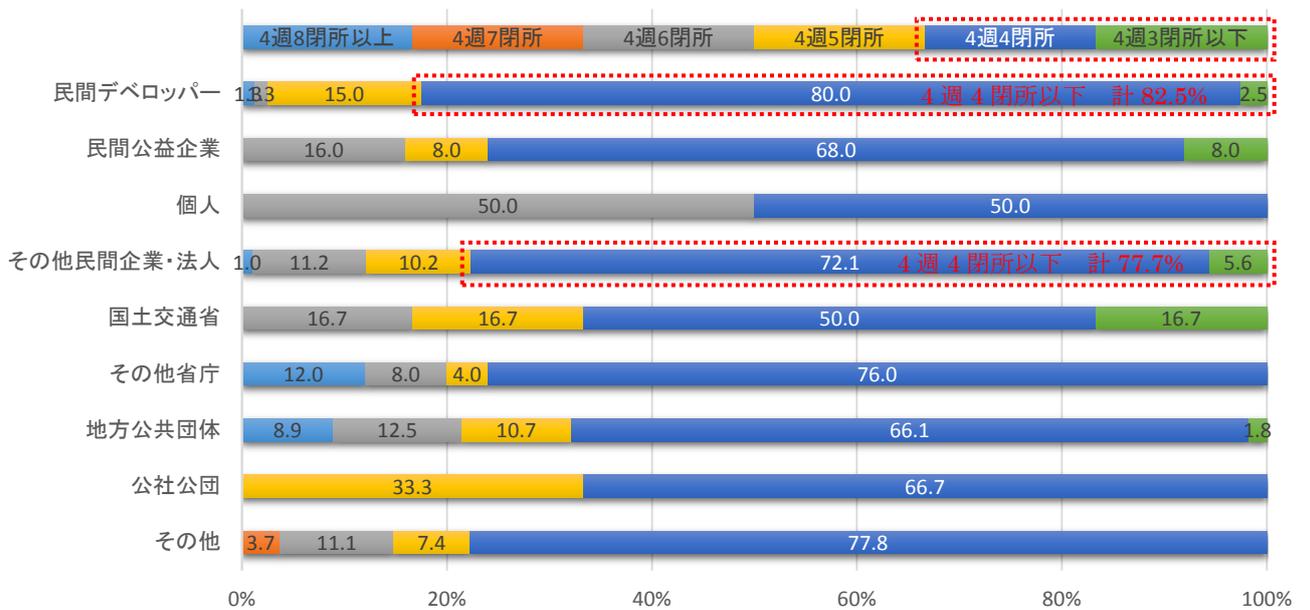


図 2-3 現在の閉所状況（自由筆記は P31）

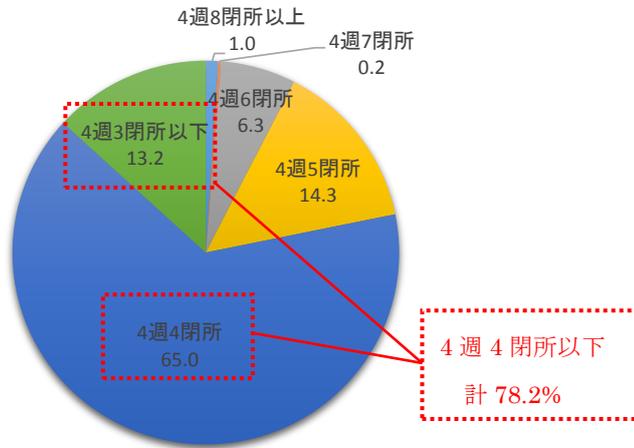


図 2-4 発注者別 現在の閉所設定

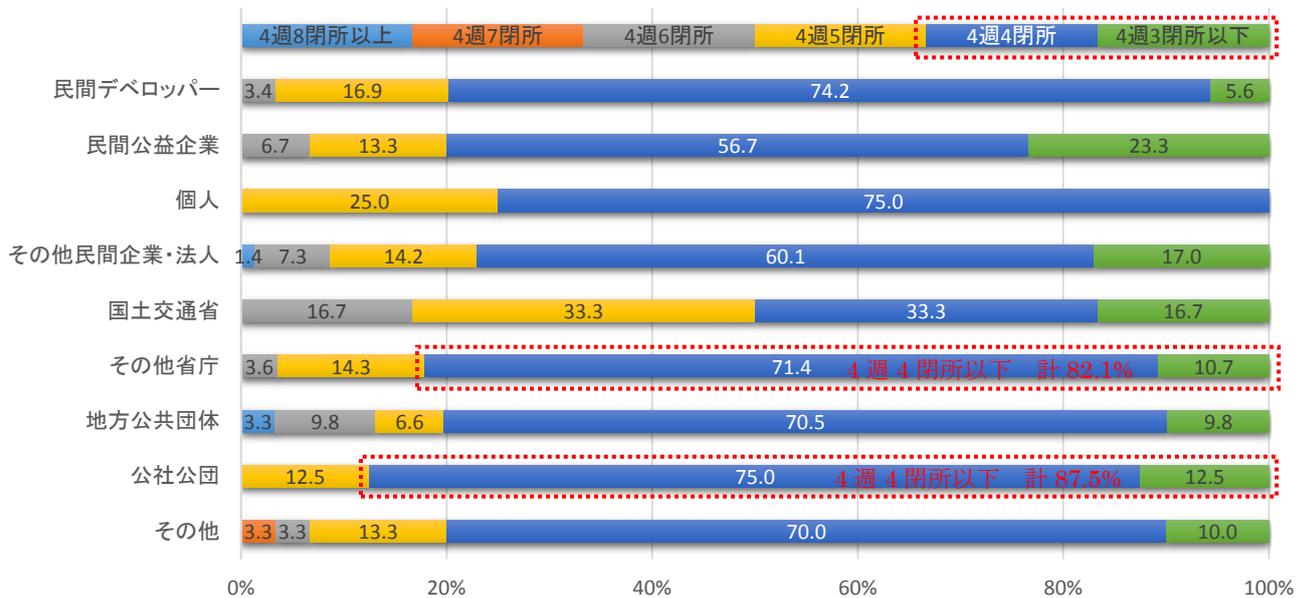


図 2-5 職員の休日取得状況

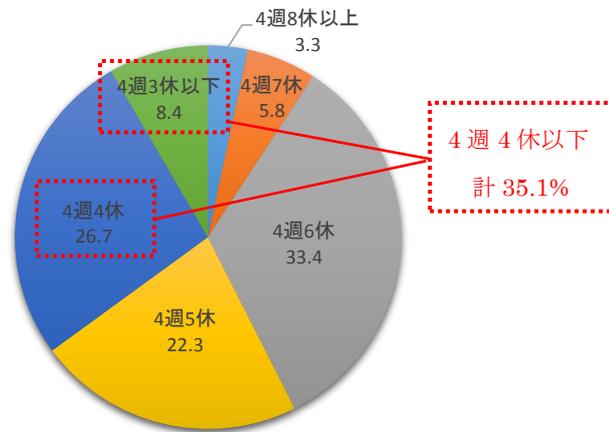


図 2-6 発注者別 職員の休日取得状況

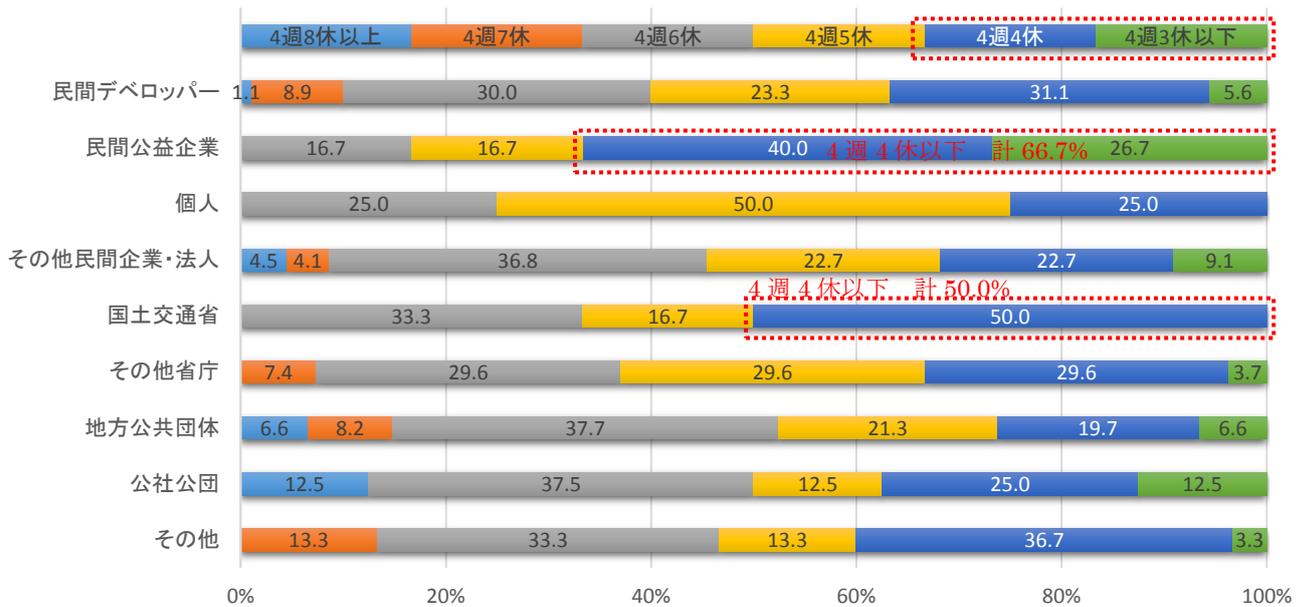


図 2-7 受注者の責によらない理由で契約工期から着工が遅れたか

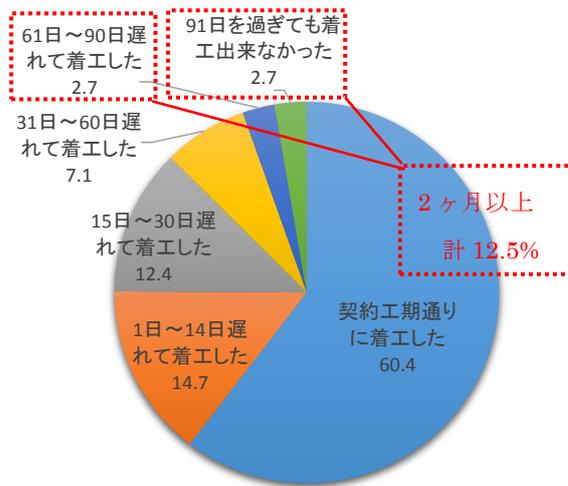


図 2-8 工期が延長した場合の月数

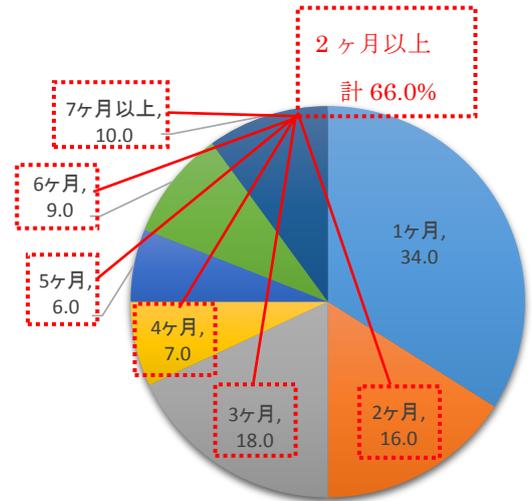


図 2-9 受注者の責によらない理由で契約工期から着工が遅れたか と 工期が延長した場合の月数

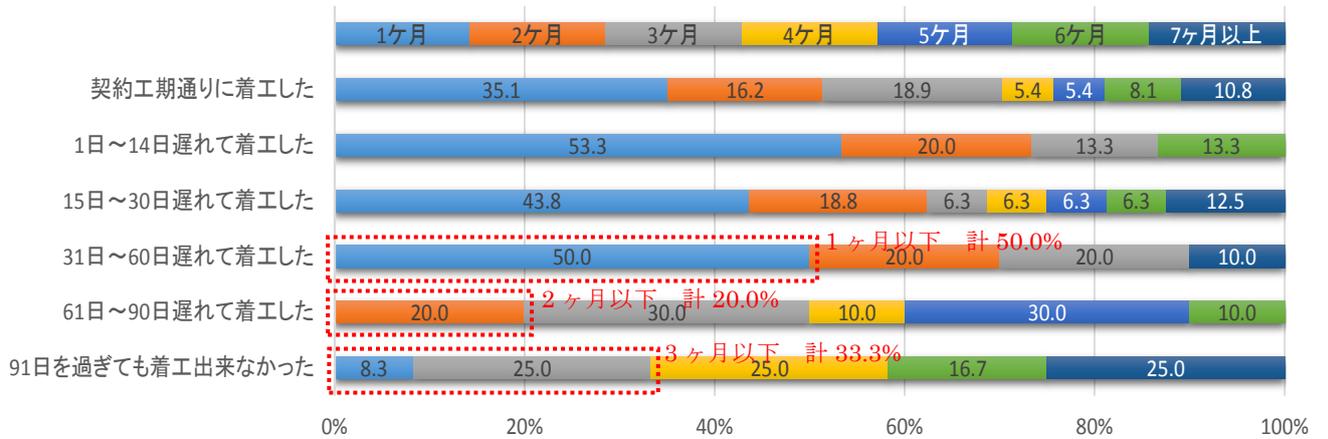


図 2-10 受注時の閉所設定 と 現在の閉所状況

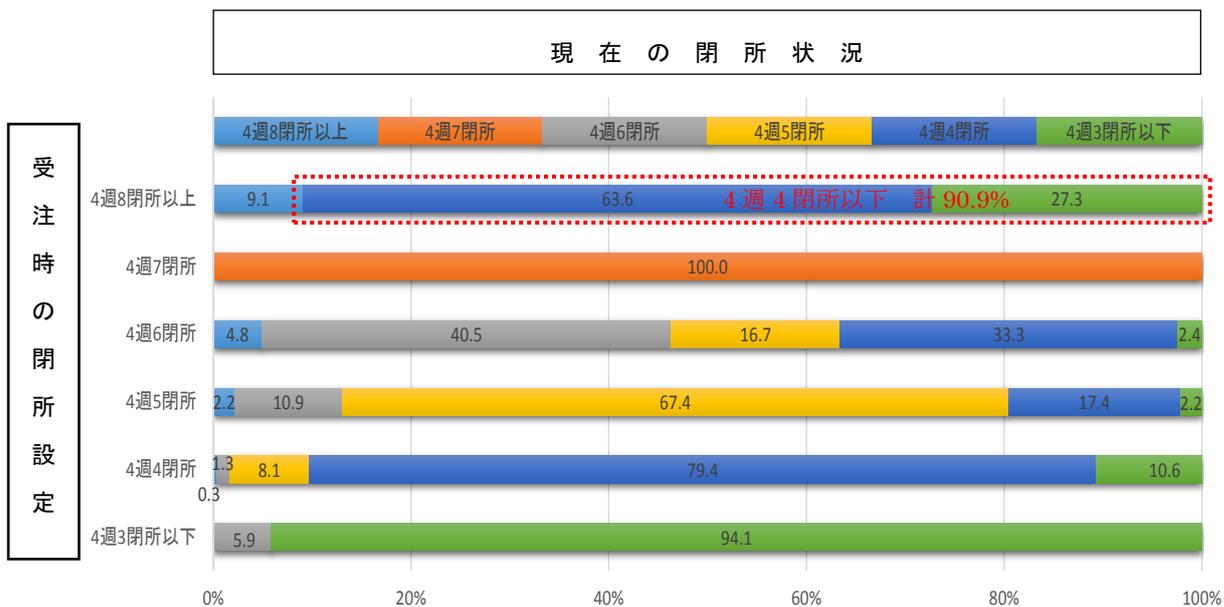


図 2-11 現在の閉所状況 と 職員の休日所得状況

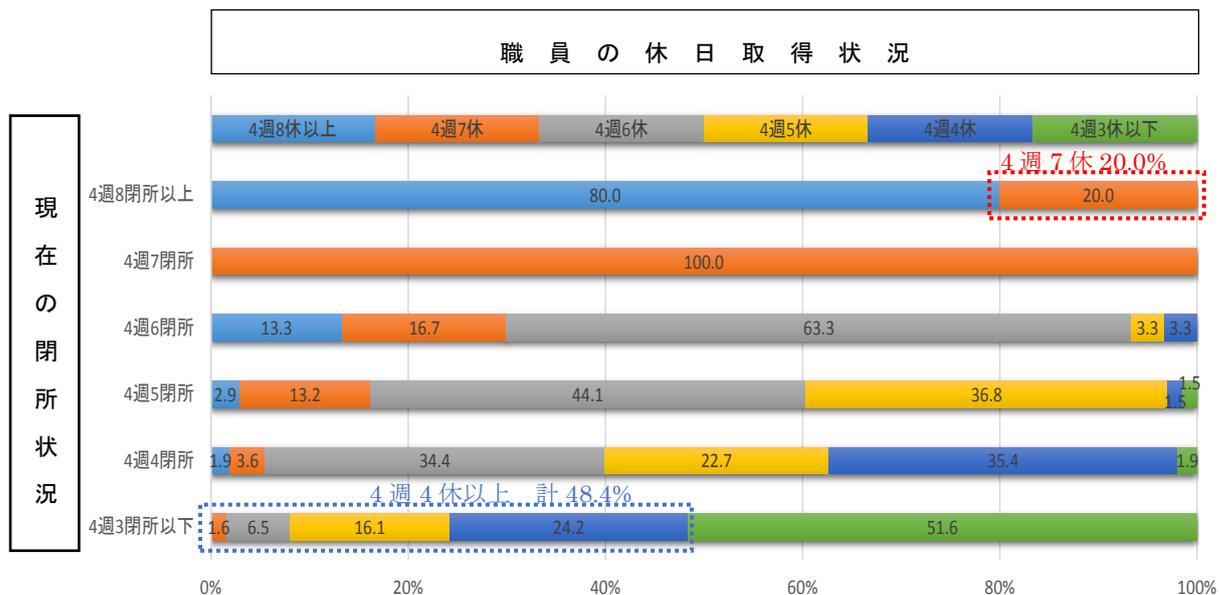


図 2-12 現在の技術系職員数 と 職員の休日所得状況

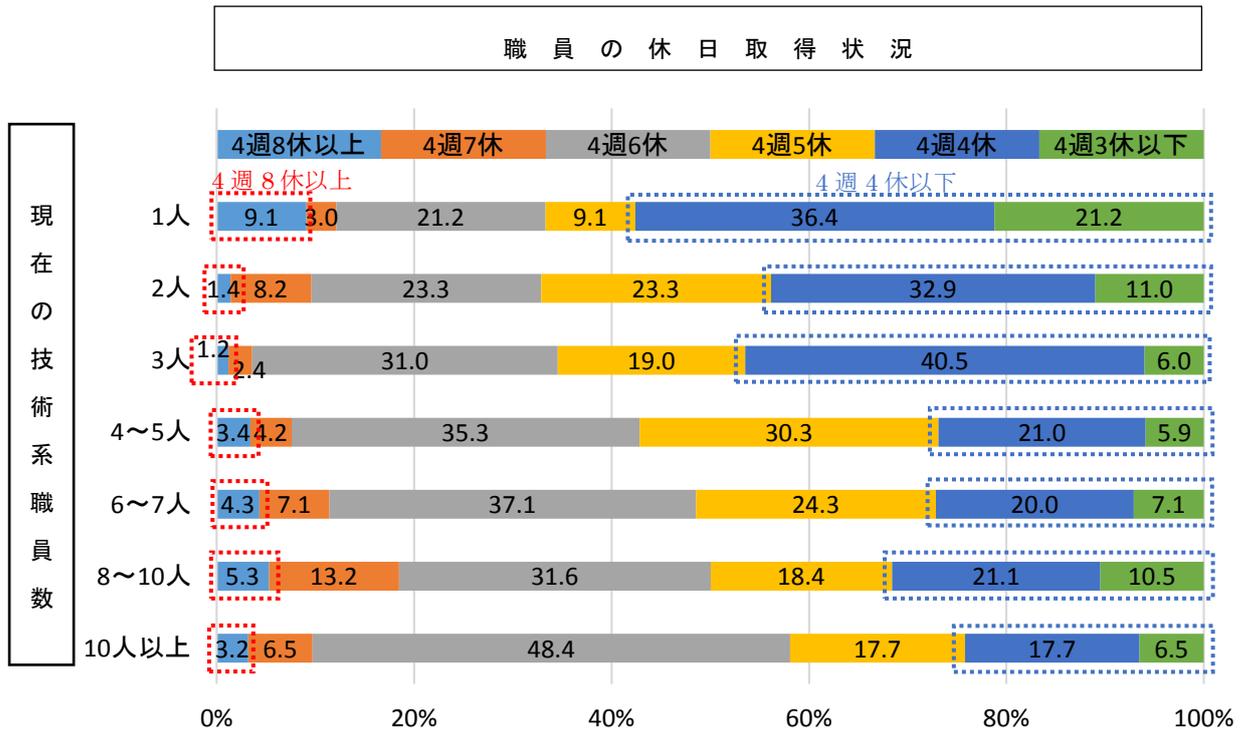


図 2-13 現在の技術系職員数 と 適正だと思う技術系職員数

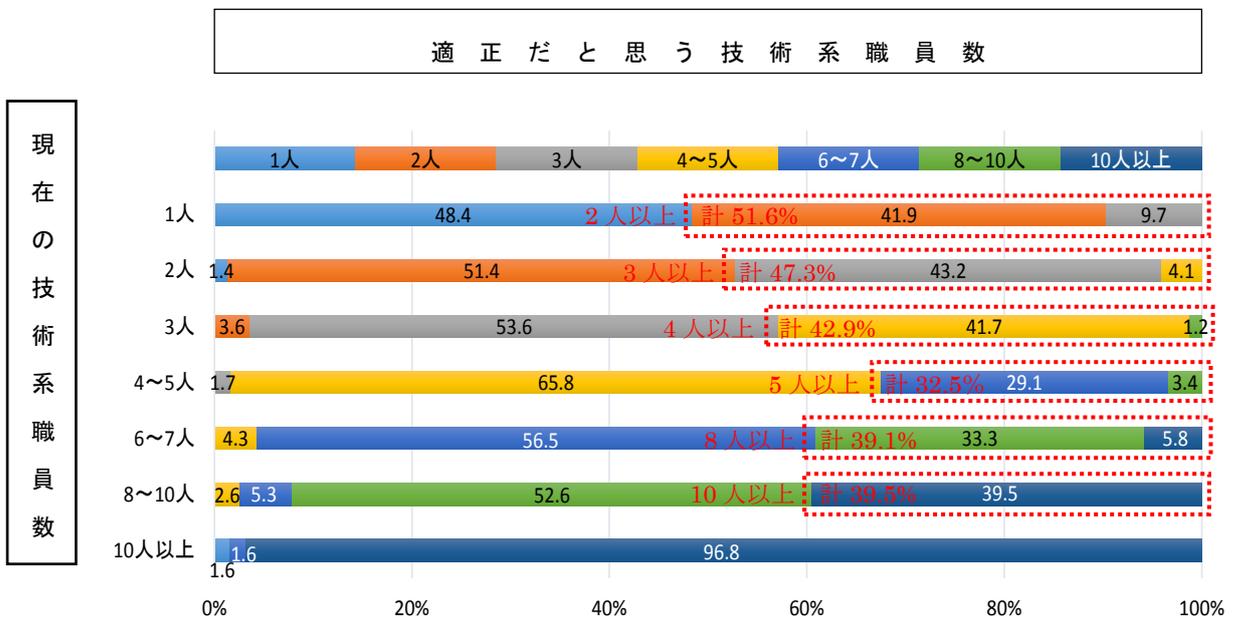


図 2-14 工期変更した理由（該当するもの全て）※工期変更があった作業所のみ
（自由筆記は P32）

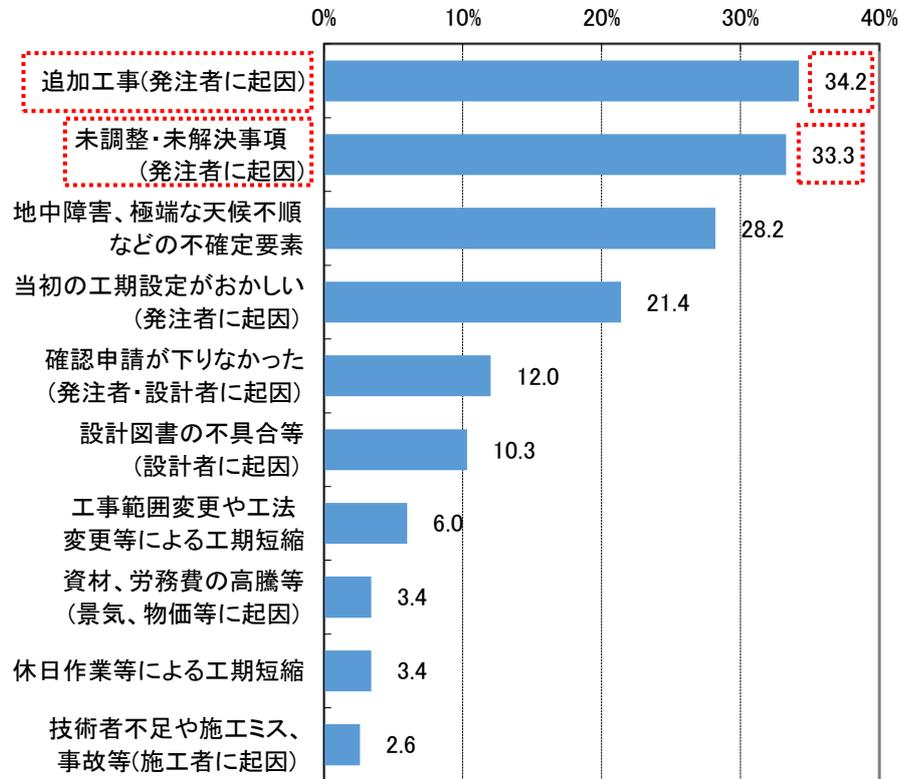
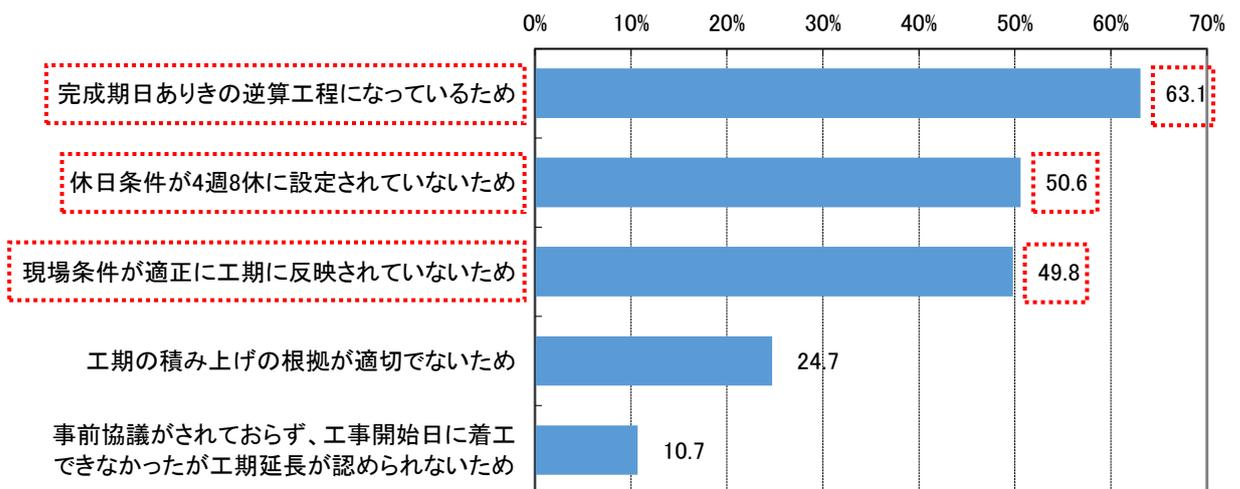


図 2-15 契約工期が所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由（3つ以内選択）
（自由筆記は P33）



(2) アンケートから見える現状

- ①「受注時の閉所設定（図 2-1～図 2-2）」の 4 週 4 閉所以下は 76.6%で、発注者別では「民間デベロッパー82.5%」「その他民間企業・法人 77.7%」の順となり、全ての発注者において依然として受注時の閉所設定が厳しいことが分かりました。
- ②「現在の閉所状況（図 2-3～図 2-4）」の 4 週 4 閉所以下は 78.2%で、発注者別では「公社公団 87.5%」「その他省庁 82.1%」の順となり、全ての発注者において依然として現在も厳しい閉所設定であることが分かりました。
- ③「職員の休日取得状況（図 2-5～図 2-6）」の 4 週 4 休以下は 35.1%で、発注者別では「民間公益企業 66.7%」「国土交通省 50.0%」の順となり、全ての発注者において依然として厳しい休日取得状況であることが分かりました。
- ④「受注者の責によらない理由で契約工期から着工が遅れたか（図 2-7）」は 31 日以上が 12.5%となり、「工期が延長した場合の月数（図 2-8）」は 66.0%が 2 ヶ月以上となったことから、受注者の責によらない着工遅れに他の理由が重なることで、大幅に工期が延長されている事が分かりました。
- ⑤「受注者の責によらない理由で契約工期から着工が遅れたかと工期が延長した場合の月数（図 2-9）」は、着工時に 31 日～60 日遅れた作業所が 1 ヶ月以下工期延長したのが 50.0%、着工時に 61 日～90 日遅れた作業所が 2 ヶ月以下工期延長したのが 20.0%、91 日を過ぎても着工できなかった作業所が 3 ヶ月以下工期延長したのが 33.3%となったことから、前項で着工以降も工期延長傾向があることを加味すると、工期短縮の強い意向が働いていることが伺えます。
- ⑥「受注時の閉所設定と現在の閉所状況（図 2-9）」は受注時に 4 週 8 閉所以上だった作業所の 90.9%が現在は 4 週 4 閉所以下となり、作業所の閉所設定が着工時より明らかに悪化していることが分かりました。
- ⑦「現在の閉所状況と職員の休日取得状況（図 2-10）」は、現在 4 週 8 閉所以上の作業所で働く職員の休日取得状況は 20.0%が 4 週 7 休となり、作業所は閉所していても休めていない職員もいるということが分かりました。一方、現在 4 週 3 閉所以下の作業所で働く職員の休日取得状況は 48.4%が 4 週 4 休以上となったことから、厳しい閉所設定の作業所では、職員が交代で閉所日より多い休日確保すべく努力していることが分かりました。
- ⑧「現在の技術系職員数と職員の休日取得状況（図 2-11）」は、4 週 8 休以上休めている割合は技術系職員数で大きな差は出ませんでした。4 週 4 休以下しか休めていない割合は技術系職員数が少ない作業所ほど高い割合となり、交代要員が少ない作業所の厳しい実態が分かりました。
- ⑨「現在の技術系職員数と適正だと思ふ技術系職員数（図 2-12）」は、現在の技術系職員数よりも 1 人以上多い人数が適正だと思ふ作業所は、1 人の作業所は 51.6%、2 人の作業所は 47.3%、3 人の作業所は 42.9%、4～5 人の作業所は 32.5%、6～7 人の作業所は 39.1%、8～10 人の作業所は 39.5%となり、職員は現状の配置人数が足りていないと感じていることが分かりました。
- ⑩「工期変更した理由（該当するもの全て）※工期変更があった場合のみ（図 2-13）」は、「追加工事（発注者に起因） 34.2%」「未調整・未解決事項（発注者に起因） 33.3%」の順となり、発注者に起因する要因での工期変更が多いことが分かりました。

⑩「契約工期が所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由(3つ以内選択)(図2-14)」は、「完成期日ありきの逆算工程になっているため63.1%」「休日条件が4週8休に設定されていないため50.6%」「現場条件が適正に工期に反映されていないため49.8%」の順となり、逆算工程や4週8休ではない休日条件、現場条件が適正に反映されていない工期等が所定外労働時間の増加に密接につながっていることがわかりました。

(3) 考察

国交省が建設産業活性化会議で週休2日制度の実現を打ち出した今もなお、受注時の閉所設定の76.6%は4週4閉所以下となっています。閉所設定は着工後も改善されることなく、35.1%が4週4休以下しか休めていません。また、着工が遅れた月数よりも工期が延長されていない作業所があることから、工期短縮の強い意向が働いていることが伺えます。厳しい閉所設定においても、職員は交代で閉所日より多い休日確保すべく努力していますが、交代要員の少ない小規模な作業所では休日取得日数はより厳しい結果となっています。完成期日ありきの逆算工程を改め、4週8休の休日条件や、現場条件の適正な工期反映などによって、一刻も早く、適正な工期での発注徹底が図られなければなりません。

また、職員は現状の配置人数が足りていないと感じており、受注者によるプラス1の人員配置が強く求められます。

3) 4週8休をするために

(1) アンケート結果

図 3-1 4週8休できないと思う要因(全て選択) (自由筆記は P42)

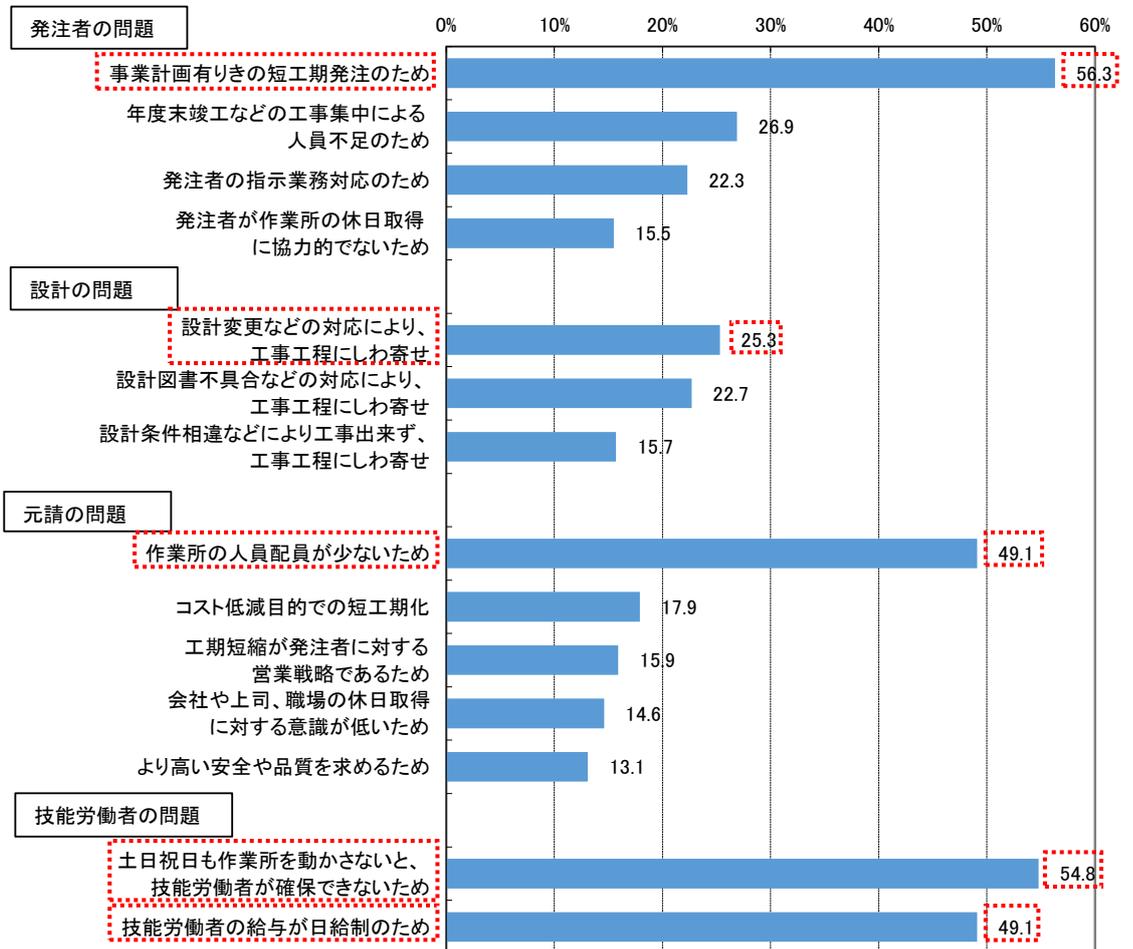


図 3-2 適正工期に影響する要因のうち、発注者が負担すべきであると思うものは何か (全て選択)

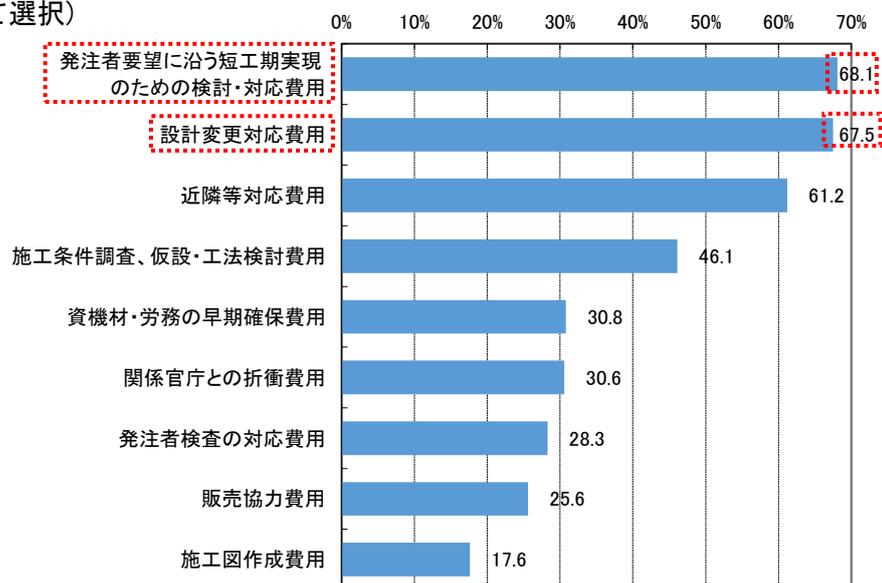
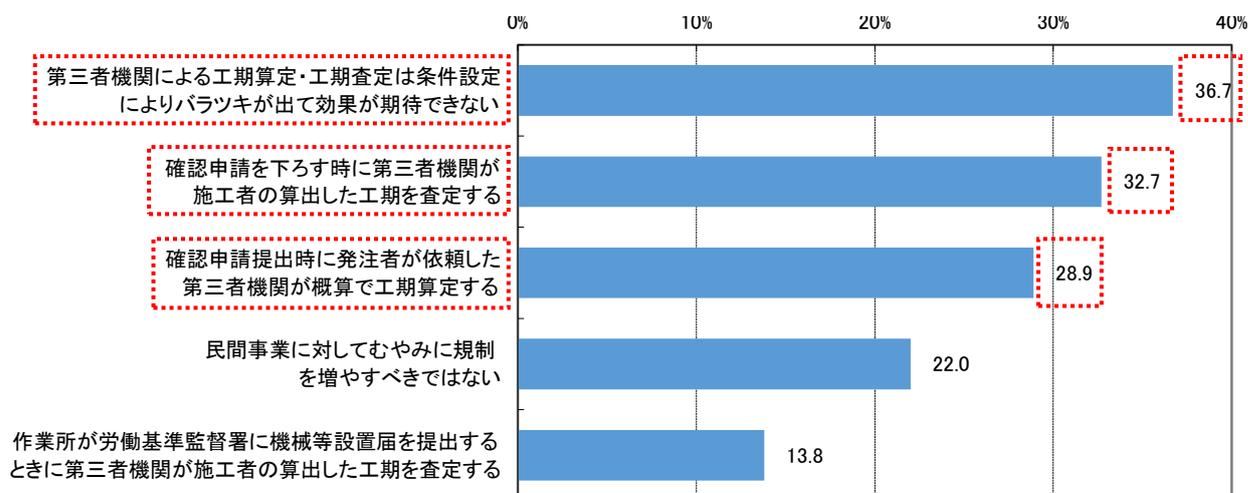


図 3-3 「第三者機関による工期算定・工期査定」の考えに近いものは何か(全て選択)
(自由筆記は P43)



(2) アンケートから見える現状

- ① 「4週8休できないと思う要因(全て選択)(図3-1)」は、発注者の問題では「事業計画ありきの短工期発注のため56.3%」、設計の問題では「設計変更などの対応により工事工程にしわ寄せ25.3%」、元請の問題では「作業所の人員配置が少ないため49.1%」、技能労働者の問題では「土日祝日も作業所を動かさないと技能労働者が確保できないため54.8%」「技能労働者の給与が日給制のため49.1%」となり、工事に関わる様々な立場による要因が絡み合い4週8休の阻害要因となっていることが分かります。
- ② 「適正工期に影響する要因のうち、発注者が負担すべきであると思うものは何か(全て選択)(図3-2)」は、「発注者要望に沿う短工期実現のための検討・対応費用68.1%」「設計変更対応費用67.5%」「近隣等対応費用61.2%」の順となり、短工期要請や設計変更要請などについて、費用面でも発注者が負担すべきであると考えていることが分かりました。
- ③ 「『第三者機関による工期算定・工期査定』の考えに近いものは何か(全て選択)(図3-3)」は、「第三者機関による工期算定・工期査定は条件設定によりバラツキが出て効果が期待できない36.7%」「確認申請を下ろす時に第三者機関が施工者の算出した工期を査定する32.7%」「確認申請提出時に発注者が依頼した第三者機関が概算で工期算定する28.9%」の順となり、第三者機関による工期算定・工期査定の実効性を不安視する一方で、第三者機関による工期算定・査定によって適正な工期が実現することへの期待感を感じさせる結果となりました。

(3) 考察

4週8休の実現には様々な問題があり、また複雑に絡み合っています。4週8休できる適正な工期を実現するためには、様々な形、場面での発注者の理解・協力が不可欠です。そして、4週8休出来ないと思う要因の中で特に多かった4項目からは、「1. 事業計画ありきの短工期発注の根絶」「2. 技術者の適正な人員配置及びそれを可能にする受注」「3. 技能労働者の処遇改善」「4. 技能労働者の雇用契約改善」の4つの速やかな実現が不可欠です。国土交通省

の強いリーダーシップを期待するとともに、それぞれの立場で改善への一歩を確実に押し進めていかなければなりません。

また、適正な工期の実現のためには、実効性を不安視する声もあるものの、受注者でも受注者でもない公正中立な第三者機関の関与を求める声は存在します。発注者、受注者の自助努力による適正工期実現を待つだけではなく、国土交通省には第三者による何らかの工期基準確立に向けた検討を望みます。

4) 多様な入札契約方式等について

(1) アンケート結果

図 4-1 多様な発注方式についての考えに近いものは何か(全て選択) (自由筆記は P44)

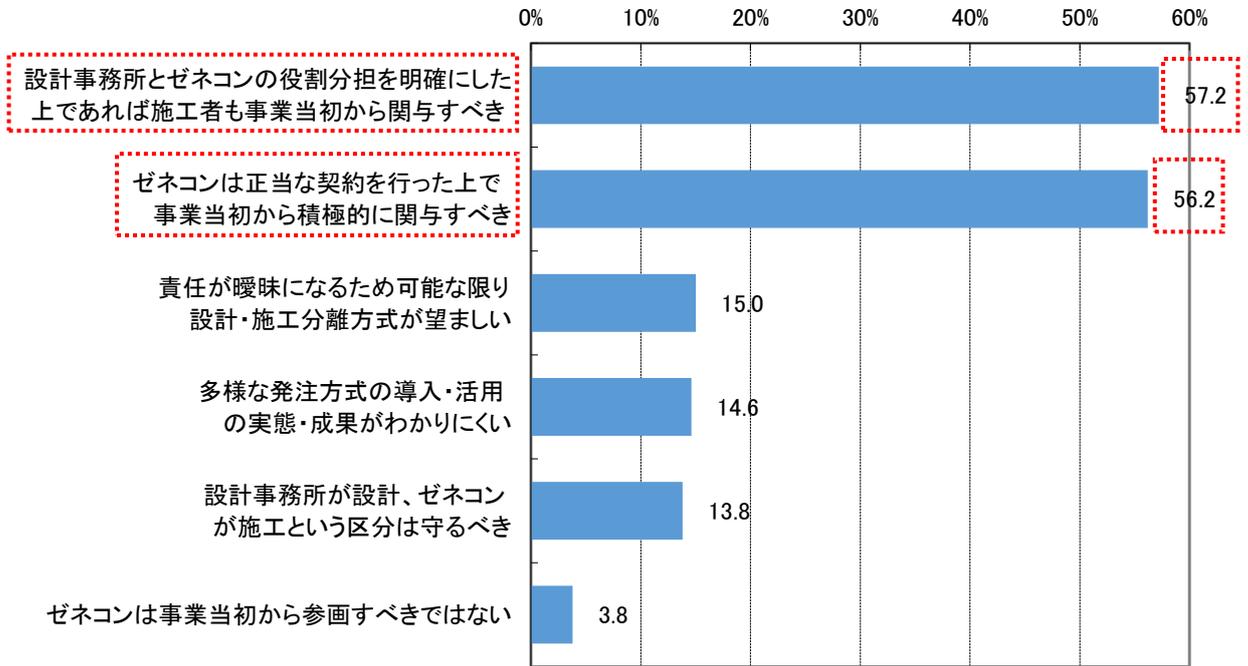


図 4-2 発注のあり方として、今後推進すべきだと思う方式は何か(全て選択) (自由筆記は P50)

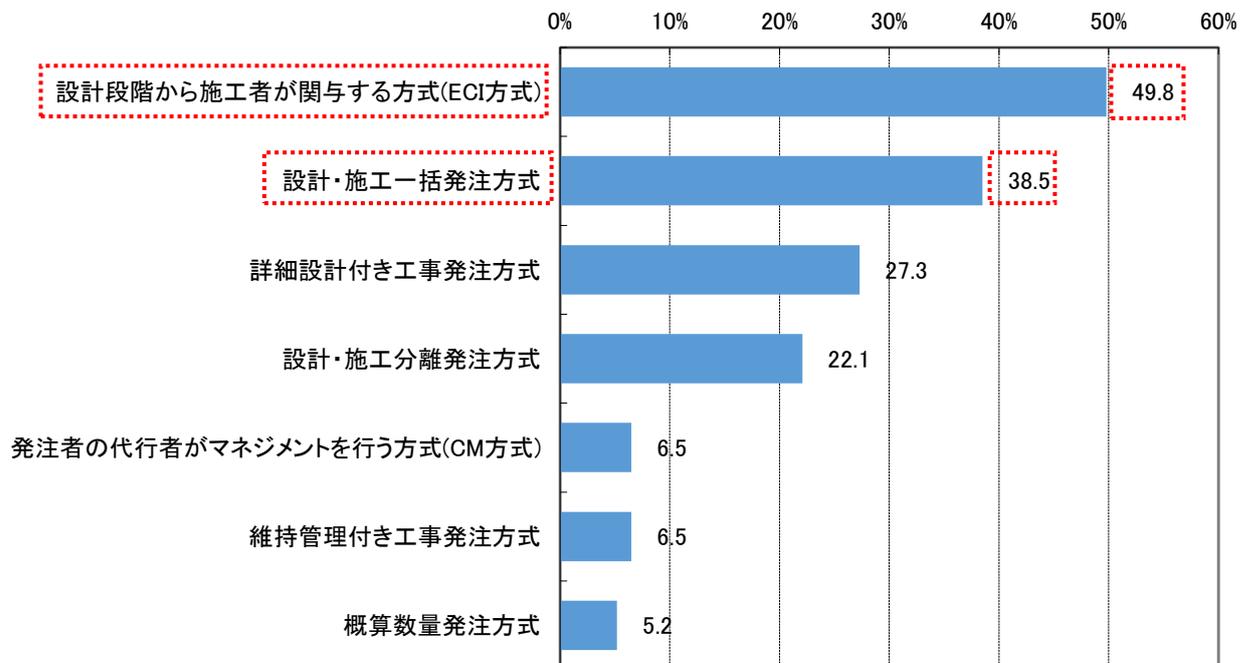


図 4-3 施工BIMの活用推進についての考えに近いものは何か(全て選択) (自由筆記は P50)

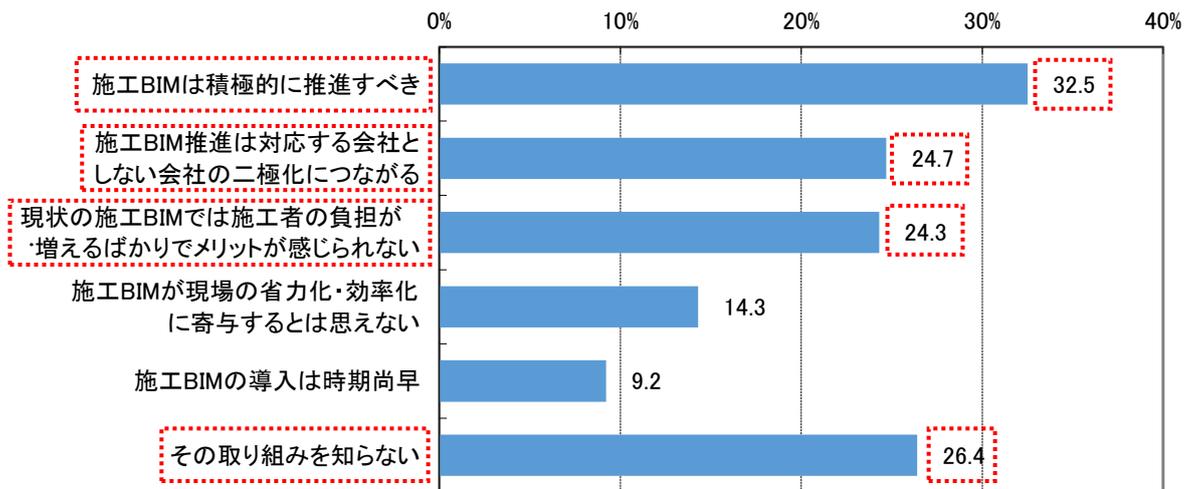
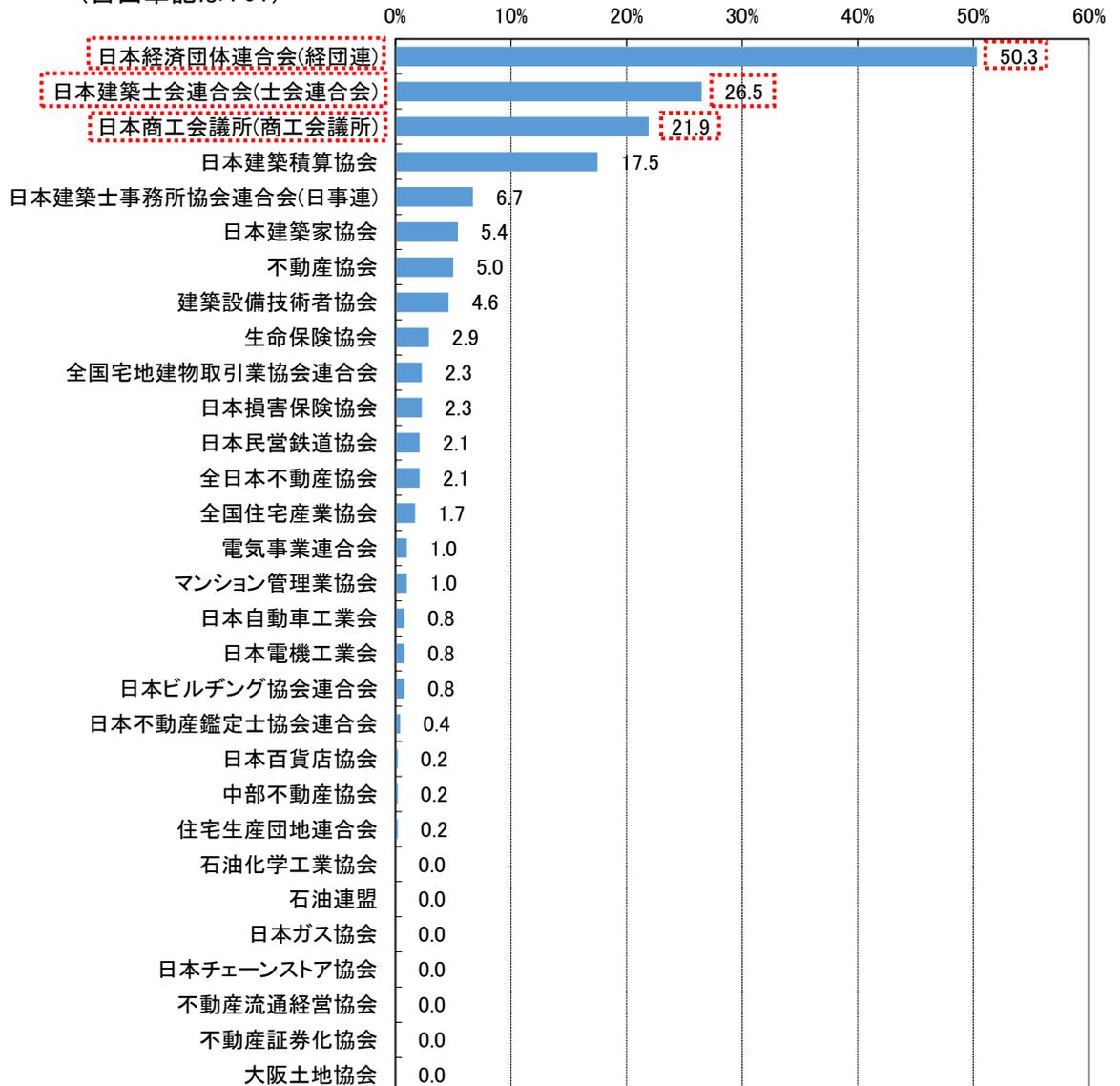


図 4-4 日建協の建築(民間)工事の提言先として重要視すべきと考える団体はどこか(3つ選択) (自由筆記は P51)



(2) アンケートから見える現状

- ①「多様な発注方式についての考えに近いものは何か(全て選択) (図 4-1)」は、「設計事務所とゼネコンの役割分担を明確にした上であれば施工者も事業当初から関与すべき 57.2%」「ゼネコンは正当な契約を行った上で事業当初から積極的に関与すべき 56.2%」の順となり、事業当初からの関与を求める声が非常に多いことが分かりました。
- ②「発注のあり方として、今後推進すべきだと思う方式は何か(全て選択) (図 4-2)」は、「設計段階から施工者が関与する方式 (E C I 方式) 49.8%」「設計・施工一括発注方式 38.5%」の順となり、事業当初からの関与を求める声を裏付ける結果となりました。
- ③「施工 B I M の活用推進についての考えに近いものは何か(全て選択) (図 4-3)」は「施工 B I M は積極的に推進すべき 32.5%」「施工 B I M 推進は対応する会社としない会社の二極化につながる 24.7%」「現状の施工 B I M では施工者の負担が増えるばかりでメリットが感じられない 24.3%」の順となり、施工 B I M を推進すべきと思う反面で普及が容易に進まないと感じていることが分かりました。また、「その取り組みを知らない」が依然として 26.4%いることから、取り組みの温度差を伺わせる結果となりました。
- ④「日建協の建築(民間)工事の提言先として重要視すべきと考える団体はどこか(3つ選択) (図 4-4)」は、「経団連 50.3%」「士会連合会 26.5%」「商工会議所 21.9%」の順となり、あらゆる産業を網羅する経団連への提言を求める声が多いことが分かりました。

(3) 考察

「設計事務所との役割分担」や「発注者との正当な契約の上で」との条件付きではありますが、E C I 方式や設計・施工一括発注方式によって事業当初から関与し、適正工期等の確保につなげたいという技術者の思いを感じる結果となりました。施工 B I M については、今後一層環境整備が進み課題が検討されることで、作業所が導入メリットを感じられるものになっていくことが期待されます。

また、多様な入札契約方式の推進にあたっては、経団連を始めとする民間経営者団体等に対して、作業所に従事する技術者や技能労働者の労働環境改善を訴え、多様な入札契約方式の理解促進を求めていくことも重要です。

5) 低価格受注について

(1) アンケート結果

図 5-1 低価格受注が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じるか
(自由筆記は P62)

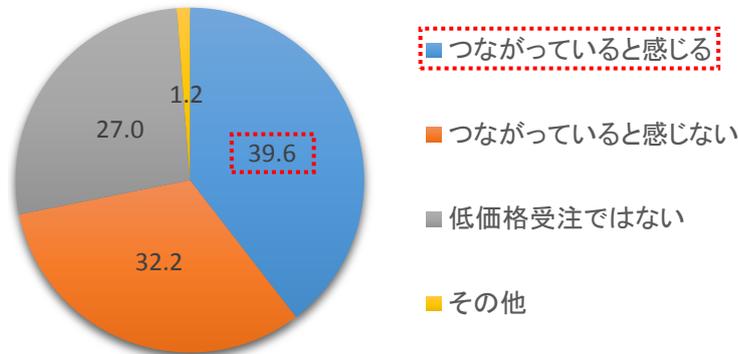
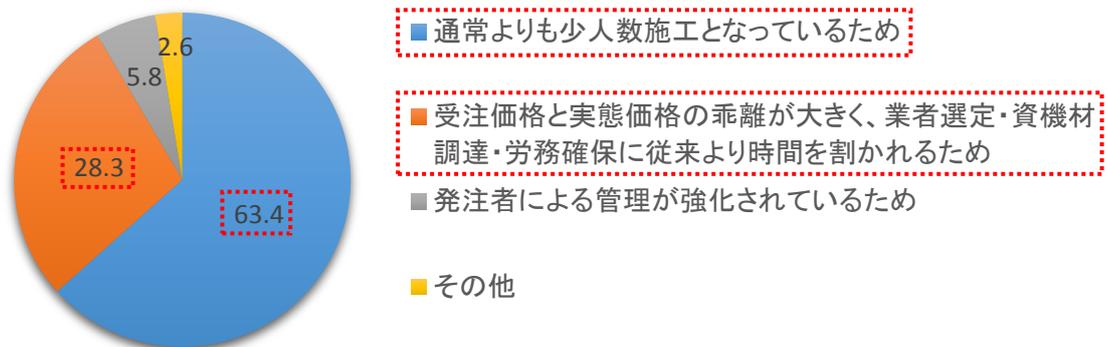


図 5-2 低価格受注が所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由
(つながっていると感じると答えた人) (自由筆記は P62)



(2) アンケートから見える現状

- ①「低価格受注が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じるか(図 5-1)」は、約 4 割が「つながっていると感じる」となり、依然残る低価格受注が、作業所職員の労働環境を悪化させていることがわかりました。
- ②「低価格受注が所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由(つながっていると感じると答えた人)(図 5-2)」は「通常よりも少人数施工となっているため」が 63.4%と非常に多く、適正な人員配置が出来ていないことが分かります。また、「受注価格と実態価格の乖離が大きく、業者選定・資機材調達・労務確保に従来より時間を割かれるため」は 28.3%となり、低価格受注により負のスパイラルが発生していることが分かります。

(3) 考察

低価格受注ではないとの回答も 3 割弱いたものの、低価格受注が要因となって所定外労働時間の増加につながっていると回答は約 4 割となり、その内の 6 割超が「通常よりも少人数施工となっているため」と答えています。発注者と受注者が協力して適正な人員を配置できる適正価格での発注を実現しなければなりません。

6) 片務性について

(1) アンケート結果

図 6-1 発注者の片務性が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じるか
(自由筆記は P68)

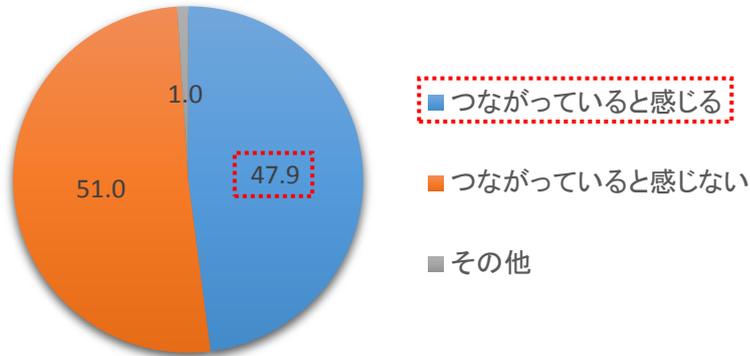


図 6-2 発注者と受注者間の片務性が所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由
(3 つ以内選択) (つながっていると感じると答えた人) (自由筆記は P68)

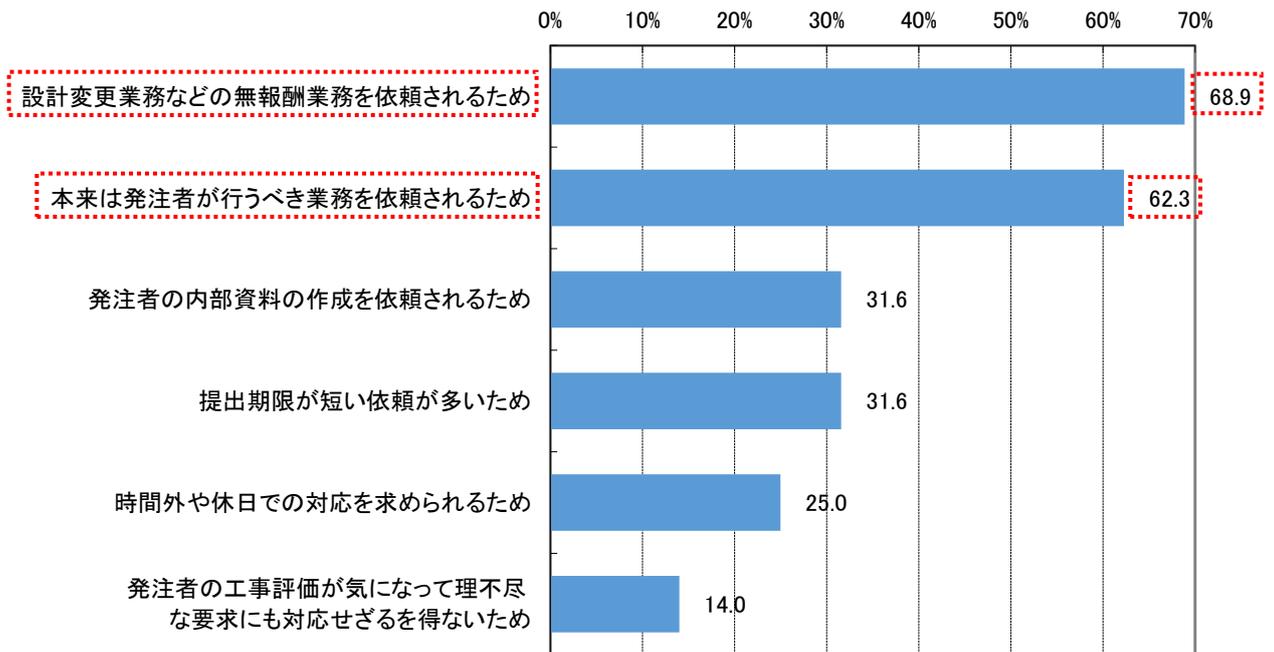


図 6-3 設計者の片務性が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じるか
 (自由筆記は P73)

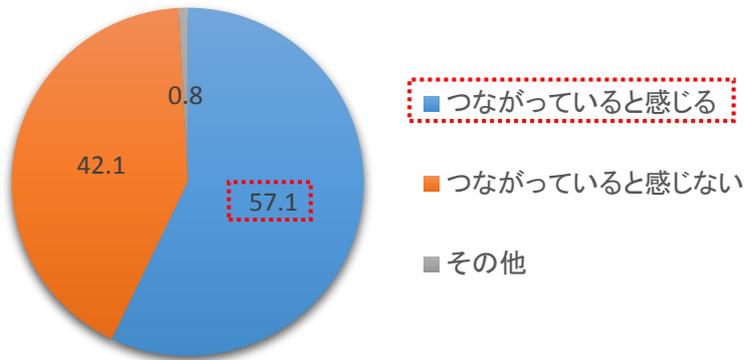


図 6-4 設計者と施工者間の片務性が所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由
 (3 つ以内選択) (つながっていると感じる人) (自由筆記は P73)

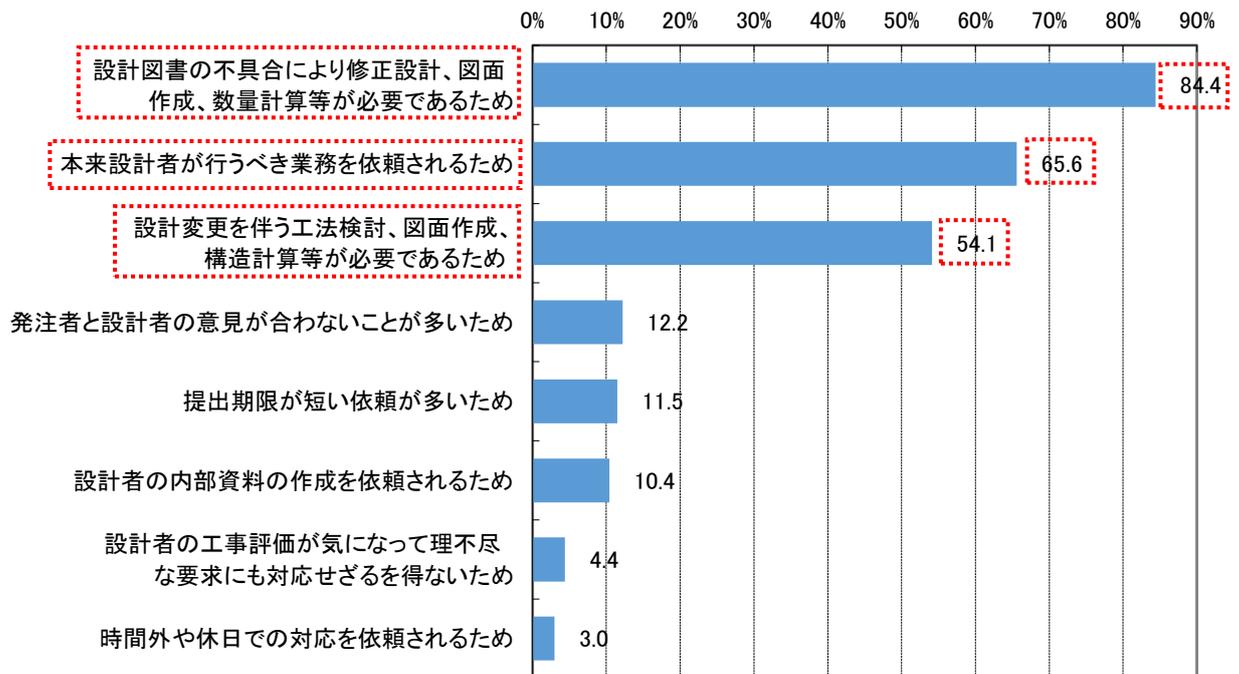
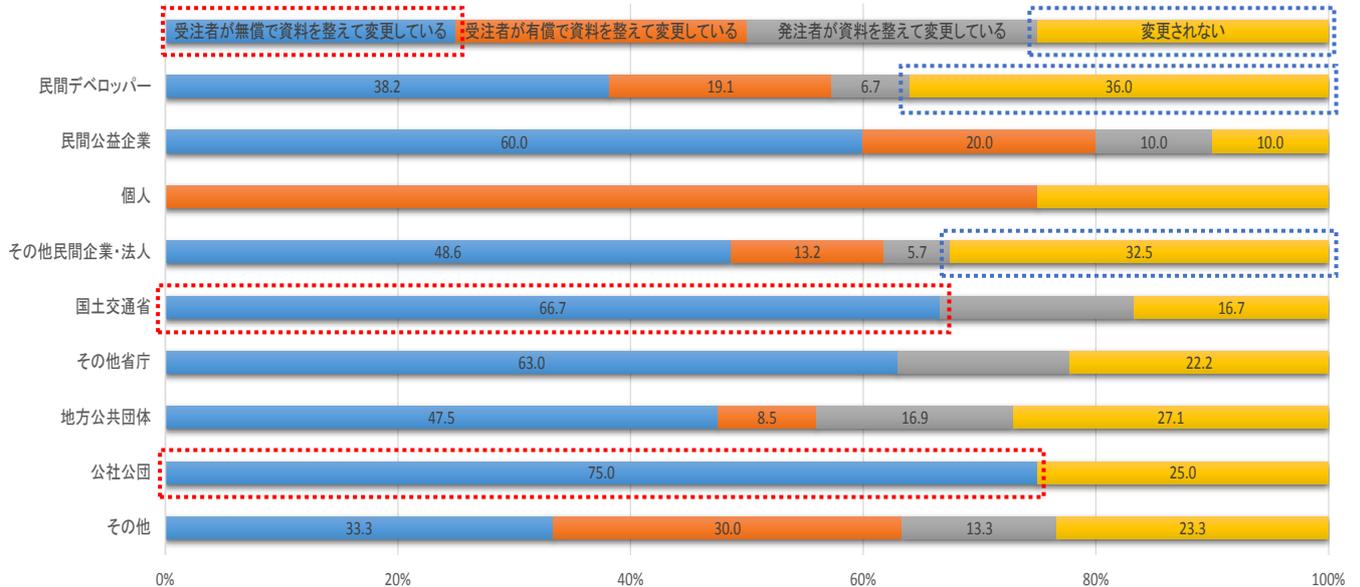


図 6-5 契約条件が実際と異なる場合に工期や価格の変更はされるか



図 6-6 発注者別 契約条件が実際と異なる場合に工期や価格の変更はされるか



(2) アンケートから見える現状

- ①「発注者の片務性が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じるか(図 6-1)」は、47.9%が「つながっていると感じる」となり、依然残る発注者の片務性が作業所職員の労働環境を悪化させていることがわかりました。
- ②「発注者と受注者間の片務性が所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由(3つ以内選択)(つながっていると感じると答えた人)(図 6-2)」は、「設計変更業務などの無報酬業務を依頼されるため 68.9%」「本来は発注者が行うべき業務を依頼されるため 62.3%」の順となり、発注者が行うべき業務を作業所で行っていることに対し不満を感じていることがわかりました。

- ③「設計者の片務性が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じるか(図 6-3)」は、57.1%が「つながっていると感じる」となり、依然残る設計者の片務性が作業所職員の労働環境を悪化させていることがわかりました。
- ④「設計者と施工者間の片務性が所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由(3つ以内選択)(つながっていると答えた人)(図 6-4)」は、「設計図書の不具合により修正設計、図面作成、数量計算等が必要であるため 84.4%」「本来設計者が行うべき業務を依頼されるため 65.6%」「設計変更を伴う工法検討、図面作成、構造計算等が必要であるため 54.1%」の順となり、設計者が行うべき業務を作業所で行っていることに対し不満を感じていることがわかりました。
- ⑤「契約条件が実際と異なる場合に工期や価格の変更はされるか(図 6-5、図 6-6)」は、「受注者が無償で資料を整えて変更している」が 47.0%になり、受注者の責によらない理由で作業所の労働環境が悪化していることを裏付ける結果となりました。発注者別では「公社公団 75.0%」「国土交通省 66.7%」の順であり、適正な運用の徹底が求められます。一方で「変更されない」は 29.6%で、発注者別では「民間デベロッパー 36.0%」「その他民間企業・法人 32.5%」の順であり、民間企業の率が高くなっていることがわかります。工期・価格の変更が行われるよう、一刻も早い改善が必要です。

(3) 考察

作業所の半数は「本来発注者や設計者が行うべき業務が所定外労働時間の増加につながっている」と感じています。契約条件が実際と異なる場合の工期や価格の変更についても、6割強が受注者の対応で、内約5割は無償、更には変更すらされないとの回答も約3割ありました。発注者や設計者には、作業所との協議を通じ、工期や価格の変更に真摯に対応することが求められます。

7) その他アンケートに寄せられた疑問や問題点など（自由筆記） ※（ ）内は発注者

(1) あなたの作業所の現在の閉所状況を1つ選んでください。また、受注時における閉所設定と違う場合は、その理由もお答えください（グラフはP12 図 2-3）

- ・基本的に夜間作業がメインで日曜日のみ閉所となるが、平日に作業が出来ない日があるので、その代わりに日曜日に作業を行う場合がある。また、急遽当初予定ではない日に作業が中止になる場合もあり、基本的に休みが不定期となりやすい。（民間公益企業）
- ・騒音のある改修工事や場内道路通行止め作業は土日にやるよう施主より求められるため。（公社公団）
- ・契約時に工期短縮の依頼があり、目標となっているため。（民間デベロッパー）
- ・竣工間際であり、工事の遅れを取り戻すため。着工時は4週8閉所を目指して休んでいたが、そのツケが回ってきたともいえる。（その他民間企業・法人）
- ・短工期受注。工事期間中に工期を伸ばしてもらった経緯があるため、閉所しにくい環境である。（その他民間企業・法人）
- ・工程上余裕があると思うが、天候や職人さんの集まり具合等不透明な事が多いので、可能な限り工事を進めたい。（その他民間企業・法人）
- ・設計変更が多く、工期が逼迫してきているため。（その他民間企業・法人）
- ・地域の実情によって作業員が休めない。（その他民間企業・法人）
- ・職人不足により現場を開所しなければ間に合わない状況だったため。（民間デベロッパー）
- ・建設業の習慣上、日曜日休みのみ。（地方公共団体）
- ・引渡期日からの逆算工程で、現場の状況に沿った工程表でないため。（民間デベロッパー）
- ・稼働、営業中の工場敷地内での工事のため、主たる工事を休日に行う必要があるため、工事進捗状況に合わせ流動的に閉所日を決めているため。（その他民間企業・法人）
- ・隣地事業主敷地には土・日曜日・休日にしか揚重機が据えられないため。（その他民間企業・法人）
- ・土曜祝日は仕事ができるから。（地方公共団体）
- ・工事着工時より日が浅く、現場が落ち着くまでは、交代で休みを取るのが精一杯である。（その他民間企業・法人）
- ・工期はあるが、土曜日閉所とすると協力業者から不平が出るため。職人さんは月給制ではないところがほとんどのため。（その他省庁）
- ・工場稼働が24時間体制で休業日がないので、最低でも4週4閉所程度が妥当となる。（その他民間企業・法人）
- ・受注時の休日設定はされていないためわかりません。（地方公共団体）

(2) 工期変更した（予定含む）理由を全て選んでください。（グラフは P17 図 2-14）

- ・発注者の査定が遅く、竣工日は変わらないが着手日が遅れる。（民間公益企業）
- ・公共工事であるが、本計画に予算が無いため 減額設計変更実施。（国土交通省）
- ・国からの認可が遅れた。（地方公共団体）
- ・居住者居ながらの耐震工事であり、居住者の苦情により約 15 日着工が遅れた。（公社公団）
- ・顧客の都合（決算期末完工を避けたいため）。（その他民間企業・法人）
- ・予算取りの関係で躯体工事と仕上工事が分離発注となり、仕上工事の発注時期がずれたため。（その他省庁）
- ・施工のし辛さ（安全、品質、工程）を全く考えていない設計の建物である。今時の仕様でコストが上がるという事は工期も掛かるという当たり前の事を理解出来る人が少ない（いない）。（民間デベロッパー）
- ・隣接工区との取合い検証不足。（民間デベロッパー）
- ・発注者上層部の鶴の一声で計画やりなおし。2 年間の中断を経て再着工。（その他民間企業・法人）
- ・別途工事が入札不調のため、工事続行が不可能になり休止した。（その他省庁）
- ・確認申請が下りるのが遅かったにも関わらず、発注者の意向により仮使用開始時期が早まった。（その他民間企業・法人）
- ・解体工事を含む病院施設であり、病院都合により解体工事に着手出来なかった。また、追加・変更工事量が膨大にある。（その他省庁）

(3) あなたの作業所では、契約工期が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じますか。1つ選んでください。

- ・現状休みは取れているが、躯体工事・内装工事時に土曜・祝日の休暇を見込んでいないため、今後所定外労働時間の増加があるのではないかとと思われる。（民間デベロッパー）
- ・契約工期に余裕があった方が良いが、個々の処理能力で増加傾向となっているのが現状。（民間デベロッパー）
- ・工事開始にどうしても準備期間が必要なのに、いきなり工事スタートの日数換算となっているため。（地方公共団体）
- ・工期は延長だが工事期間は実は縮小。（国土交通省）
- ・当初適正工期で発注されても、設計変更等に関わる業務など、必要労働時間は減る事は無いが、増加する事は必至。（民間公益企業）
- ・基本、3 ヶ月の工期のあいだ休日が取れない（ただし交代要員がいれば取れる）。（その他民間企業・法人）
- ・契約工期を守ろうとすると、必然的に実施する工事期間が決まり、必然的に準備する内容が決まるので、所定外時間まで必要になる。（民間デベロッパー）
- ・配属社員の構成によるもので事務所作業が多く負担にはなっている。（その他民間企業・法人）

- ・いかなる要因があっても工期は守るものという風潮があり、工期延長に対する抵抗は大きい。（その他民間企業・法人）
- ・工程よりも人員配置の問題が大きいと思われます。（民間デベロッパー）
- ・人的資源が居ない事が分かっているのに、この工期で請けた事が（所定外労働時間）の増加につながっている。（民間デベロッパー）
- ・職員の人員不足により、どうしても残業せざるをえない。昼間は現場管理の業務があり、必然的に図面チェックなどの工務的な業務は残業時間となる。（地方公共団体）
- ・工期というより仕様変更により生じる労務の量が多い（図面のやり取り、見積作成、サンプル用意等同一作業が複数回生じる）。（個人）
- ・写真、ISO等書類作成作業が多いため。（地方公共団体）
- ・休日しかできない作業があるために所定外労働時間が増加している。（その他民間企業・法人）
- ・発注者の未調整ありき。（その他省庁）
- ・近隣等含め、様々な要因が潜在している。また工事の特性上、契約延長はないため、今後の進捗具合によっては、休めなくなる可能性も内包している。（その他民間企業・法人）
- ・日中作業のみでは不可能な工程で契約したため。（その他）
- ・業務の質をどこまで求めるかにより変わり、適正工期であったとしても取り組む内容を増やせば業務量も増え、労働時間増加につながる。（民間デベロッパー）
- ・見積案件等、工事とは別に依頼が多い。（その他民間企業・法人）

(4) 契約工期が所定外労働時間の増加につながっていると感じる主な理由を3つ以内で選んでください。（グラフはP17 図2-15）

- ・着工時の計画をもっと詰めておきたい。（その他民間企業・法人）
- ・設計図が非常に疎か。確認検討事項が多すぎる。（地方公共団体）
- ・平日の作業制限が着工前より必ず厳しくなるため。改修工事なので工事中も平日は営繕活動や新規案件の計に対処があり、平日に2日休めない。（その他民間企業・法人）
- ・県発注の工事は工期設定がおかしい。（地方公共団体）
- ・3つ以内と規定している事がわからない。全て該当。こういうことが分かっている、あるいは分かっているでも改善・実践できる人がいない。（民間デベロッパー）
- ・作業員の確保が困難であり、土休を設定できる状況にない。（その他民間企業・法人）
- ・契約工期に余裕がない為、近隣等の予定外作業が発生した場合、時間外にて調整する必要がある。（民間デベロッパー）
- ・複数ある既設改修工事及び追加工事の工期も、新設工場の工期と同じに設定されており、並行して行うにはどうしても残業や休日出勤が多くなるため。（その他民間企業・法人）
- ・契約日と工期開始日が同日若しくは近い為、工事準備が整わない時点で始まる。（その他民間企業・法人）
- ・適正工期の基準・考え方が時代と共に変化しないため。（その他省庁）

- ・工期を守るため工法を変更した。計画及び現場施工管理が通常より増えている。（民間デベロッパー）
- ・鉄骨製作図のチェック、打合期間、製作期間が工期に反映されていない。（その他民間企業・法人）
- ・過去の実績等から勘案される配員や工程などの設定が、もともと厳しいものである。（その他民間企業・法人）

(5) 契約段階の工期設定における問題点についてご自由にお書きください。

- ・発注者の契約予定日と実際契約となる予定日に相違があり、工期短縮が求められることが多い。（民間公益企業）
- ・付帯工事の工程が含まれていない。（民間公益企業）
- ・計画・設計の遅れ等で確認申請が下りるのが遅れてしまったが、引渡日（使用開始日）が決まっているので工期に余裕がない。（その他民間企業・法人）
- ・そもそも日本の建設業界は高度成長期時代に出来てしまった習慣や慣例がそのまま相変わらず流れている雰囲気未だにあり、工期の設定が土曜、祝日も普通に作業日にカウントされたようなものになっており、余裕をみた期間が得られていない。また、年末・年度末に無理やり合わせたような設定にされることが多く、竣工時期の分散化がいつまでたってもされない。（民間公益企業）
- ・社会情勢、景気、人材の不足等を考慮した工期設定にしなければ、これまでの積算や契約で適正な工期であったとしても、常に階数+ α という短略的な設定では適正な工期とはいえないと思う。契約があるから工期を伸ばせないというのであれば契約しない方がいいと思う。今後は適正な工期でなければ受注しない動きになっていかないと改善されていかないとと思う。（民間デベロッパー）
- ・日曜日以外の休日を見込まずに工期設定をしているため、天候不良などで工程が伸びてしまった場合には日曜日をつぶしてまで工事を進めなければいけなくなる。契約を取るために無理して短縮した工程を現業に押し付けるのはどうかと思う。発注者側の意識も変えていただかないとこの問題は改善されないのではないかと。（民間デベロッパー）
- ・契約段階での工期設定は実施工程とは違うので、見落としが多すぎる場合工程が切迫し、必然的に休日がなくなる。（民間公益企業）
- ・契約時に提示された工期が適正でない旨を発注者と協議しても、完成引渡期日の変更が認められない。（その他民間企業・法人）
- ・別途発注工事の調整がされていない中で先行して建築工事を行っても、結局後に続かないので工期内に完成しない状態になっている。その別途発注工事は事業主の内部調整がスムーズに行われてない場合がほとんどであるので、事前調整を密に尚且つ迅速に行うべきだと思う。（民間公益企業）
- ・元請側の問題点：受注契約前に現業部隊を現場に配属出来ない（経費の問題）。実際現場を取り扱う現業部隊が計画を行わないから、現場に適正な詳細な計画になっていない。計画する部署は実際に現場を取り扱う訳ではないので、責任感が希釈。むしろ現場に見合っ

ていない計画を、現業部は修正するのに時間を費やしてしまう事もある。計画の修正見直しをしながら、図面の整正を行わなければならない。

発注側の問題点：契約前に計画費として特定の建築会社に支出出来ないから、計画はどうあれ、見積の上がり金額のみで、発注先を決定してしまう。契約すれば即工事着手出来るものであると思っている発注者が多い。実際には計画の見直しや諸官庁への諸々の手続きで30日以上はかかる事を認識していない。構造と意匠の図面の相違はあるはずが無いと思いついでいる。無い方がおかしいと認識していない。などなど。（民間公益企業）

- ・契約工期的には問題ないが、施設利用開業日が契約工期よりも前に設定されているため、自然と開業に間に合うような施工を要求される。（民間公益企業）
- ・契約段階で客先へ提出した工程表では土曜日通常作業日となっていますが、社内では土曜休日出勤、時間外労働を減らすよう指示が有り、非常に矛盾しております。また、工期末の契約工期と現場工期（作業日）の差が無いため、引き渡し書類の作成、撤去作業等の時間が少なく、休日出勤・時間外労働は避けられない状況となります。（その他）
- ・発注者に適正な工期が設定できるだけの技術者がいるとは思えないし、コンサル設計事務所も施工面ではゼネコンの方が長けているわけで、いつまでたってもこの人達が工期を設定する以上は適正工期を確保するのは困難だと思われます。（地方公共団体）
- ・竣工日ありきの設定になっている。これには、土休取得は考慮されていないのでは。注文者・設計者と施工者の適正工期設定への認識のずれが年々増大してきている。（地方公共団体）
- ・工期が適正工期まで延びれば経費も上がり工事価格も上がるため、受注に結びつかない。顧客にそれを理解して頂く必要がある。（公社公団）
- ・施主の要望する工期をそのまま請けて契約してしまう場合がある。労務の山（山積み）が混んでいる状況での受注により、労務不足となる。検査済証が下りず着工できない場合があり、引渡は補助金の関係で変えられない場合がある。着工日よりかなり前に先行発注物を発注していないと間に合わない場合があり、その期間をカウントしないで着工日直前に契約される場合がある。土日、祝日を休みでカウントしない工程表で契約をしている。（民間デベロッパー）
- ・受注に注力すると経費とのかけ引きとなり、適正な工期設定から外れる。（その他民間企業・法人）
- ・発注者や設計事務所の認識が土曜祭日も作業するものとなっている（かろうじて日曜日は閉所という理解はあるよう）。請け負う以上は以下の内容も加味しての事と判断されてしまうこと。作業員の雨天保証が確立されない（最低賃金の保証）ため雨天の影響を見込みきれない。作業員の不足。設計内容の問題点が解決できず工程に影響が出ていても所員や協力会社の工夫と対応力でカバーし遅れをなくしている労力が施主や設計に伝わらない。口答で伝えても原価意識もないためそのままスルーされてしまう。所員・作業員の能力が進捗度合いを左右する（代理を立てられない、業務が期日に間に合わないため他がサポートする等）。（その他民間企業・法人）

- ・実績や過去の事例で工期をある程度判断している面があるので、現状の労務事情や材料の納期をもっと正確に把握し、実際に現場に配属された人員で工事着手前の準備期間をしっかりと取るべきだと思います。準備でその後の全てが決まると思います。（その他民間企業・法人）
- ・契約工期は施主の都合である。休む休まないは現場の努力であり、どんな工期設定であろうとも会社は「現場次第」を建前にする。（民間デベロッパー）
- ・「事前協議の不備」は大きく影響すると考えられる。着工後に予期せぬ事象に対応する時間を要したりするからである。また、施工者側の実情を可能な限り発注者に理解してもらい、4週6休～8休を想定した工期の設定や無理のない工事費の決定等、最低限の希望は受け入れてもらい契約に結び付ける等、受注前の交渉努力が必要であると考ええる。（その他省庁）
- ・受注するに当たり、工期も受注条件の大きな要素ではあるが、4週8休を条件とした契約をし、競合相手も同条件での見積競争とする必要があると思われる。競争社会の中では難しいが、すべての工事に共通認識が生まれないと難しいとは思う。（地方公共団体）
- ・今回工事の場合、休日と夜間の作業を利用することが条件であるのでやむを得ないと考ええる。ただし連続勤務を1か月以上続けることは個人的にかける負担は相当なものとなり、体調や家庭環境への影響が大きいものと考えられるため、現場異動時には長めの休暇を取得できるような制度を考えるべき。（その他民間企業・法人）
- ・契約までは営業、母店の職員が対応しており、現場に直接従事する者でないため深く掘り下げてまで真剣には考えていないのが実情だと思う。仕事を受注したいがために無理を承知で発注者の要望をのんでしまうケースもあると思う。（その他民間企業・法人）
- ・契約段階の工期算定は緻密な工程検討によるものではない。つまり、問10にあった「閉所設定」そのものが存在しない。工期算定は過去の実績に基づいて大雑把に算定される。過去の実績の実態は、休日は日曜のみである場合が大半なので、結果的に契約段階の工期算定は日曜のみが休日に「閉所設定」されたものと同等のものとなる。これはひとえに、工期算定を行うものが施工を担当する当事者ではないからである。「工程は現場が何とかする」が絶対ルールなので、現場以外の人間にとっては「可能か不可能か」が工期設定の条件であり、「現場の職員が適正に休めるか否か」は微塵も配慮される余地はない。もちろん、工期算定を行った者が現場の休日が少ないことについてその責を負うこともない。会社もまた、口先ではこの問題を重視しつつも「現場で努力工夫して改善せよ」とのスタンスなので、結局は「工程は現場が何とかする」の絶対ルールの延長であり、工期設定という根本を解決する姿勢が皆無である。（その他民間企業・法人）
- ・過去の施工結果（残っているデータが完了しなくなり、現場員の多忙な業務は記録として残らない。）の為、「あの現場では終わっているから少々工期短縮してもまだいける」と安易な判断をされる。事業主、発注者からの発注遅れ（入札から現場着手までの時間が短く、完成工期が決まっている）。事業主、発注者の事業計画が決まっている。（その他省庁）
- ・一流企業である施主の発言力が強力で、適正な工期で契約が出来ていない。（その他民間企業・法人）

- ・居ながら耐震工事であるにも関わらず、通常の工事歩掛日数積み上げによる工期の確定を行っている。（公社公団）
- ・常に、短縮を求める姿勢に偏りすぎている。客も設計も会社も同様。現場で念入りに検討した安全な工期は常に会社と設計と客に否定される。（その他民間企業・法人）
- ・お客さんのニーズで工期とコストが求められているため、競争入札案件は短工期受注となる場合が多い。（その他民間企業・法人）
- ・発注者の設定工期が短い。これはゼネコンが自ら招いたものであるが、そういう時代ではないことを理解されていない場合が多い。営利企業であるゼネコンは、工期短縮を初めから念頭に置いて契約することがある。（その他民間企業・法人）
- ・現場特有の与条件（施工条件）については、施工者による詳細調査や打合せにより、工期に対する影響が判明するため、契約前に設定することが困難だと思われる。（地方公共団体）
- ・入札不調が数回発生し想定着工日がずれていくにもかかわらず竣工日が変わっていない。（その他）
- ・予算消化に委ねている感が多分にある。→ 確認申請受理前に着工予定が組まれている。そして図面の差替えがある。変更も認められない。悪循環を本当に感じる。（その他省庁）
- ・設計図が固まっていない状態で着手する事が多く、ゼネコン頼みで工事を収めている形になっている。工事は事業全体の一部であることは理解しつつも、最後のしわ寄せが工事に来ているのが実情。工期設定には事業側のマイルストーンがあり、それからの工期設定とすることを発注者側に理解を頂きたい。（その他）
- ・法律で、土曜、祝日を除いた稼働日、また雨天不稼働日を入れた工期で契約するよう決めてしましてほしい。（その他民間企業・法人）
- ・土曜、祝日作業がこの業界の共通認識のため。（地方公共団体）
- ・工期が適正でない場合も見積時には交渉の材料にならない。適正でない事が分かっているも入札から外されるので言わない。契約後に適正でない事を言っても、契約しているので変えられない。（その他民間企業・法人）
- ・民間工事に関しては、積み上げ工期ではなく、完成工期を含めた発注になるので、受注へ向けた取り組みは経営者判断となると思う。4週4休は現時点では守られるようになってきていると思うが、4週8休に向けては強制的な手段（法律など）が必要だと思う。発注者への指導及び、施工側への指導を強化することによる、浸透が必要ではないだろうか。（民間デベロッパー）
- ・契約段階において4週8休の設定になっていないし、ゼネコン各社の足並みがそろわないと仕事を請ける側からの提案はしにくい。（その他民間企業・法人）
- ・自然を相手の建設業で、適正工期がそもそもないと考える（躯体工事中に雨が続けば、コンクリートは打てない等）。（地方公共団体）
- ・議会承認から720日後が工期末というしぼりに問題がある。（その他省庁）

- ・現在、建設業界全体で人手が不足していると言われていた中でなかなか休日をつくる事が難しいのが現状だと思います。人手が足りない分、稼働する日程を増やす事で人手不足を補ったりするしかないからです。（民間デベロッパー）
- ・契約時の工期設定のための検討が不足している。また、技能者不足等の理由から、主に、品質管理及び安全管理の面から考えて、工期に余裕をもって工事を完成させるような前提に立つべきであるのに、さも、工期を短く設定する施工者が優れているというような基準となっているところ。（民間デベロッパー）
- ・請負業者方針が「工期を短縮して経費を下げる」というものである。働く職人は日給月給であり、土曜日、日曜日と休むことにより給与が減るので生活ができなくなるため、土曜日、日曜日、祝日等の休みの現場は人気がない。（民間デベロッパー）
- ・設計事務所の工期設定が不適切な場合が多い。特に設計業務の遅延を工事工程で回復しようとするケースが多い。設計事務所の適正工期の考え方が誤っており、無理すれば出来ないことはない程度の工期設定がほとんど。こうした誤った事前の工期設定に基づいて発注者の事業計画も進んでおり、入札以降のタイミングで工期変更をかけることは極めて困難である。（その他民間企業・法人）
- ・高齢化による職人不足と夏場の過酷な屋外作業を考慮した工期を検討すべき。（その他民間企業・法人）
- ・分譲マンションにおいては青田買いの工期内販売を行うため、竣工時期が早期に決定（基本的には受注段階で決定済）し、現場諸条件による工期延長が認められない。（民間デベロッパー）
- ・発注者の工期設定がまずおかしい。既存改修工事もあり土日しかさせてもらえない。官庁工事は土・日・祭日は工期の日数から排除すべき。（地方公共団体）
- ・根本的に考え方、契約の条件を変えた方がよい。目標とする工期等は互いに合意できれば厳しくても何でもよい。しかし、労務、天候、相場変動等には柔軟に対応して頂ける契約内容、風潮、事業計画というものも発注者側に義務つける事が出来るとよい。従事する職員の労働環境、しいては建物の品質に最大限寄与する事でしょう。・・・難しいという方もいるでしょうが、いくら他の良い事を言ったとしても、この根本が変わらなければ絶対にこの議論、このアンケートは永久に続く事でしょう。大事な建物（不動産という大きな資産）を造るという意識が発注者側（個人も含む）に欠落している。また請け負う我々にも次世代（若手へ）への配慮の意識が欠落している。設計者にいたっては意識欠落以前の問題で、設計業界自体の機能不全、思考・技量不足である。（民間デベロッパー）
- ・複雑な地形、建物形状に伴う施工期間増加や、年度末完成にむけて、職人不足による配慮がなされていない工期を間に合わせるために受注者が割り増し価格を負担するのはおかしいと感じる。（地方公共団体）
- ・契約段階の工期設定では、4週8休の設定で事業主に工程を提出すると「工期が長すぎる」と工期短縮の指示を受ける。建設業だけではなく、デベロッパー含め全業界から「建設業＝土、祝休み無し」の考え方を改めるべきだと思います。（民間デベロッパー）

- ・当作業所では、杭打ち工事後 2 年間の工事中断があった(施主都合)。これは施主社内での十分な稟議検討がされていなかったことが原因だと思われる。現在の竣工予定は当初契約の竣工予定より 3 年も延びており、社内の人員計画も大きく狂ったんじゃないかと思う。迷惑。(その他民間企業・法人)
- ・施工者側から提出した実質工期を発注者側が認めないことがあるのではと感じる。(その他民間企業・法人)
- ・発注者、協力業者を含め建設業界の慣習として日曜のみの休日となっている。現場技能労働者は日給制が多いため、賃金アップを図らないと休日を取りにくい現状。発注者を含め、建築費のUP、休日を確保した工期の理解を得る事が解決策だと考える。(民間デベロッパー)
- ・工期の長い現場ほど作業員の労務不足による工期遅延が懸念されるため、例え工程通りに進捗していたとしても土・日・祝日に作業をして貯金をつくりたい。(民間デベロッパー)
- ・工期を条件に入札を行うことが問題の発端であると考え。当然発注者はより早く引き渡してくれる受注者を選ぶであろうし、受注者同士はそこで競うことになる。悪循環である。(民間デベロッパー)
- ・クリティカルパスで契約工期を設定するため手戻りが許されない状況。挽回するために残業ならびに休日閉所が難しくなる。(その他民間企業・法人)
- ・各建設会社にて協議を行い、適正な工期設定というものの定義を作るべきだと思う(建築確認がおりてから若しくは契約後『準備期間最低 1 ヶ月+階数×1 ヶ月+3 ヶ月+地業・土工事による更なる工事期間』)。各企業が協力して、事業主に本来の適正工期を教えてあげるべきだと思う。(公社公団)
- ・事業主の年度予算の関係で年度末竣工は絶対条件である。施工開始段階より完成時期をプレス発表してしまうため、設計変更、施工者の責によらない工程変更も結局はゴール時期ありきで設定されるため。(民間公益企業)
- ・施主が言うことは絶対という考え。(その他)
- ・工期についても、法規制により確認申請と同時に審査を受けるような整備が必要ではないか(休日設定の確認を含めたもの)。(地方公共団体)
- ・契約段階の工期設定による問題点であれば、契約書に「土日は仕事をしないこと」と書くしかない。工期に余裕があったとしても日曜日のみ閉所となる。建設業の慣習だから。建設社会も一般官庁と同じように土日休みにならない限り変わらない。職人の出来高精算制が続く限り一日でも多く働きたがる。(地方公共団体)
- ・北海道という雪国特有の積雪時の工事が全く考慮されておらず、11 月末上棟の 3 月上旬諸検査と設定され、真冬の屋上防水、外壁仕上を急ピッチで施工しなければならない。そのため今後の積雪状況によっては、日曜の休日も取得出来るかどうかの工期設定である。初めに工期延長の話もあったが、デベロッパーの事業計画ありきでスタートしているので、どうすることも出来ない状況である。請け負け体質がまだまだある。(民間デベロッパー)

- ・契約段階の工期設定については、施工方法、立地条件を考慮して工程表を作成する担当者が実際経験したか否かで、実施工程が圧迫することが大いにある。（その他民間企業・法人）
- ・当該工事は官庁工事であり、契約工期は議会承認日よりの換算となり、表向きは十分な工期が確保されているように思われるが、実着工等とは大きな乖離がある。ゆえに、契約段階では必要工期を優先する必要があると考える。（その他省庁）
- ・発注者と設計者と施工者が対等な立場ではないから、施工者側の工事受注する営業部門はおいしい話が次にある様な発注者と設計者にそそのかされて、無理な受注をする。（その他民間企業・法人）
- ・工期設定が4週8閉所を前提としていないこと、工期遅延の理由が受注者の責でない場合も「当初の竣工日までに竣工してもらわないと困る」と言われることが往々にしてある。また、4週8閉所が理想であるが、作業員の給与体系が日給月給となっている以上、土曜日、祝日は動かしてほしいという要望が根強いので、仮に工期設定が4週8閉所となっていたとしても実際は4週4閉所となる可能性が高い。施工条件明示、契約条件に4週8閉所を掲げない限りは、現在の実情として適切な工期設定にはなりえないのではないかと思う。（国土交通省）
- ・契約工期は適正と考えるが実質の工事着手時期が病院都合で守られていない。また、補助金の関係による年度末出来高設定が提出している工程表とかけ離れている。もっと実質にあった契約工期・出来高設定を考えてほしい。（その他省庁）
- ・短工期が施工業者決定の大きな要素となっている。また、工程を遂行するに適切な時期に決定事項が決定されることを前提とした契約工期だが、適切な時期に決定されないことが多く、一度決定してもその後変更指示を受けることが多くある。ただ、それでも契約工期通りに施工しなければならない風土がある。これは十分に片務に該当すると考える。業界として、決定や変更に対する工期遅延を認めるよう風土を改めて欲しい。（その他）
- ・ほとんどがゼネコン側からの視点で話題になることが多いが、施主側にも事業の都合がある。大きなデベなどならまだしも、中小の施主が当初から適正工期などわかるはずもない。これを普遍的に示す指標が必要ではないか（国か業界かはわからないが）。（地方公共団体）
- ・現在担当している工事に限っては、工期設定について施工者にある程度決定権が与えられたため不満はない。ただし過去の現場については発注者側の要望・条件がすでに決まっているのでその工期設定に従わなければならない、施工者に選択の余地はなかった。そのためできるだけ前倒しに工事を進めようと考え、必然的にそれが所定労働時間の増加につながっていたと考える。契約段階というより、それ以前の工事を受注しようとする（場合によっては競争）見積時に工期条件によるコストはだいたい決まり、工期を延長する方向で見直すとは大方は経費等コスト増となるため、契約時の交渉は困難なものとなる。（その他民間企業・法人）

- ・今までの基準を変更しなくてはならないが、それと共に賃金も変わっていかねば成り立たないと思います。しかし、現在の杭の問題で賃金を上げる風潮ではないと感じるため、時短のみを進めると歪みが生じると考えます。（その他省庁）
- ・契約段階では想定される労務事情も勘案して工程表を作成し工期を決定して頂いたが、その後労務事情が激変し型枠大工が大幅に不足し、躯体工程が遅れてしまった。（その他民間企業・法人）
- ・施工者の見積り時工期設定にも問題はある。（その他民間企業・法人）
- ・積み上げ工程を作成した上で、見積り・契約交渉の中で安易に工程短縮を交渉材料とするべきでは無い。現場サイドの問題では無く経営サイドの問題と思われる。（その他民間企業・法人）
- ・見積り条件の工期設定に合わせて工程計画を作成し見積りを行っている。見積り条件に合っていない工程計画を立案しても受領されず、入札もしくは積り合せ条件に乗らない。できるという施工者がいれば、4週6休～4週8休設定で工程計画をして見積り条件の工期では納まらなないと主張できない。（その他民間企業・法人）
- ・契約時に引渡日ありきとなっており、着工が遅れた場合の対応は協議となるのが普通だが、引渡に間に合わせる努力を施工者に押し付けているのが現状。監理者や発注者より、着工の遅れとそれに伴う引渡日の変更について遅れた時点で遅滞違約金が発生しないという明確な通知が行われるべきと思われる。実際には工期が延びることで人件費や経費の追加が発生することを考えると、契約条件に着工の遅れによる施工者の損害を押さえ保護する事項が明記される必要がある。（地方公共団体）
- ・不可効力な理由（天候、地中障害、支持地盤の深さ等）での工期延長の請求権利、民間（旧四会）連合約款 16 条の内容を監理者が協議して定めるとあるが、作業不能日をもう少し請負側に有利になるようにするべきとは思ふ。（その他民間企業・法人）
- ・案件取得競争のため、コストと共に工期が重要視される中、金額に差が付けられなくなると工期面で他社との差もしくは営業努力を見せようとするので、厳しい工程工期となる事は必然。発注者側が適正工期を定め、コスト面だけでの受注競争でもしない限り、これが解決しないと考えられる。その際さらに厳しい価格競争となり、今度は適正価格での受注が出来なくなり、悪循環に陥るだけと考えられる。（民間デベロッパー）
- ・建設業においては、工場生産とは異なり、その地域、工事内容、構造、建物用途等、単純に工期設定が可能な場合とそうでない場合があると思います。工場、マンション等ある程度仕様が決まっていれば特殊なものがない限り、あとは悪天候による作業不可能日を想定すれば工期設定はある程度可能と考えますが、そうでない場合については、工事着手すると、当初想定していなかった問題等の影響が工期に大きく影響される場合が多々あるため、工期設定には、若干の余裕を見込まないと難しい点があると思います。不必要に長く設定する必要は無いと思いますが、昨今の建設業の状況を見るとある程度の余裕は見込まないと・・・休日確実に取れる工事を実現するのは難しいと思います。（地方公共団体）

(6) 4週8閉所できないと思う要因について、あなたの考えに近いものを全て選んでください。

(グラフは P20 図 3-1)

- ・契約時工期設定及び職員交代での取得でも、配置人員より 4 週 8 閉所は不可。(民間デベロッパー)
- ・天候不良による工程の保険も必要であり、完全閉所で 8 休は難しい。職員が交代で休む事は 3 人以上いる現場なら可能だが・・・(地方公共団体)
- ・現場でやる業務・書類が多すぎる。社内、建築確認機関、労基署、ISO など、業界全体で協力しないと無理。施主・監理との図面や書類のみでも相当ある。(公社公団)
- ・労働者の給与体系が 4 週 8 閉所できていない要因とは思わないが、4 週 8 閉所を実現するためには労働者の賃金アップが不可欠。(その他民間企業・法人)
- ・改修工事なので土日は休めない。工期は発注者の都合と設計者の見栄で短縮を求められる。(その他民間企業・法人)
- ・天候に左右される躯体工事は先に進めた方が良くと思う。土日休んでいて最後に慌ただしくなると会社からは「何を管理していたんだ」と言われる。(その他民間企業・法人)
- ・他 J V (土木・機械・電気) との工事連絡調整により取合工事が毎日発生し、建築 J V のみが全休とすることが難しいため(全 J V が全休とすることが出来ないため)。(民間公益企業)
- ・周りの作業所で実施していないため。(民間デベロッパー)
- ・現場は土曜閉所を推進しているが、作業員が日給のため働く場所を確保しないと、他現場へ行った際に戻ってこなくなる。職員は交代で休んだが、現場閉所は日曜、祭日(立地による条件)のみとなった。(その他省庁)
- ・法律で規制しない限り不可能だと思う。(その他民間企業・法人)
- ・現在の作業所では、事業主都合で遅れている着手日を取り戻すために「残業・日曜日稼働で短縮できないか」と事業主に提案されている。(公社公団)
- ・建設業界の「日曜以外は仕事」という古臭い風潮。職人たちの給料が安いので休むと生活に影響するため。職人たちの単価が安い。(その他)
- ・日本の建設作業所の文化が変わらない限り 4 週 8 閉所はありえないと思う。休日出勤手当の増額か年間取得休日や年末年始休暇等で強制的に休ますかの対応が必要。(その他民間企業・法人)
- ・現場の業務改革・意識改革ではなく、もっと上流段階での改善や施主・設計・業者の意識改善がなければ現場の改善はできない。誰も仕事が好きで土曜日・祝日に仕事などはしていない。(その他民間企業・法人)
- ・様々に理由はあるが業界全体が請負体質で、その体質そのものまで競争のひとつと発注側は利用しているため。また、技術者の不足により、工期を適切に語る技術者が発注者、元請、監理者にいない。(その他民間企業・法人)
- ・工場稼働が 24 時間体制で休業日がないので。(その他民間企業・法人)
- ・年に 2 回の土曜閉所も危うい状況で 4 週 8 閉所出来るはずがない。する気もない。(地方公共団体)

(7) 4週8休を含む不稼働日を考慮した適正工期の実現には、発注者でも受注者でもない、公正中立な第三者機関による工期算定、もしくは工期査定に関する検討も必要です。あなたが考える「第三者機関による工期算定・工期査定」に近いものを全て選んでください。

(グラフはP21 図3-3)

- ・第三者機関に説明する資料を作成するための時間をもったいない。(民間デベロッパー)
- ・発注側の工期設定を4週8休を条件とし、適正な工期算定、取得を見積条件とし、見積内容で他社と比較とする発注形態、査定としなければ実現しない。(民間デベロッパー)
- ・現実的ではないと思います。施主との話し合いにより解決すべき問題と考えます。(民間デベロッパー)
- ・施工者自身が短縮した工期で受注する慣習がある。できない工期で受注する環境を変えないといけない。(その他)
- ・第三者機関を想定するなら、現場経験が豊富で安易に規模、用途等設計書のみで判断しない現実味のある工程計画(行政の条件含む)を立案できる機関であってほしい。(その他民間企業・法人)
- ・誰が算定しても同じ結果になるように、公的に工期算定の計算式を確立・公表する。それをベースに、技術提案や増員などにより工期短縮に言及すればいい。(その他民間企業・法人)
- ・確認申請時に独立性の高い第三者機関が算出した適正工期を添付し、確認審査機関がそれを判定して、適正工期と判定したら確認許可を下す。(地方公共団体)
- ・受注ゼネコンによる適正工期での原価と実質工期の原価を算出して短期工程に伴う原価を上乗せすることにより、発注者への理解を促す。(その他民間企業・法人)
- ・第三者機関としても発注者の要望に左右されては意味が無いが、この時期より前に休日を考慮した工期を把握できていないと遅いと思う。(その他民間企業・法人)
- ・選定が難しいが、確認申請時期に算定を行わないとその後入札になるので、この時期に何らかの算定をするのがよいのではと思う。(その他民間企業・法人)
- ・工程に関して第三者機関での査定は技術的に無理があるのではないかと。(民間デベロッパー)
- ・第三者機関に適正工期を算定できる能力があるとは思えない。(その他民間企業・法人)
- ・確認申請がおりて設計図面が確定したあと、実際施工する施工者が十分な検討期間を与えられた中で工期を検討し、算出した工期について発注者と合意した後に正式に契約するようにする。なお、その検討した工期については、原則4週8休を盛り込むことを発注者からの条件とする。(民間デベロッパー)
- ・矛盾することではあるが第三者機関が概算で工程算定することは良いことだと思う。但しその概算工程ありきで発注者が考えると、仮設、施工条件による工期の延長が難しくなるのではないかと考える。また”概算工程より短く施工する”等の受注競争時のネタになり、工期の厳しい受注になるのではないかと危惧する。(その他省庁)
- ・発注者側と利害関係の無い(第三者機関)なんて・・・検討する事は大いに歓迎します。しかし、そんな機関って創設出来るのか？出来ると良いと思います。(民間デベロッパー)

- ・事業計画段階で適正な工期を定めないと、確認申請のときでは契約が済んでいる場合が多いので遅い。（地方公共団体）
- ・責任の無い第三者が何を根拠に査定するのか設問の意味自体が理解できない。市況、配置人員、所員の能力等を何をもって判断するの？（個人）
- ・事業計画の段階で第三者による工期算出が必要である。（その他民間企業・法人）
- ・工期算定を第三者機関がすることで多少は建設業者が守られるとは思いますが、民間の場合第三者機関と事業主の癒着がある可能性があるのもので難しい。そもそも権限を持たせることが出来るのか？（公社公団）
- ・確認申請提出時や設置届提出時には事業主の中で予算や工期がほぼ決定しているため意味を持たないと感じます。（民間公益企業）
- ・今までの歩掛で工期算定していたら適正工期にはならない。（民間デベロッパー）
- ・無理だと思いますが、やらないよりは良いと思います。（民間デベロッパー）
- ・第三者介入で有れば施主の事業計画の段階で検討しないと不可能です。確認が下りてからや機械設置の段階では、施主も施工者も対応できない。（その他民間企業・法人）
- ・むやみに規制を増やすべきではないが、法的な規制を加えないかぎり 4 週 8 休は実現できない。それと作業員の労務単価をあげなければ作業所閉所は問題が生じる。（その他民間企業・法人）
- ・建設業法で工事内容について適正工期を守る事を義務付ける必要があると思う。著しい短工期工事については突貫費用及び経費の上乗せを義務付ける等。（その他民間企業・法人）
- ・施工条件・施工計画も十分把握できていなく、なおかつ責任もとらない第三者機関が工期査定をしたところでそれが正しいものとは思えない。（その他民間企業・法人）
- ・適正な工期を判定できるのは、一部ゼネコン以外では世の中にはいないと思う。工期は事業費にも関係してくるため、事業発案時からゼネコンが関与しない限り適正な工期での発注はないと思う。その上で工事の発注形態そのものから変える必要があると思います。（その他民間企業・法人）
- ・全く中立、公平な第三者機関をどのように組織するか難しい。必ず利害が発生するのではないか。（民間デベロッパー）
- ・自社で適正工期を算定すればよく、それが適正かどうかは施主が第三者に判定を依頼すれば良いのでは？施工者がなぜ第三者に確認するのか？（地方公共団体）
- ・立地条件、気候をふまえて工事計画をし適正工期設定となるため、その内容を発注者が十分理解し納得できるシステムを構築しなければ、第三者機関のみでは難しいと思います。（地方公共団体）

(8) 公共工事では、円滑な事業推進を目的に、多様な入札契約方式が導入されています。民間工事でも施工者を選定した上で工期や価格を交渉する方式が増えています。多様な発注方式について、あなたの考えに近いものを全て選んでください。選択した理由をご自由にお書きください。（グラフは P23 図 4-1）

- ・発注者側の事業計画を設計や施工を通じてどこまで計画・実行できるのかを検討して着手する事が必要と考えます。また、設計段階での計画の精度をUPさせ、施工時点での変更を減らすことが望ましいと考えます。（民間公益企業）
- ・計画段階から参入しないと互いの思惑が一致しないと思う。（民間公益企業）
- ・事業当初から参画することにより、情報を早く入手して計画準備ができ、労務も確保しやすい。（民間公益企業）
- ・例えば新国立競技場はE C I方式で行われましたが、導入する時期が実施設計が相当進んでいる段階でゼネコンが介入した結果、コストや工期などの提案でまとまらず、プロジェクトがうまく回らなくなった。結局は発注者にしっかり指揮をとれる人がいることが必要であり、また、導入するタイミングを間違えてしまえばどんな方式でも成果は出ないのではないかと考えます。（民間公益企業）
- ・設計事務所の設計内容・計画の能力があまりにも不十分すぎて、不具合の検討の全てをゼネコンに押し付ける傾向にある。現場を進めながら設計をしている感覚がある。（地方公共団体）
- ・事業当初から関与することで、設計図の段階から施工方法をより効率的に検討でき、適正工期に繋がるから。（民間公益企業）
- ・契約工期にゼネコンの意見も入れる必要がある。（その他省庁）
- ・仮設計画等、事業者や設計事務所では不明な点があるため。（民間デベロッパー）
- ・施工者を内定選定状態にて事業、工期、施工方法等に価格を含め参画することがお互いのギブ&テイク、フィフティフィフティの関係となり、良い入札方式ではある。但し発注者側の出来るだけ安くという価格交渉、受注側の高く受注という互いの企業利益、受注を求める現実は致し方なく、そこで他社参入、価格競争となり、結果的に工費、工期に影響されているのが現況である。（民間デベロッパー）
- ・ゼネコンの技術力を設計段階より反映させることにより、施工中に起こる協議を減らすことによる労力の省力化を図ると共に、品質の高い商品を構築することが可能であると思うため。（国土交通省）
- ・発注者と受注者と設計事務所の絶対的な信頼関係がないと実現しない特命入札に限定されてしまうが、これが理想と思われる。（民間公益企業）
- ・それぞれの専門に任せるほうが高品質な物ができる。また、積極的に関与したほうが発注者と元請で工事の進め方について意志の統一を促進することができ、工事価格の適正化にもつながる。（民間公益企業）
- ・役割をはっきりしておく必要があると思う。適正工期を考えるのであれば事業当初より関与すべきであると思う。（その他民間企業・法人）
- ・現在の工事は設計事務所とJVでプロポーザル方式だが、リスク分担区分が一方的で平等性に欠く等の問題がある、設計施工とみなされる為、突き詰めていくと設計時に考慮していないのがおかしいのではないかという話に終始する傾向があり、折衝能力が低いと何もかもが請負範囲になってしまう。設計時もだが施工時でも設計変更がしやすいため、変更

検討要求事項が多過ぎて、検討用に専業で 1 人職員を取られる程であり、このような費用は発注者が負担すべきである。（地方公共団体）

- ・現実的に、ゼネコン発注後に設計事務所のミスは設計事務所が負担することはまず無い。ほとんどゼネコンにしわ寄せが来ている。であれば、当初から関与していた方がまだ納得できる。（公社公団）
- ・ゼネコンは設計を実現する上で必要な施工条件を明確に提示し、確保する事が出来れば実際の施工は計画されているので非常にシンプルな工事ができると思う。設計は設計を実現する上で提示された諸条件を汲み取り、修正や施主への説明といった柔軟な対応を許容する必要がある。ただし、責任は明確に分離する必要がある。（その他民間企業・法人）
- ・設計、積算、施工とすべてに関連する諸問題について一括に問題提起できるため。（その他民間企業・法人）
- ・現場を上辺だけしか理解していない人が仮設費用を見込むことは無理である。実行予算より共通・直接仮設は悪化傾向にあるのに、設計での見積は論外の金額しかない。（地方公共団体）
- ・事業計画を策定するに当たり、適切な（4 週 8 休）での工期設定を組み込むことができるのは契約前の調整時期だけだと思われるため、早めに事業関与した方がよいと思われる。（地方公共団体）
- ・施工が判らないものが検討しても時間の無駄。（その他民間企業・法人）
- ・設計の不具合は絶対に発生するため、関与する方が後々の不具合除去を早期解決可能なため。（その他民間企業・法人）
- ・設計が他社設計の場合、設計変更が生じたときの設計者の責任があいまいになる傾向が強く感じられます。発注者と設計者及び施工者が対等な状況を構築することが目的ならば、多様な発注方式でも問題と無いと考えます。（その他民間企業・法人）
- ・役割分担による責任の明確化の上で事業当初からゼネコンが計画に算入することで、発注者及び施工者のメリットも増えると思う。（地方公共団体）
- ・事業に参画した時点で費用が発生し続けることを、発注者、設計者に理解いただくことこそ重要であると思う。（その他民間企業・法人）
- ・工期の算定は施工者のゼネコンが行なうべき。持っている技術力がそれぞれの会社で違うから。（その他民間企業・法人）
- ・設計思想、設計ビジョンと施工技術の温度差を解消したり、また技術革新の観点から、事業当初から双方ともに関与すべきです。（民間デベロッパー）
- ・多様な入札方式は、特殊な地域、厳しい条件には必要と感じる。但し設計監理は、市役所担当者などに仕切れる人間が少なく、上手く廻せていないのが現実のような気がする。その点が残念。上手く仕切れるキーマンが居れば有効であると今でも感じている。（その他省庁）
- ・現状では、施工者選定の一つとして短工期での竣工を約束できる会社というのが大きな要件となっている。それはそれで技術力による差別化の一つとして施工者自身も望む部分という正論もあるが、実態は担当社員の長時間労働によってしか果たせていない会社が多数

- ある。どのような発注方式にしろ、発注方式を正当化する手段として利用されていることも多く、施工者が深入りして実態が変わる可能性は少ないと感じる。（地方公共団体）
- ・工事監理者（施主が行えばよいが）の立場を確立できないと不明確になるのではないだろうか。（その他民間企業・法人）
 - ・設計施工の場合、設計不備に対して設計変更差額を施主に出しづらい部分があり、いわゆる請け負的な事項が多い。（その他民間企業・法人）
 - ・他社設計に事業当初から関与すると、施工後不具合などが発生した場合の責任区分が曖昧になりそうです。自社設計の場合は積極的に関与すべき。（その他民間企業・法人）
 - ・設計事務所の判断が施主側の意向と必ずしもイコールではないので、過剰なニーズ等を防ぐ意味でも出来るだけ早期に介入することで施主側にも多大なメリットが生まれるはず。（その他民間企業・法人）
 - ・設計事務所は発注者側の立場であり施工者の味方ではない。瑕疵は施工者に押し付ける傾向がある。（その他民間企業・法人）
 - ・設計と施工の間にある種々の問題解決・対応に対する労力が営業努力で終わっており、職員に労働の対価が支払われていない。（その他）
 - ・設計の影響によるコストの増減は多大にある。発注者メリットとしても必要な機能にコストをかけるべきであり、設計者のエゴやこだわりは不必要である。設計者と施工者と発注者は切っても切り離せない関係である以上、設計時にゼネコンが関与しなければ円滑な事業推進は今後は見込めない。（民間デベロッパー）
 - ・設計事務所の弱体化による施工者負担が増えていると思われるため。組織設計事務所においても同様である。（民間デベロッパー）
 - ・適正工期、適正設計を実施するためには、契約を行ったうえでのゼネコンの関与は必然になってくると思います。（その他民間企業・法人）
 - ・事業当初から参画することによりVEなどの案が出しやすい環境になる。施工図レベルで検討しなくてはならないことが早期に対応できるため品質向上につながる。責任区分はいずれの段階においても明確にすることが大切だと考える。（国土交通省）
 - ・ゼネコンとして施工に対して責任を持つ以上、コストや工期に関して強く主張すべき。（民間デベロッパー）
 - ・海外と違い、設計者と施工者の責任区分を明確に分けることは難しいと思いますが、発注者や監理者を含めた4者になるべく対等な立場となるようにしていかなければならないと思います。（民間デベロッパー）
 - ・過度な工期短縮や低予算での受注により満足のいかない物件が出来てしまうよりも、事業当初から参加することで適正な工期と金額を確保することができ、それにより質の高い物件を引き渡すことが可能となるのでは。なにより、入札が不調、もしくは最低価格を大きく下回ることが多く見られるなど、現状の制度には問題があると思われる。（地方公共団体）

- ・設計事務所の工期設定には不備が多い。入札時からの関与では、不備な工期設定に基づいて発注者の事業計画・事業年度がすでに決定しており、工期変更を行うタイミングを逸していることがほとんどであるため。（その他民間企業・法人）
- ・工期については発注者が提示した工期ありきとなっており、工期内竣工が出来るかどうかを受注に結び付く大きな判断基準となっているようである。第三者が適正工期を示せるかどうかは非常に難しいところであると思うが、そういった判断が出来る人間が行政、確認申請機関に配置できれば流れは変わってくるのではという期待はある。短工期による提案もゼネコンの力であるとは思いますが。（民間デベロッパー）
- ・設計事務所の能力はピンキリであり、相対的にゼネコンの能力の方が高いと思う。（地方公共団体）
- ・設計事務所に能力が無い現状では、この議論が空論にしかならない。また、責任を明確にしたところで、その責任を果たす事が出来る設計事務所が存在しない。結局、その穴埋めの為のコストダウンと称するCD（残業と休日出勤が増える業務）設計変更をして施工業者に押しつけるだけになる。入札方式以前の問題である。予定価格、事業予算に見合う（相場も加味）設計が出来る設計事務所が存在しない以上は空論になる。（民間デベロッパー）
- ・まるで設計監理が正しく、ゼネコンの不正を監視するという図式が根底にあるように思われるが、設計での納まり不良など、将来のメンテなどを含めた真摯な提案、変更をゼネコンの責とし、設計変更にも対応しない不条理を感じる。（地方公共団体）
- ・事業の当初から参加することで発注者との話し合い期間を長期間に亘り数多く持つことができ、価格の決定や工期の設定などにゼネコンの意向を反映しやすい。（その他民間企業・法人）
- ・設計の問題点と施工の問題点とははっきりと区別をつける必要がある。その上で施工者としての意見を計画段階から取り入れる事で、相互メリットを出す。（民間デベロッパー）
- ・請負業である以上、施主・設計事務所・施工者が公平な立場に立つ事は難しく、責任の所在が曖昧になると施工者に負担が掛かるのは当然の成り行きであり、現在の日本の建築業界においてはそれが一般的な状況です。（民間デベロッパー）
- ・まだまだ設計が施工者に頼りすぎな部分があり、設計時に正確な納まりや寸法が確立されておらず現場での施工者検討や負担が大きすぎ、工期遅延や職員の労働時間量の増加につながり、結果残業時間も増えている。（地方公共団体）
- ・計画から参加すべきであるが、事業主の見込み予算を把握していなければ、結局工期、コストも半分押し付けになることが危惧される。また、中小企業においては、人員、技術の観点から参加そのものが経営の逼迫になることも考えられる。（民間公益企業）
- ・本来であれば、設計事務所がプロジェクト段階から施主に対して適正工期を示し、工期を算定し施主に理解してもらうことが望ましいが、設計事務所に工程表を作成する能力があるかが問われる。（その他民間企業・法人）
- ・最近の傾向として、設計責任が明確になっていないと感じる。設計図も確認申請を通すための最小限の図面で、施工者が作図し補っている部分が多い。特に個人の設計事務所では実際に設計的問題が生じて責任をとれないのが現状。（その他民間企業・法人）

- ・川上段階からの参加により施工計画等を考える時間が生まれ、その結果一番適正な仮設費用等算出することができ、着工後すぐに発生する書類、施工図等をスムーズに行うことができるため。（その他民間企業・法人）
- ・最終目標である発注者（使用者）の目的（満足、使いやすさ）の要求事項を満たすためには、発注者、設計者、施工者の意見が十分に議論されてお互いに納得した上でプロジェクトが進行されることが望ましいと考えられる。そのためには、初期段階より3者が関与するべきであると考えます。（その他民間企業・法人）
- ・工事着工後の設計事務所業務をゼネコンが行う習慣を無くすべき。（民間デベロッパー）
- ・自社設計でない場合は、工事を着工してからの設計図の不整合や納まりの不具合などが多く、その打ち合わせ等が増え施工に専念できない。また、前述のような場合は図面の変更が多く、コストへの影響や施工の間違いにつながるため。（民間デベロッパー）
- ・設計に関与した分ゼネコンに責任も増えるが、施主・設計の意図や使用方法がわかりより満足のいく建物ができる。また、無理な形状を事前に変更することで、コスト削減や工期短縮にも繋がる。（地方公共団体）
- ・設計監理者の能力、経験不足が増えている。仕様書に責任逃れの項目を入れるところが多い。（その他民間企業・法人）
- ・現在は人手不足のため、施工者を選定しないと工事が着手出来ない。すべて受注者側が責任を負うことになる。（その他省庁）
- ・設計案に対して施工性や品質確保の為の意見を伝えるなら良いが、複数案を作成しその中から選ぶための下請のような位置付けでは良くない。また、設計者の承諾が無ければ原則施工は出来ないが、不具合が発生した場合は施工者責任になる場合が多い。責任と決定権限が近くなるように改革をしていくべきと考える。（その他）
- ・コストは工期によって大きく変わる。適正な工期設定とコストのバランスを取りながら事業計画を進めるためには、早い段階から施工者が関与しないとできないと考える。（その他民間企業・法人）
- ・設計事務所にはゼネコンの労働環境が理解できていないのが実情と思う。若しくはゼネコンは土日も無く働くのが当たり前と勘違いしている。金曜日の夕方に資料が届き月曜日の午後の会議で見積を提出する事を求めるような事務所が多い。（その他民間企業・法人）
- ・日本の建設業の文化、何百年前から伝わってきているものがすぐには変わるとは思えない。各地方ごとに特色もあるので一気に全部が変わることはありえない。（その他民間企業・法人）
- ・事業計画、基本設計段階から参画することにより、より多くの意見で建物用途、ニーズに合わせた計画ができ、施工段階での変更や検討にかかる時間を短縮できる。また、施工条件や仮設計画の理解を早期に三者（施主+設計+施工者）が共通認識し工期、コスト対応に取り組める。（その他民間企業・法人）
- ・様々に入札契約方式はあるべきと思うが、先の設問と同じく技術者不足は深刻で、官庁側にも施工、設計をきちんと把握できている技術者がどのくらいいるのか不安。発注者側に

協力しながら事業を発案していく仕組み等、事業の上流を整備していく必要があると思う。

(その他民間企業・法人)

- ・設計者には基本設計を発注して、施工者か第三者に仮設計画と工程を発注してもらえると良い。(その他民間企業・法人)
- ・デベロッパーなど施工が理解できない発注者には、技術的なアドバイスができるゼネコンが参画するべきだと考える。(地方公共団体)
- ・設計図による不具合の防止、仮設・工法の検討のため、他社設計であっても設計当初から施工業者が関与するのが望ましい。(その他民間企業・法人)
- ・設計事務所は設計責任を負わず、施工者に責任を負わず風潮があるため、施工者も当初から関与すべきだと思います。(地方公共団体)
- ・提案型の入札方式により、全てにおいて利点があるとは思えない。とくに短期間での技術提案型の入札方式では、十分検討されないまま提案のみが縛りとなり、施工時に悪影響を及ぼすこともある。建築のような諸条件によってかなり施工計画が左右される場合の技術提案型においては、ある程度の検討期間が必要となり、入札までの期間が長くなることも懸念され、円滑に事業計画がされるかどうかは非常に疑問。(地方公共団体)

(9) 事業の特性に応じた発注のあり方として、あなたが今後推進すべきだと思う契約方式について全て選んでください。(グラフは P23 図 4-2)

- ・DBの方が、施主にとって長期で考えれば良いと思う。(その他民間企業・法人)
- ・概算数量発注方式は完全な請け負け方式。官庁工事では最終精算を概算数量表で行うため、言いなりになるしかない。(地方公共団体)
- ・概算数量発注でもよいが、清算(設計変更にて)すべき。(その他)
- ・設計者を育て、設計に時間を掛け、発注者側に(大事な資産)という意識を植え付け・・・という作業をしてからの問題である。(民間デベロッパー)
- ・どの発注形態も発注竣工後にきちんと良し悪しを精査し尽くされていないと思う。またその発注形態による違いを私自身理解できていません。理解できていないということはその良し悪しについても語られていないのではないのでしょうか。(その他民間企業・法人)

(10) 施工BIMの活用推進についてあなたの考えに近いものを全て選んでください。

(グラフは P24 図 4-3)

- ・施工者の負担が増えるがメリットはあると思う。(民間公益企業)
- ・国交省が使えるように開発せよ。(民間デベロッパー)
- ・BIMは今後の建設業にとって新しい可能性のある分野だと思いますが、我々がついていけるかが今後の課題としてあると思います。(その他民間企業・法人)
- ・複雑な納まり等を理解するには必要と思われるが、習得するための労力が膨大では。抵抗があるため浸透させることに時間がかかるとと思われる。(地方公共団体)
- ・BIMは誰もが理想とするシステムだと思うが、誰もがメリットを享受できることが最低条件である。CADが普及したのも皆が便利になるから。(その他民間企業・法人)

- ・ BIMの効果を発揮させるためには、工事着手のかなり前から施工図に着手する必要がある。これを理解せずに推進しても活用はできない。（その他民間企業・法人）
- ・ CADと同じニーズやスピードで普及するほどのメリットは現状では見いだせない。入力手間と成果品の精度、費用対効果がバランスしていないと感じる。（地方公共団体）
- ・ 実績を重ね成果効果を検証すべき。今の段階で〇×の判定はできない。（その他）
- ・ 他現場にて管理手法を見学したが、三次元管理が納まりの検討に使用出来ると感じた。パソコンに頼るため、技術力(発想力)の低下、コストが問題点。（地方公共団体）
- ・ BIMの理論については非常に素晴らしいことだと思うが、2次元の施工図も描けない・チェックできない現場監督が多いのに、BIMとは笑止千万。バーチャルな建物作っている間に契約工期が終わってしまいますよ www。人間の生物としての能力が、みんながみんなBIMについていけるのでしょうか。（その他民間企業・法人）
- ・ 設計段階からBIMに対応していないと、施工段階から対応するのはコスト、労力がかかるのではないかと思う。（その他省庁）
- ・ 施工BIMは積極的に推進すべきであると思うが、現場の受け入れ態勢が十分に確立できていない状況で導入することは危険である。（地方公共団体）
- ・ BIMは活用すべきだが、対応できる会社は限られてくる。対応できない物は排除では荒っぽい。結局、大手ゼネコンのみとなる。（地方公共団体）
- ・ 内外観・納まり等の可視化によって、不具合・問題点の早期摘出が期待できるが、施工者の業務負担が増加する可能性があることについては検討が必要である。（公社公団）
- ・ 設計がチェックするのには良いと思うが、受注後では意味がないと思う。（地方公共団体）
- ・ 必ず専用オペレーターが必要になる。（地方公共団体）
- ・ あくまで設計変更が少なければ効果がある。（その他）
- ・ BIMにより施工の効率を上げる事は十分に可能であるが、取り組みにイニシャルコストが発生する事が妨げとなっているのではないか。（その他民間企業・法人）
- ・ 省力化、効率化に寄与するかどうかはわからない。昔ならスケッチ程度が書いて説明できて、説明される側もそれで理解ができていたが、今やスケッチでのコミュニケーションが成り立っていないことを考えると、ひとつのコミュニケーションの手段に過ぎないとも思う。一方でスケッチ程度と考えるとあまりに効率的でないとも思う。（その他民間企業・法人）
- ・ BIM等新しいシステムを取り入れる場合、それが普及するまでは手間に伴う費用や時間について、施工側に有利な条件とし、普及促進につなげる必要がある。（地方公共団体）

(11) 国土交通省は、「民間工事への波及が必要である」との観点から、以下の民間発注者団体に、技能労働者の確保にむけた社会保険未加入対策の徹底等について通知しています。日建協の建築（民間）工事の提言先として重要視すべきとあなたが考える団体を3つ選んでください。（グラフはP24 図4-4）

- ・ 上記法人に通知しても末端の作業している小さな工務店などには伝わらないため、そういった団体への提言は意味がない。トップダウンが通用しない。（その他民間企業・法人）

- ・現在の技能労働者が社会保険に加入することに賛成していない状況下で、判断できる設問でない。まずは労働者の所属する企業への指導と教育が必要。（その他民間企業・法人）
- ・発注者、元請、一次下請け等が最前線において作業する労働者のことを考えて、必要な保険、年金について確実に支払われるような仕組みを取らないと、中間搾取があるのではないかとと思われるようでは難しいのではないか。（その他省庁）
- ・全国社会保険労務士会連合会。（民間デベロッパー）
- ・技能労働者の社会保険加入対策について、加入後10年が必要とされているが、現在の労働者の高齢化により、必要年数を払わずに離職する人へ何らかの対策が必要ではないか。（民間デベロッパー）
- ・地方建設業協会。（地方公共団体）
- ・一般財団法人建設物価調査会。（その他）
- ・労働基準監督署。（その他民間企業・法人）
- ・建設事業の発注者サイドでその核となりうる団体に理解を求める事が急務ではないか。（その他民間企業・法人）
- ・建物を所有するすべての団体に向けて発信が必要ではないか？（その他民間企業・法人）
- ・全産業に提言し社会全体の意識を変える必要がある。（その他民間企業・法人）

(12) 官民連携による就労履歴管理システム構築に向けたコンソーシアムが設立されました。このシステムを構築・運用することで、技能労働者の処遇改善を始めとした建設産業の様々な構造的問題の解決に繋がることが期待されています。今後の就労履歴管理システムのあり方について、あなたの考えをご自由にお書きください。

- ・就労者に対し情報を提供する事は大切だと考えます。しかし、全ての人がすぐに活用できる環境ではないと思いますので、どの機関で斡旋や助言するのかを明確にし、広く周知・フォローアップしていく事が良いと思います。（民間公益企業）
- ・魅力ある業界とするために、生きがいを持てるような管理システムにしてもらいたい。（民間公益企業）
- ・就労履歴管理による会社別・職種別・地域別・発注者別等のデータ比較により、様々な実態が見えてくると思います。（民間公益企業）
- ・システムの目指すものは元請、技能労働者共にメリットが大きいことはよくわかり、良い制度だとは思いますが、ただ、雇用改善のあり方に建設業界がここまで遅れている理由は、やはり施工体制的に非常に裾野が広い業界だということがネックになっているので、個人事業主等を含め建設業界全体でシステム検討に入らないと、無駄に二極化を作り出してしまふことになりかねない。そこはきっちりと広報活動をすることと、法的な強制力を持って取り組んで欲しいと思います。（民間公益企業）
- ・元請の立場、安全面、技能面、雇用面からすると良いシステムではあるが、現実的な作業員、技能労働者が参加、システム対応できるかが難しい。若手の労働者は良いが、熟練、年配の方々がどれだけ理解しシステム導入に着いてくるか。若手やこれから、また、今後の未来へ向けての取り組みを実行しなければ、スタートラインが今か先かの問題であり、

個人情報、マイナンバー制との関係を含め、問題解決しながら導入に期待したい。（民間デベロッパー）

- ・電子化による労働者の管理を行うことで、経歴書・有資格等の各現場で必要となる書類について書類作成の省力化が図れると思われる。また、施工体制台帳についても現場単位での管理の必要もなくなり、書類の不備もなくなる利点があり、積極的に取り入れていくべきと考える。業者への説明等についても支店対応が可能となり、現場負担の軽減に繋がると考える。（国土交通省）
- ・システムが浸透していけばそれなりの成果は得られるだろうが、本質的に建設業界に対する魅力を発信していかないと、若い労働力を確保できないと思われる。（民間公益企業）
- ・目的や考えは理解でき、構築されることが望ましいと思うが、グリーンサイトを利用した経験では、全業者に統一のシステムとするには時間がかかると思う。下請会社の負担も考慮し、適正なコストでの発注が必要と思う。（その他民間企業・法人）
- ・若者に魅力を感じさせるためには、休日が確実に取れて残業も少なく高収入である必要がある。そのためには発注者側の理解が相当必要になるが、特に民間企業にそれを求められるのか疑問である。そもそもそれを目指すゼネコンは民間競争入札ではおそらく勝てない。（公社公団）
- ・協力会社レベルでお金をかけてシステムを導入することは難しい。政府や民間主導で無料（オープン）なシステムを構築して維持管理していかないと、一般に広がらないと思う。（その他）
- ・システムにより業務が簡略化されれば良いが逆では意味がない。技能労働者はアナログな人が多いので運用には時間が掛かる。（その他民間企業・法人）
- ・安定した職の供給があればこそ役にたつ。（その他民間企業・法人）
- ・就労履歴を管理したところで、書類の作成が一部楽になるだけでは？書類が煩雑なのは業界にはびこる不逞の輩を排除するためのはず。連中はシステムの穴をいとも簡単についてくる。目的を逸脱して手段のみが一人歩きしていないか？不逞の輩の排除の方法を根本的に見直すべきと思う。（その他民間企業・法人）
- ・処遇改善を言うからには、就労履歴と共に、給料についても合わせて調査する必要があるのと、単に拘束時間の長さのみでは「処遇」の把握につながるか疑問である。（その他民間企業・法法人）
- ・マイナンバー制度が運用される時期にわざわざ同じようなカードをつくり、いまいちのシステムと思いますが・・・マイナンバーに資格のほか雇用状態とか、マイナンバーを活用し追加できないのでしょうか？でなければグリーンサイトで十分ですが。（公社公団）
- ・処遇改善と言うが、社会保険加入は、現時点でまったくもって技能労働者の処遇改善に役立っていない。技能労働者は、加入によってもらえる給料が減るのです。一般サラリーマンとはレベルの違う生活を送っている人に、それをやれと言ってもするわけないでしょう。それを解決する方策を打ち立てることが先決ではないでしょうか。社会に出たときから、社会保険加入が当たり前となっている人には理解さえできない話ですらあると考えます。

就労履歴管理システムを構築することは良いと思われませんが、その前にやることがあるでしょう。（その他民間企業・法人）

- ・この時期でもあり、マイナンバー制を利用できれば一番いいが無理なので、現行の計画システムでの導入を進めるしかないと思う。しかしながら、業界労働者が個々の事情によりシステムへの登録を嫌い、建設業から離れていく可能性もあるのではと考える。（地方公共団体）
- ・技能労働者を一元的にデータ登録することにより、技能により適材適所に配置することができ、労働者の平準化が図れると思う。作業所としても、個人情報の確保と労務管理の効率化が期待できる。（その他民間企業・法人）
- ・ハード面での設備投資を誰が負担するのでしょうか。（その他民間企業・法人）
- ・まずは建設業の給与の体系を直さなくてはならないと思います。末端の作業員の給与UPと誇りの持てる職場環境の形成が必要かと思えます。衣食住の大切な部分を担っているわけですから、もう少し社会的地位の向上が必要と考えます。（その他）
- ・労務の一元管理は良いことだと感じるが、競争力はどうなるのか不安。サラリーマン化が進み技能者(職人)がいなくなるのでは。（地方公共団体）
- ・現在は、ゼネコンにより運営状況にばらつきがあり、余分な労力が追加されていると感じる。今の労力が無駄にならない事を祈ります。建設業に於いては、技能工のサラリーマン化は進んできている一方、未だ学力不十分の労働者が多い事も事実です。それゆえ賃金のばらつき等も発生し、一人親方にも繋がってきていると感じます。企業体系として成り立ち、賃金体系の見直しに繋がる就労履歴管理システムになってくれると良いと思います。（地方公共団体）
- ・グリーンサイトを実際に利用してみて、業務の省略化や紙の削減につながっていると思う。しかし、まだまだ協力会社の方でシステムを理解していない方が多く、今後、よりシステムの理解度を高めていくことによって利便性の向上へとつながると思います。（民間デベロッパー）
- ・社会保険加入などの指導により、建設業で働く人の処遇は徐々に良い方向へ向かっているが、若い人材の確保のためには休日取得や賃金アップが必要である。発注者・元請・下請を含めた根本的な考え方や体制を見直さなければ工期ありきで休日取得は難しく、賃金アップは全体の底上げによる緩やかな上昇でしかなく、魅力的な産業とは言い難い。技能労働者の処遇改善は、このような背景がある以上難しい問題が山積していると思われるが、システムとしては今まで技能への明確な判断基準が無かったところへ焦点を当てており、今後の動向に期待したい。（その他民間企業・法人）
- ・社会保険の加入の規制と就労履歴管理システムをセットで運用する必要があると思います。どの作業員がどの会社に所属しているかを把握した上で、その作業員が何の仕事をしてきたかを記録する必要があると思います。現状、作業員が複数の会社に所属し、複数の現場を掛け持ちで作業していると思います。そのような状況の下では正確な就労可能人員数を把握できず、地方ごとで消化できる建設工事量の把握ができないと思います。（民間デベロッパー）

- ・システムを構築する費用、導入する費用ばかりがかさむため、結局技能労働者の処遇改善という底辺までに費用がまわってこないのではないだろうか。（民間デベロッパー）
- ・建設労働者が所属する会社は、まだメールも導入していないようなアナログな零細会社も多いが、そういう会社にもシステムが浸透するようになればいいと思う。そのために会社の経費がかかればいいが。（その他民間企業・法人）
- ・技能労働者の管理という意味では今回のシステムは有効だとは思いますが、実際に扱う各技能労働者に対して誰が説明をし、理解させ、実行させていくのが課題となると思う。（地方公共団体）
- ・様々な事情を抱える人が多い業界であるため、義務付けではなく希望者選択制とすべきである。（その他民間企業・法人）
- ・労働者の処遇は需給バランスによるところが大きいと思います。安定した仕事の確保が適正単価の確保につながり、処遇の改善につながるのでは。景気対策ではなく、長期的視野をもった国家建設計画が必要では。（民間デベロッパー）
- ・専門技能職は管理できるが、日当制労働者に対してはいつ辞めるか分からない状態で管理するのは難しいと思う。（地方公共団体）
- ・考え方は否定しませんが、あまりにも現実とかけ離れた印象を受けます。大手さんに入入りしているごく限られた優秀な業者さんの内輪でとりあえずやられたら良いでしょう。それでも書類上や、形を取り繕うことしか出来ないと思いますが。（民間デベロッパー）
- ・若年齢層の建設業界への定着に対する取り組みが必要だと思う。（その他民間企業・法人）
- ・有能な作業員が選別され、格差が生まれる可能性がありそう。逆にシステム化されることにより、若年者の担い手が増えればよい。（その他民間企業・法人）
- ・就労履歴管理システムにより就労実績が評価され待遇改善に向かう事は賛成できます。しかし、大現場だけの就労が評価されて、メンテナンスや改修工事、短時間で終わり1日の中で数現場移動する職種等が正しく評価されるのかどうか危惧される。システム導入により職種による格差が生まれない様に検討する必要があると考えます。（その他民間企業・法人）
- ・現場毎に毎回書類を作成し管理しているので、一元化されて検索等すれば資格状況などが把握できるのでよいと思う。個人情報なので、取扱方法をどのようにするかをきちんと決める必要がある。（その他民間企業・法人）
- ・実際問題として一人親方の作業員の方もいるため、社員ならば事務方が行うかもしれないが、普及は難しいのではないかと思う。（その他省庁）
- ・就労者の経歴や個人情報の管理が先に立たぬ様、処遇改善や技能労働者の雇用促進等の明確な目的と手段をまず定めるべきと考える。（その他民間企業・法人）
- ・これから日本人の減少に伴い、技能者数も格段に落ち込み衰退していくと思われる。勤勉で時間を惜しまない技能者は日本人そのものであり、利益のみを求める経団連等に阻まれないように、優秀な技能者は日本国に確保すべきであると思う。役人の天下りによる技能者育成には全く意味がない。国交省のあるべき姿は技能者を確保することであり、それが日本の国土開発に寄与すると思う。いずれ海外に生産工場を持つ会社はいずれ衰退し、日

本で地道に努力している日本人技能者に勝利がある。国交省、都道府県、市町村一体となり、いろいろな技能者を育成することと、給料面、社会保障面で補助していただきたい。

(民間デベロッパー)

- ・元請の作業が増えるため時短の観点からすると逆行している。また、就労履歴管理の必要性が感じられない。資格等については建設サイトで事足りていると感じます。(その他省庁)
- ・技能労働者(職人)はその持ち得る技能・技術に対する労働対価が低く、ともすれば社会的地位さえもが低く見られがちである。本来の姿は、指導的技能労働者は公務員の同年齢と遜色の無い所得とその生活を保障される制度で守られるべきであり、それによって若年者の技能労働者への就職者の増加に繋がるのではないかと思う。しかしそれを阻害するのは、その制度を設立させる側の立場に居る公務員ではないだろうか。学の無い奴は処遇が悪くて当然的な考えや自らをエリートと勘違いする人々がいるのではないだろうか。夏場に強い日差しの中で日焼けして仕事をして、冬に凍える寒さの中で仕事をする人々が、空調の利いた部屋で綺麗なワイシャツを着た人々より処遇で劣る事自体が間違っているのではないかと思う。(その他民間企業・法人)
- ・システムを活用することで処遇改善を図ると同時に、各職人の意識改革が必要と思われる。建設業の冬の時代を経て、各職人のモチベーションはかなり落ちており、プロフェッショナルとしての意識も欠落している人が多い様に感じる。(その他民間企業・法人)
- ・発注者と元請のありかたが変わらない限り、技能労働者への適正な処遇はあり得ない。技能労働者の処遇改善が先走った所で改善されないと思うので、発注者と元請の発注方式や価格の改善を優先させ、その上で見直すべきと考える(体系的に下からの改善は成立せず、何かを改善すべきであれば上層から行わなければ下層には期待出来ない)。(民間デベロッパー)
- ・技能労働者の経験等が一目で分かる事は良いが、単発の現場が多い技能労働者は、労働期間の入力等が大変になると思う。(その他民間企業・法人)
- ・建設業においては、通常会社(工場)勤務と違い、勤務場所、建物用途によって非常に複雑な就労状況となるため、技能労働者の処遇改善を行うには、いろんな面から改善を行わないと構造改革は難しいと思います。そんな特殊な業界であることを理解して頂き、就労時間、休日設定、労務単価設定等を改善していかななくては、建設業の未来は非常に暗いと考えます。いろんな改革があると思いますが、まずは労務単価の改善が急務ではないでしょうか。ある意味、体を張って仕事をしている割には、他業界と比べ労務賃金が安すぎると感じます。現場は日々変化する生き物・・・・・・で何が起こるかわからない・・・・・・そんな中で日々最善な方法を探してかつ安全に作業を行わなければならない・・・・・・机上論だけでは解決できないことが多々あることを理解して、何かを他と差をつけなければ、何を考えても構造的問題は解決できないのではないのでしょうか。(地方公共団体)

(13) 作業所の労働環境改善のために、民間発注者に対する要望があればご自由にお書きください。

- ・事業計画・予算なども有限であり、無作為に環境改善ということは現実的に厳しいとは思いますが。工場等とは異なり、現場で1つ1つ違ったものをつくるという点では、時間もお金もかかるという事を理解して欲しいと思います。変形勤務での週休2日を取得するためには、単に土日などを全休ということではなく、交代要員を確保できる環境を構築する必要があるため、当然ながらコストアップも必然となります。但し、施工者側としても単に要求するだけでなく、工夫を加え最小限必要な工期・コストを見出していく必要はありますので、協議・会話する機会を増やせたらと考えます。(民間公益企業)
- ・発注者、受注者の立場は本来対等なものではあるはずが、やはり依然として発注者優位の姿勢が強いと思います。完成日ありきの事業計画もあって然るべきだと思いますが、厳しい工期を求める場合には、相応のコスト反映にもできる限りの理解をいただきたいと思いません。建設業界は労働力が明らかに衰退しており、平均賃金も他産業平均を下回っています。現状のままでは、発注者の要求通りにいなくなる時はそう遠い将来ではないかと思いません。次代の担い手に魅力ある業界を繋げるためにも、まだまだ労働、賃金環境の改善はしなければならぬのです。(民間公益企業)
- ・労働者不足に伴い、若い世代に働き甲斐のある建設業界にするために、今まで通りの工期設定ではなく、ゆとりのある工期設定にしてほしい。(民間公益企業)
- ・請負金額、工期条件だけ注視し、休日取得・法定福利・福利厚生が伴っていないのが現実。受注者側も、管理費を不透明にして、工事費、価格提示が直工費重視であることが、企業努力、企業利益に繋がる点でもある。労働環境改善を前提にするのであれば、発注段階での条件に上記を組み込み内容査定しなければ、今まで通り変化、進展はあり得ない。その中でお互いの立場立場での企業利益を獲得し、労働環境改善の意識改革を願う。(民間デベロッパー)
- ・土曜日、祝日の閉所を実現するためには、施主の発注条件に入れる必要があります。1年間の工事を単純に計算しても、土日祝日をカウントするだけで、工期が約2ヶ月伸びますが、水上の発注段階でこれをクリアーにしていかないと現実的には無理です。(民間デベロッパー)
- ・建設産業の地位向上を。安全と安心を汗をかいて(危険・汚い・きつい)守っているのは建設業。(民間デベロッパー)
- ・ゼネコンいじめのような仕事が多くみうけられる。発注者が管理、管理とって労働環境を悪化させている。今回の杭打ちの件で協力会社の職員が悪いみたいになっているが、ゼネコン、設計事務所、発注者にも責任があるが、工程や品質における発注者責任も負うべきで、その分の単価向上も認めていただきたい。(その他)
- ・適正な工期で適正な工費を頂ければ、必然と品質が向上し、顧客満足に繋がります。(民間デベロッパー)
- ・発注者に共通仮設費の重要性を理解して頂きたい。(公社公団)
- ・工期、受注金額を含めた適正発注であるかの査定機関を設ける。(その他省庁)

- ・発注者・設計者や受注者までも現場丸投げですからね。統一土曜閉所とかも現場に「休め休め」と命令するだけ。年に2回休むことが目標だなんて志が低すぎます。土曜と祝日は年間60日以上あるのに。10年くらいしたら年3回が目標になるのでしょうか？このペースで試算すると適正に休めるのは600年後になりそうです。（その他民間企業・法人）
- ・やはり、本質的には競争過多の業界なので、営業力、ブランド力、業務遂行力のある大手ゼネコンが、発注者寄りの条件で受注する現状を変えないと、労働環境改善には結びつかないと思う。（その他民間企業・法人）
- ・4週8休を推進するのであれば、作業員の給与（時間単価）は当然上がるので、民間発注者ではなく行政において4週8休を推進すべきではないでしょうか？国交省・県・旧公団等の発注において、休日制限とそれに伴う単価改正が必要と思います。（公社公団）
- ・各ゼネコンの労働環境改善における取り組みをきっちり行っただうえで、行政への働きかけを行なうべき。その切り口は産業の魅力化ではなく、建設産業の衰退防止（技術の伝承）である。（その他民間企業・法人）
- ・建設業界に関係のない民間発注者では、労働環境改善への理解は得られないと思います。仮設トイレを見て「もっと使いやすくしてあげなよ、お金出してあげるから」なんて言ってくれる民間発注者なんていますか？逆の立場なら、言わないと思いませんか？（その他民間企業・法人）
- ・魅力のある作業所。わくわくする作業所。あの現場は俺たちが作ったんだ。俺たちでないとあの現場は出来ないんだ。そんな現場だったらみんなが行きたい。みんなが関わりたい。そんな現場をみんなが思っている。感じている。だけど・・・そんな現場を目指したいなら、ありきたりですが、ひとりひとりが変わらないとダメですね。ひとりひとりが変わることができることは何でしょうかね？（民間デベロッパー）
- ・施工途中における設計変更等が最も工期に影響するため、可能な限り設計図に発注者の意図を落とし込み、後に設計変更とならないような設計図をもって工事着工すべき。そのためには発注者と設計者において事前に十分な摺合せをする必要がある。（その他）
- ・民間は基本的にライバルとの競合・差別化を生きている会社なので、自社都合最優先の発注を改めるには、公的な決め事で縛るしかないと思う。それがなければ、作業所の労働環境改善は施工者の当然の自助努力行為として、顧みられる可能性はまずないと考える。（地方公共団体）
- ・実作業費＋フィーが当然であるため、リスクをゼネコンに負わせ過ぎない対等な関係性を維持する事がすべての改善につながる。（その他）
- ・民間発注者は、我々の労働環境には全くと言っていい程無関心である。（その他民間企業・法人）
- ・より良い建物を作りたいのであれば、適正な工期と適正な金額が必要である。安くすると言うことは何らかを犠牲にしていることを考えなければならぬのではないかと。安全、品質、工程を確保し提供するためには、適正かどうかが一番重要である。日本社会と業界全体の責務であると思います。（その他）

- ・環境改善は進んできていると思うが、更によりよくするためには、現場における設備投資の費用UPと、各作業員への賃金UPが必要になると思うので、コストUPは必然的な流れである。（民間デベロッパー）
- ・開店時期が決まっている事は十分理解できるが、適正な工期がなければよい建物は絶対にできない。何かに妥協する、何かを省略する等必ず犠牲が出てくることを理解してもらいたい。長期的にみて、本当にいいものを提供できるのか、最初だけよくて中身がボロボロでいいのか……。建物にきちんと向き合って工期を考えて頂きたい。現在杭工事がニュースで騒がれているが、工期の短縮、時間が無いためのミスもあると思う。ミスしたら言いたい放題言われるのなら、適正工期をきちんと精査し、いい建物を建てるための協力もして頂きたい。（民間デベロッパー）
- ・適正な受注金額の確保が必要です。協力会社に配分できるような金額を確保してほしい。（その他）
- ・マンションについて、品質管理のためにと提出書類が非常に増えている。書類作成のために長時間残業や休日出勤がやむを得ない状況になっている。書類の簡略化をしてほしい。また各種検査や内覧会等の負担が非常に大きい。（民間デベロッパー）
- ・適切な工期、労働条件の確保が発注者の責務になる社会構造になることを期待します。（民間デベロッパー）
- ・休日取得のためには適正な工期が必要である。若い人はお金より休日を選ぶ人も多い。（その他民間企業・法人）
- ・慢性的な職人不足がコストにも工期にも関連している現状を理解してほしい。（その他）
- ・現在の建設業の環境及び現在管理している工事現場の状況を考えると、発注者サイドに工期に対する考えを改めていただく必要があると思います。工事管理において、安全管理、品質管理、原価管理とさまざまありますが、現在の環境では、工程管理がもっとも重要となっていると思います。過去には、コストをかけることで作業員や資機材を確保することができていたかもしれませんが、現在はそれがむずかしい状況となっていると思います。そのような状況の中で、工期が遅延したりすると、「他の会社はできるのに……」とか「昔は何とかやって間に合わせていた」というような声が聞こえてきます。（民間デベロッパー）
- ・建設される地域の作業員数や工事量の把握をし、発注時期を調整し改善してほしい。（その他民間企業・法人）
- ・要望等については設計段階で十二分に検討して設計図に反映させているか確認すること。施工段階になって変更することが多く、それがコストと工期と品質に大きな影響を与えている。（民間デベロッパー）
- ・職人の給与体系が日給月給であるため、働けば働くほど、実入りが良いのは事実である。仮に単価が上昇してもその事実はかわらない。発注者が単価を上げ、職人の雇用者も色々難しい問題はあると思うが給与体系を月給制にすれば、改善が見込まれるのではないかと。当然、発注者は工期と単価について考慮する必要がある。（地方公共団体）

- ・設計業務の報酬増。設計期間の増。現状実在する全ての設計事務所の底上げをするにはまずこれを最低限行わないと設計者が育たない。設計者が育ってきたと同時に施工者側の問題を解決する。それまでは建設業の労働環境も良くならなければ、建物の品質も良くならない。（民間デベロッパー）
- ・民間発注者が発注前に労働環境改善の項目を指定とし入札すべき。請負者側だけが推進しても、契約金額に入っていない事を無償で整備する事は難しい。（その他省庁）
- ・物価スライド等による市場価格の変動等も検討して欲しい。（民間デベロッパー）
- ・4週8休を前提とした全体工程での積算見積提出を統一する。（民間デベロッパー）
- ・建設業が変化（労働環境改善）しようとしているのを理解してほしい。（その他民間企業・法人）
- ・安く、早く、安心な建物を供給してもらいたいと願う発注者に対して、シンプルにすること、設計変更をなくすこと、結論を先送りにしないことを要望します。途中の変更がどれほど労力を使うのか理解してほしい。（その他民間企業・法人）
- ・ゼネコン側の立場になってゼネコン社員の作業をもっと把握してもらいたい。そのためにももっと現場に足を運んで現場の実情を知ってほしい。（地方公共団体）
- ・仕事を始めて、20年になります。カレンダー上の休みと土曜休みは増えました。自分の時は土曜日に学校はありました。朝早くから遅くまで毎日きついです。本当にこのまま変わらないと、働き手が居なくなると思います。新入社員がすぐに辞めるのも分かります。普通に休みたいです。（民間デベロッパー）
- ・共同住宅は、着工時期に関係なく年度末に合わせて完成させることが多いため、無理な工程になることが多い。適正工期重視で年度末完成にこだわらないでほしい。（民間デベロッパー）
- ・近隣対策は施工者任せでなく、積極的に一緒に対応してほしい。（その他民間企業・法人）
- ・発注者とゼネコンは Win - Win でない。発注者が儲け過ぎ、納期・引渡し日に余裕がない。（分譲マンションを売っていくら、ゼネコンの工事費・土地購入費・販売経費等より逆算）。末端にまで還元が必要と思う。（民間デベロッパー）
- ・マンション工事において、工事完了後の販売開始が望ましいと感じる。（個人）
- ・工期を守るために、契約時に共用部の一部の仕様や形状が未定のまま想定金額で発注し、現場での追加工事等で対応するなど、打合せが増え、設計の案が出るたびに施工図の提出や見積の提出を要求され、無駄が多く現場の負担となる。また資材の発注や労務の確保が遅れる。（民間デベロッパー）
- ・建設会社（元請）を日本で10社以内にして、発注者・設計者との交渉を有利にできるようにする。（その他民間企業・法人）
- ・建設会社（特に元請）が、建設業法のしぼりに基づき、工期や発注金額、支払い時期等で縛りを受けるのは、いわゆる請け負けとしての不公平感が漂う。民間の発注者といえども、無理な金額や工期で施工者に負担を強いることのないように、第三者機関によって厳しい管理がなされるべきである。民間発注者は上記点も勘案した上で発注して欲しいと思う。

尚、当該出張所においての意見ではなく、広く全般的な視野を通しての見解であることを了承されたい。（その他民間企業・法人）

- ・作業所においては人種差別的な面が多すぎる。特にゼネコンにおける労働者の扱いは最低の扱いが多いように見える。学歴がどうあれ、全員一体となり各工事を遂行すべし。その能力が無いゼネコンは陰りを見せている。2~30年前は15,000人いた各ゼネコン社員が今や8,000人程度。いかに責任を持たない契約社員を増やしているのが見受けられる。当然自分だけという人間が多いため、優秀な技能者がそのような環境で育成される訳がない。ゼネコンはもっと優秀な人材を育成し、自社に呼び込み、夢を持って技能者に語るべし。（民間デベロッパー）
- ・なんでもかんでもとは言わないが、予算ありきでの発注はやめてほしい。こちらはボランティアで仕事をしているわけではない。（その他民間企業・法人）
- ・とにかく土曜日の閉所などについて理解してもらうこと。それと、適正な工期の設定について「可能な範囲で」協力していただくこと。それ以外は業界の責任だと思う。（地方公共団体）
- ・労働環境改善のためには労働者の賃金改定が必要だと感じる。しかし、要望を出す先は民間発注者ではない。国全体で賃金改定を一斉に行い、違反する作業所もしくは会社にはペナルティを与える制度を作って欲しい。（その他省庁）
- ・一発注者にそれを説いても変わるものではないし、それを求めるゼネコンは、発注者からみれば受注の意志が無いと映るのではないか。（その他民間企業・法人）
- ・労働環境の改善とは？現状の労働環境で納得している人もいるし、納得できていない人もいる中、何が改善なのかわからない。時間を短くすることが改善？技術の習得が遅くなるものが改善？ 価値観は多種多様で、それぞれの人にとっての改善は違ってきます。一概に時間の短縮が改善と言い切ることに疑問を感じます。とした上で作業所の労働時間を決定的にしているのは工期であることは間違いなくと思います。その工期を決めているのは施主の事業予定であったりお金の都合だと思います。その段階から施工者が関与できる仕組みを行政的に制度化していくなどの政策が有効なのではと思っています。（その他民間企業・法人）
- ・給与と労働時間の改善がもっとも分かりやすい物であるため、これを契約に盛り込むことが望ましい。競争入札は最低価格の設定を業界全体で行い、特殊な工事については第三者機関による査定を行う。ただし、建設物価や建設コスト情報等いわゆる物価本は根拠が良くわからず、現実にそぐわないところが多い。設定基準の見直しが必要。契約時の項目に、労働時間削減に向けた企業努力についての評価と竣工時の実際の評価項目を入れてみたらどうか。（地方公共団体）
- ・発注者というより、各会社の事業主、業界幹部、トップの意識改革が重要では。発注者であれば、常に収支を考えて判断するので、品質が確保できれば、安く、早く工事をやってくれるところに発注する筈。業界の足並みが揃わないと改善できないと思う。（民間デベロッパー）

- ・発注者に課せられる労働環境改善のための適正工期確保の指示等があれば、発注者側としても工期、納期に関して考慮するようになるのではないのでしょうか。（地方公共団体）
- ・工場生産品と異なり、全てが計画通りにいかないことをもう少し理解して頂きたい。その場合には、取れる最善策にて対応し、決して不誠実なことやしているわけではないことを十分理解して欲しい。図面にないこと（内訳書）・・・が余りにも多すぎる状況のなかで、追加項目に関してもっと理解して頂きたい。変更に対しても柔軟に対応出来るよう協力頂きたい。（地方公共団体）

(14) あなたの作業所では、低価格受注が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じますか。1つ選んでください。（グラフはP26 図5-1）

- ・低価格受注は少なくなってきたか出来なくなっている（企業体力が無い）。設計が悪くて結果的にコストが掛かり、低価格受注みたくなくなっているのが現実。昔と違う。（民間デベロッパー）
- ・極端な低価格とは思わないが、予定外の労務確保などの増員が余裕を持って行える状況ではない（労務不足による労務費大）。（民間デベロッパー）
- ・所定外労働時間増加は職員が少ないせい、かつ、職員のレベル低下のせい。（民間デベロッパー）
- ・当然だと思う。低価格で受注すれば経費も圧縮せざるを得ない。つまり少ない人数で多くの仕事をこなす事を求められる。（その他民間企業・法人）
- ・低価格による人件費削減。工期削減による1人の負担増加。（その他民間企業・法人）

(15) 低価格受注が所定外労働時間の増加につながっていると感じる主な理由を1つ選んでください。（グラフはP26 図5-2）

- ・作業員が残業する。（民間デベロッパー）
- ・コスト最優先の工法を選択せざるを得ず、それはしばしば高効率でなく、結果として労働時間の増加につながる。（その他民間企業・法人）
- ・作業所の配置技術者の年齢構成のイビツ化。（その他民間企業・法人）
- ・設計と施工の間の作業に時間が割かれている。又、労務の質・量が足りておらず、そこをカバーする事に時間がかかっている。（その他）
- ・消化高で配員数を決めるため。（その他）
- ・低価格による経費削減による工期短縮。（その他民間企業・法人）
- ・以前の現場が低入札でしたが、原価管理にかかる時間は多かったです。（その他民間企業・法人）
- ・発注者の管理（書類）が厳しく、また人員が少ないため。（その他民間企業・法人）

(16) 低価格受注による問題点を解決するために、発注者・受注者が行うべきことについてご自由にお書きください。

- ・労働者を最優先すれば、おのずと低価格になるはずはないと思う。（民間公益企業）

- ・低価格受注は、長期的にライフサイクルをみれば絶対に悪循環を繰り返すことはもはや過去の事例から立証されている。ならば、短期的なコスト削減だけに走らず、品質のよい建築物を造ろうという意識を持って、妥当なコストがかかるという認識に改めなければならない。（民間公益企業）
- ・建設業界の人材不足を踏まえた発注金額の設定。（民間公益企業）
- ・最安値の業者には発注せず次点に発注などすれば、多少の価格競争が緩和されるのでは。（民間デベロッパー）
- ・発注・受注段階では考慮できない事項や設計変更について、受注者は速やかに内容の報告及び費用の報告を行い、発注者は内容を確認の上、費やした費用について支払うべきである。工期の延伸については、人件費も確実に考慮するべきと感じる。（地方公共団体）
- ・受注者側は、NET工期とNET金額を早期に発注者側に提示して説明する義務がある。条件が異なる場合は、重要事項説明として工期・金額の見直しを納得してもらうべき。発注者側は契約した工期・金額にプラス α のバッファを確保しておくべき。建築工事において、当初契約通りの図面工程工事費で竣工する事はない認識をもってもらうべき。（民間公益企業）
- ・受注予定者は妥協しないで目標金額を勝ち取る。目標金額を獲得できないときは「その低価格で施工できる業者さんで施工してください」と受注予定者は発注者に返答する。（民間公益企業）
- ・適正金額・適正工期での受注が出来るようにする事。理想は、発注者が現状の労務状況を把握して工期設定または受注側による工期設定を行えるようにする。それに対する費用を負担してもらえるようになる。（その他民間企業・法人）
- ・品質を確保するための適正価格を、発注者として判断する能力が必要であると思います。判断できない場合は、第三者機関で適正な価格と工期が示されそれが実施されているかを確認できる体制があると、作業所の労働改善につながるとは思います。施工者のモラルの向上も必要だと思います。（その他民間企業・法人）
- ・発注者による最低受注価格の設定。受注者の低価格見積提出の取りやめ。（地方公共団体）
- ・受注者が主に起因している。発注者は当然安い業者を使用したい。その中で、受注側は適正な価格を入れる必要があります。また、競争物件では受注が困難であるので、単純な価格で勝負するのではなく、発注者側のニーズにあったVE項目（こうすれば安くなりますよ）の提案を行い、プラスアルファの付加価値にて受注にもっていく工夫が必要だと思います。（民間デベロッパー）
- ・発注者・受注者共に、コンプライアンス違反の概念で低価格受注排除にあたって貰いたい。（民間デベロッパー）
- ・低価格受注の場合の設計事務所、施主の調査をもっと厳しくする。又は、低価格入札の締め出しを民間でももっと広く実施するべきだと思います。（その他民間企業・法人）
- ・契約に対し、数量は実施数量・単価は物価上昇に伴い等の対応が必要ではないか？（地方公共団体）

- ・発注者側は、設計変更等においては、早期に追加またはVECD対応し、コストバランスを取る方策をとる必要がある。受注者は、変更増減をタイムリーに提示し、コストバランスをとる必要がある。（地方公共団体）
- ・発注者としては、①市況状況を考慮した単価への理解 ②金額だけでなく、ヒヤリング等により受注者の施工能力・会社体制等を考慮して選別。受注者としては、①選別して受注する事 ②付加価値を付けて他社と差別化すること。（その他）
- ・技能職の減少等により受注者の希少価値が高まらない限り発注者有利が覆らない限り、発注者は都合の良い受注者を探し続け、簡単に見つかるであろうから、低価格受注問題は解決に向かわないと思う。（その他民間企業・法人）
- ・4週8休を推進するのであれば、作業員の給与（時間単価）は当然上がるので、民間発注者ではなく行政において4週8休を推進すべきではないでしょうか？国交省・県・旧公団等の発注において、休日制限とそれに伴う単価改正が必要と思います。（公社公団）
- ・「第三者査定」が極端な査定をすることがある。書面だけで現地を見ずに査定できるのか？インターネットで一番安い単価だけを見て査定根拠とされる場合もある。建物はすべて手作りです。全て条件が違います。安易な判断はせずに施工者の申し出を信用してほしい。（その他民間企業・法人）
- ・低価格受注であるか否かを判定する機関を発足させるべきと思う。発注者も受注者も営利企業である限り、この2者だけで解決できる問題ではない。（その他民間企業・法人）
- ・入札時に、発注者は設計者の仮単価設定を基に工事価格を想定するが多い。しかし設計者の単価は時節に合わないものや変動に追従していないことも多く、結果的に低価格入札の原因となっている。まずはここを改善すべき。（その他）
- ・官積算、コスト情報に頼りすぎることなく、実勢価格を理解してほしい。（その他省庁）
- ・発注者は価格だけを指標とせず、受注者のトータルの技術力を評価して価格設定を行ってもらいたい。受注者は安易にダンピング受注を行わず、価格以外の技術力やアフターサービス等を含めた提案を行い受注に繋げること。（その他民間企業・法人）
- ・発注者側は安ければ安いほうが良いという意見が大勢を占めており、一般競争入札の中で受注者は破格の数字で入札するため、現場や一次下請会社が疲弊する。または粗悪な品質であったりという実情を理解しなければならない。（その他民間企業・法人）
- ・「過去に行われていた低価格受注と同様の形態で現在も低価格受注が進行中である」という認識は古いと思う。受注しないと社員が遊ぶし売り上げも伸びないから短工期・低価格受注でどうにか凌いでいこうとしても、今の労働者の労務事情ではそれが出来る環境にはない。実際に厳しい工期・工事費を設定した官庁物件は軒並み不調で、請け負いたくても請け負えないというのが現状で、資材高騰も重なり、発注者も苦悩している。施工者側の問題点としては、低価格受注を言い訳に、一定の利益を確保するために配属社員数を削減し長時間労働を強いている作業所も多い。もう一点は、受注担当者の受注ノルマ達成のため、施工者自らが低価格による受注を選択していることもある。（地方公共団体）

- ・基本は競争です。安ければやらなければよいのです。やるところがあるからおかしくなるのです。（その他民間企業・法人）
- ・請け負うゼネコンの規模によって経費が違って来るし、協力会社（専門会社）の単価も違うので入札金額も違う。自ずと地元ゼネコンの方が全国規模のゼネコンよりも安いはず。その会社の受注量や将来を睨んだ戦略などがあるので、民間工事においては解決方法は無い。（その他民間企業・法人）
- ・受注者は、4週8休の工期設定をした際の適正工期と人件費（作業員の賃金も含む）を適正に金額に反映するという強制指導が必要であると思う。発注者はその金額を受けるようにすべきである。（民間デベロッパー）
- ・発注者が適正価格を判断することは、専門部署を持たない限りは難しいと思います。そこは受注者が適正なコスト提示をすることが大事であると思います。※実施には難しいでしょうけど・・・。（民間デベロッパー）
- ・適正な金額の確保と工事の大きさにより入札できる規模の業者の整理。（その他）
- ・適正な価格の把握と判断を行っていただきたい。安かろう悪かろうにしたいくないので求める品質は確保しようとして提案していることを認識していただきたい。人が動けばお金も動くことを認識していただきたい。（国土交通省）
- ・競争によって受注する案件であれば、受注者が提示し、契約した価格の中で工事を行う責任が受注者にあるのは当然だと思います。しかしながら、現状では、工事を進めていく中で明らかになっていく諸事情（近隣や地質の問題など）がすべて把握できない状況にあると思います。この問題は、いくら事前検討に時間を費やしても完全に把握できるものではないと思います。よって、発注者には、工期の変更に関して柔軟に対応してもらいたいと思います。また、そのような不確定な事情に対しても、契約書や設計図で「施工者の責任とする・・・」など、発注者や設計者がリスクを負わないようにしているように見られますが、前述したように、実際工事を進めてみないとわからない事情があるので、そのような条件は認められないものと考えます。（民間デベロッパー）
- ・まず最初に設計事務所の方々を育て、良い設計をして頂きましょう。それからそれに見合う良い積算をし、良い建物を造る努力をしましょう。低価格受注の問題以前に、設計が悪いと低価格受注の次元を超えた暴挙受注となるからです。（民間デベロッパー）
- ・契約前に適正なVEによるコストダウンを検討し、低価格受注にならないように歩み寄るべきではないか。（地方公共団体）
- ・契約に至る過程の中で、競合他社と条件を合わせる行為を禁止にした方が良いと思う（A社は1か月工期が短い、B社は1,000万円安いから合わせて欲しい等）。（個人）
- ・会社として営業上取り組まなければならない案件があるのは理解するが、ゼネコンの幹部は勇気を持って断ることをもう少しするべき。（その他民間企業・法人）
- ・発注者は低価格受注と思っていないと思う。受注者だけが分かる問題だと思う。（民間デベロッパー）
- ・確認申請の際に最低基準価格を審査する。（その他省庁）

- ・少なくとも公共工事においては低価格入札は禁止すべき。又、追加変更工事についても同じ単価で行う旨の制約は無しにしないと理不尽。設計時の考慮不足で負担を負わされることになる。（その他民間企業・法人）
- ・入札参加業者の基準を設けて、業者の施工技術レベルの統一を行うべき。（その他民間企業・法人）
- ・低価格受注に陥る場合の主な原因は、ゼネコンの受注ありきの考え方を見直さなければならぬと感じます。もちろん、発注者もできれば安く発注したいと考えます。本当にできるのか、見積の内容を見直すことが必要ではないかと考えます。又、最低施工単価などの基準を設定し、契約内容に対して問題ないか確認するなどのチェック機関等を設ける必要があるのでは。（その他民間企業・法人）
- ・受注者全体が無理な金額で受注をしないこと。発注者は十分な事業資金を持たずに事業計画を行わないこと。（公社公団）
- ・発注者は安くできるところがあるからその姿勢を崩さない。受注者は他より安くして受注したいと考えている。談合という考え方は絶対してはならないが、国が民間を含めて取りまとめていかないとこの問題は解決できないと思います。会社の資金を回すために、安くても受注する業者もいるのは現実なところ。（民間公益企業）
- ・本来建設工事（戸建等の小規模工事を除く）は、契約時に価格を決定することはできない。労務費、材料費も時期によって変動するし、自動車などの生産とは違ってひとつひとつ何が起こるかやってみないとわからない。諸外国の方法も検討すべき。日本国内で考えていても何も進展しない。（その他民間企業・法人）
- ・建設業は社会的責任が大きく、より良い品質を追求して施工していかなければならない。発注する際に、より良い品質を確保するためのコストと工期をあらかじめ何パーセントか上乗せするルールができれば、少しでも問題は解決すると思う。（その他）
- ・民間発注者のおごり、押し付け体質の改善。受注者は過剰なたたき合いはしない。（民間デベロッパー）
- ・低価格受注した現場に対しては採算を度外視して会社は支援をするべきだ。現場の責ではない。（地方公共団体）
- ・発注者においては、世情に合わせた適正価格の把握を行って欲しい。受注者も同様に適正価格を厳守して欲しい。（その他民間企業・法人）
- ・発注者にとって低価格であることは当然であり、受注者が無理な価格競争を行うことの方が問題あると思う。（その他民間企業・法人）
- ・計画段階での価格と契約段階での価格では大きく変動していることがあるため、契約段階で価格の見直しを行い、発注者は再度事業計画の見直しをする必要がある。（民間デベロッパー）
- ・人件費によるコストダウンを行わない。（民間デベロッパー）
- ・見積りの期間を十分確保して、発注者と設計者、請負者の質疑応答により問題点の洗い出しをすることで、発注者が入札予定者による考え方の違いを認識することにより、低

価格受注でなく適正価格による受注となり、安全で高品質のものを提供、また、受け取ることが可能になると考えます。（その他民間企業・法人）

- ・公共工事のように、金額のみでなく技術提案等が加味されての発注が望ましいと思うが、民間工事の場合は、特に特異性のある工事以外は金額ありきの競争になることが通常考えられる。（個人）
- ・適正な金額以外の仕事を受注しないこと。抱合せでの発注をしない。工期ありきでの発注をしない。設計変更などがないように図面を管理・確定させてから発注をする。品質管理や提出図面・書類が多くなってきているため、そのための人員も想定して受注する。（民間デベロッパー）
- ・ビジネスという観点からすればコストは大きな判断基準であるが、このところ建設業界の取り巻く環境は劣悪だ。やる人間がいなければ業界自体の衰退にもなる。この意識が浸透しなければ大きな改善は見られないと思う。（地方公共団体）
- ・民間においては、どうしても発注者が強いのは自明の理である。請けてしまった側は、利益を生み出すためには、或いは赤字幅を小さくするためには、どうしても厳しい人員や工期で工事に臨まざるを得なくなるのが現状だ。こうした状況を打開するためには、発注者側を管理する管理体制を構築する必要性を強く感じるものである。但し、今回の点は、当該工事においてではなく、あくまで一般論としての意見である。（その他民間企業・法人）
- ・営利企業である限りどうしようもないと思う。発注者、受注者に変な倫理を押し付けるのではなく、国が規制を設けるべき（自由な経済活動とのバランスが難しいですが）。（地方公共団体）
- ・発注者が行うべきことは現在の施工単価の見直し。受注者は労働者の教育を行い生産能率を更に上げる努力をすることと考えます。（その他省庁）
- ・発注者・受注者ではどうにもならない。国が実態を本当に把握して、行政主導で法制化して改善に取り組まないところには改善されません。しかしそれをすれば、行政の予算消化のための年度末工事も困難になりうるので、自分で自分の首を絞める事になるし、年度末工事に旨みを感じている業者もあると思うのでやはり難しい・・・（その他民間企業・法人）
- ・資本主義社会の競争原理を考慮すると永遠のテーマであるが、世論として、現状における低価格受注が問題視されることを強く望みます。当然、発注者側は建設労働者の年収改善を意識した発注条件を提示し、受注者側も建設労働者の年収改善を意識して、利益を過度に取り込むのではなく、主旨を理解して建設労働者の年収改善効果が確認できるような条件で下請協力業者と契約する必要があると思います。（その他省庁）
- ・発注者はブローカー的な受注者（見積業者）を排除する。受注者は過度な値引き交渉には応じない。（その他民間企業・法人）
- ・低価格受注を希望する発注者は安いゼネコンに発注すればよい。良い物はそれなりの価値があると理解して発注している発注者もいる。（その他民間企業・法人）
- ・もっと専門家によるコスト的査定を事前に行って欲しい。（その他民間企業・法人）

- ・一番最初に予算を決めていただき、その範囲でのプラン提案、設計を進めていく。（その他民間企業・法人）
- ・第三者機関による全物件、建物金額、工期のデータベース化をはかり、その工期より短い発注や、低い金額での受注はNGとする等の仕組みを整えていく必要がある。（その他民間企業・法人）
- ・発注者に問題は無いと思います。問題なのは、発注者の予算通りの設計をしない設計者。または適正に見積をしない施工業者。（地方公共団体）
- ・設計段階における設計図の精査（昨今、設計見積段階の図面において不確定要素及び不具合が多すぎるように感じます）。設計見積が予算ありきのなかで行われている点を感じられ、適正価格には程遠い場合が多い。特に特殊物に対しての見積価格設定が悪いのでは・・・（地方公共団体）

(17) あなたの作業所では、発注者の片務性が要因となって所定外労働時間の増加につながっていると感じますか。1つ選んでください。※発注者の片務性とは、発注者と受注者の関係において、受注者が一方的に義務を負うこと。（グラフは P27 図 6-1）

- ・カスタマーを決定する為に見積依頼が多い。設計変更した場合の検討が多い。（民間デベロッパー）
- ・発注者の担当者が無責任すぎる。（地方公共団体）
- ・事業計画ありきの工期となっているため。（その他民間企業・法人）

(18) 発注者と受注者間の片務性により、所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由を3つ以内で選んでください。その他を選択された方は内容を記入してください。

（グラフは P27 図 6-2）

- ・請け負けなので何でもゼネコン負担。（民間デベロッパー）
- ・無駄と思える仕事をやらされている。（その他）
- ・発注者が諸々を真剣に考えず、物事を進めるのに時間が掛かる。（地方公共団体）
- ・無理・無駄な管理を強いられる。（民間デベロッパー）

(19) 発注者の片務性についてご自由にお書き下さい。

- ・発注者の技術不足により、技術的な（納まり等）検討書を作成する事が多くあります（無報酬業務）。（民間公益企業）
- ・よくありがちなのは、何回も顔合わせする同じ得意先の発注者から、本来現場がすべきでない資料作成等の依頼が徐々に過大になっていき、しかも何回も修正を迫られエスカレートしていくこと。終いにはどっちの業務なんだか分からなくなっている。純粋な民間工事はまだいいが、半民間、官庁工事は本当に片務性が多いという印象がある。（民間公益企業）
- ・受注者の立場上、発注者に言えないこと等多々あると思います。正直発注者の片務性はなくならないと思います。（民間公益企業）

- ・受注者がやる必要のない仕事についても発注者から依頼されると断れないので、発注者の方にモラルを持ってほしい。（その他省庁）
- ・発注者が未熟な場合が多く、安易に仕事を依頼されることがある。（民間デベロッパー）
- ・設計変更業務も検討事項的な事（現時点で可能かどうか、コスト他）は受注者でないと判断出来ない部分が多いので、やる事自体が不当だとは思わないが、膨大な変更量や元の設計に関連性が無い様な変更になると手間隙掛かるので、費やす時間について精算出来る仕組みを整備する必要がある。施工図を何度も書き換えたり、資機材の手配替え、積算の見直しなど目に見えない手間というのは膨大に掛かっている。（地方公共団体）
- ・建築工事を発注する機会が少ない発注者が多いので、発注者としての業務範囲と施工者の業務範囲の線引きが明確に理解されていないことが多い。（その他民間企業・法人）
- ・特記仕様書に施工者が行うことや責任を負うことが多数書かれている。これを見直さないと施工者ばかりにしわ寄せが来るようになっている。（公社公団）
- ・情報の共有化という名目で、多岐にわたる各部署と個別に打合せをさせられることもある。（その他民間企業・法人）
- ・発注者は土休の概念が無く、資料提出等の時間や曜日に対する考慮が少ないため。（民間デベロッパー）
- ・発注者と受注者の責任範囲を明確にして頂きたい。アフター対応（特に分譲マンション）について、受注者の責任はどこまでなのか。（公社公団）
- ・発注者はそんなに偉いのか。（地方公共団体）
- ・上司の承認を得るための資料作りが多い。（その他民間企業・法人）
- ・発注者が行う業務を設計者または監理者に依頼し、それをまた受注者に孫請けのように依頼される事が多い。（その他）
- ・近隣対応などは本来事業主が行うべきことだが、その対応や対応の結果の工期遅延・コスト増まで受注者の責とされる場合がほとんどである。また、マンションなどの入居予定が決まっている物件では工期の遅延などありえない話となっているが、例えば杭が支持層に到達しなかった場合などの誰の責にもならない想定外の事象については、対応のための工期延長を適正に認めるべきである。受注者の責において絶対工期を厳守するルールがある限り、建設というシステムに歪みが生じ続け、いつしかこのシステムは破綻する。（その他民間企業・法人）
- ・マンションなど、施主が他に発生するような事業に関し、お客様の質疑や確認事項が多く振り回される事が多い。（その他省庁）
- ・設計変更において早期に結論をだしてもらうために、受注者側で計画や資料の作成をすることになる。（地方公共団体）
- ・発注者の片務を受けて、ゼネコンは業者に片務を押し付けている。似たようなものか？川上からなくさないといけないと思う。東洋ゴム問題や旭化成問題には憤りを感じるが、現場に押し付けられたプレッシャーは容易に想像でき、しっぽを切られた担当者へは同情も感じる。上位の仕事をこなしつつ、下位は職人なので仕事を振れない板挟みの中で、みんな仕事をやっています。（その他民間企業・法人）

- ・本来発注者の業務を受注者が行う、この系図はゼネコンが作ってきてしまったもの。だから特記仕様書や見積要綱にその業務に対して助成するように記載がある。それをできないようにするのは、国や公共団体による指導や規制しかないでしょう。（その他民間企業・法人）
- ・発注者に業務管理できる人材が不足してきたと感じる。（その他省庁）
- ・見積条件書に記載されていれば全てを受け入れることを条件に受注する訳で、一方的に片務性を非難できるものではないと思う。ただ、曖昧な発注条件下で、発注者・設計者の代務に相当の労力を費やしているのも事実である。発注条件・業務所掌の細部に亘る明文化が一番の解決策であろうが、これも公的な決め事としない限り実現性は乏しいと思う。他方で、完成品への品質保証は事前の検証を含めて瑕疵はほとんど施工者という部分は片務的であると感じている。設計図書に一文を記載するだけで、あとは施工者丸投げの設計者・発注者が多いのも事実である。逆に品質に関与すればするだけ高品質・高コスト化するような監理者も存在し、解決が難しい問題と思う。（地方公共団体）
- ・短工期により、決めなければならない事項の提出期限の短縮を余儀なくされる。設計変更等の決定・発注が遅れると工期にも影響するため、提出期限が短くなる。（その他民間企業・法人）
- ・発注者が要求していない事項に対し、監理事務所が要求する事項が多すぎる。すなわち、すべての設計者、監理者が発注者側に立ち、施工者への要求事項が多い。（その他民間企業・法人）
- ・デベロッパーも忙しいだろうが、パンフレット等の作成はゼネコンの仕事ではない。欧米のように細かく契約条件を分けることも視野に入れるべき。入札・見積合せにて業者が決まる以上、片務性はぬぐえない。（その他）
- ・専門にやっていないので分からないと言って、客先は設計者に、設計者はゼネコンに書類を押しつける。設計業務に書類の作成を明記しても、恐らくゼネコンに押し付ける。（その他民間企業・法人）
- ・事前に発注者に、外装及び内装仕様の確認（モックアップ等を作成）を得ておく必要がある。製品を発注し、取り付け始めた段階でくつがえされてAWが全て変更になり、工期が延長になった物件が過去にあった。（その他民間企業・法人）
- ・現状の体質では資料はゼネコンより上がっていく。このシステムを見直さない限り、片務性の解消は金額の増額でしかありえない。（その他民間企業・法人）
- ・そもそも官庁工事についても、担当者から依頼される業務が多くゼネコンに依頼される。請負工事なので契約工事以外は『NO』といえる仕組みづくりが必要とは思いますが、日本のよき文化でもあり、一概には言えないので返答に困ります。（その他）
- ・平等の立場といつつ、請け負けしてしまう。本当の平等な立場を確立するためには発注者、設計者、施工者の以外の第三者介入による立場の確立が必要。（民間デベロッパー）
- ・発注者の監督員は自身の上司に説明する資料を受注者に作成させる。また、その内容については受注者が全ての責任を負うような言い回しにチェックされて、何度も再提出させられる。（その他）

- ・一方的に責任を押し付けるような特記仕様書の記述。設計変更に係る業務の無報酬など改善していただきたいのと、受注後でも対等な協議を行ってほしい（受注したんだからやるべきでしょ等の発言はやめてほしい）。（地方公共団体）
- ・設計変更や工期変更について曖昧なことは工事費の影響が大きくなるため、適正に処理が必要であるが、対等な立場での協議にならないことがある。発注者責任の瑕疵についても、修繕の報酬が出ないなどの事例があると思う。会計検査前の修繕・整備など。（その他民間企業・法人）
- ・設計変更の依頼が遅い。言えば何とかするだろうという考えを感じる。（その他民間企業・法人）
- ・請負で工事を請けているので、ある程度受注者が請負の範囲でいろいろ依頼されるのは当然だと思うが、やはり人と人とのやりとりなので、理不尽と思われる要求とか、成果に対して認めないようなことがないようにしていただきたい。（その他民間企業・法人）
- ・当現場ではないが、民間デベロッパーの書類はすさまじいものがある。（地方公共団体）
- ・片務性については多少の協力は必要と思われるが、それを行うために労力はかかるので、人員を確保できる経費を発注金額に盛り込むべき。（地方公共団体）
- ・設計変更検討により時間がかかる。工期、見積コスト等の発生が実際あるが、そのあたりが反映されることが無い。（その他民間企業・法人）
- ・設計変更による追加金額についてVEでの対応を求められ、検討が現場任せである。（その他民間企業・法人）
- ・設計図をもとに打合せ等を重ね工事が完了しても、完了検査の段階で検査担当者の思い付きで手直し等が発生する。（民間デベロッパー）
- ・発注者の業務と割り切りすぎると今後の営業にひびくのが現状である。協力的でありたい。（その他民間企業・法人）
- ・有事の際の責任は受注者になるというスタンスを変えていくことができれば、発注者も責任を持った管理を行うのではないのでしょうか。（民間デベロッパー）
- ・発注者は立場を利用して様々な要求をしてくる場合がある。また、理解してもらうためにさまざまなプレゼンを作成する必要がある。そのための費用などはほとんど計上されていない。今後は、請負の内容をはっきり細分化し、無い物は、随意契約追加とすべきだと思います。（その他民間企業・法人）
- ・本来であれば発注者も受注者もお互いに協力して事業を行うはずが、発注者の言いなりに動かされ無理をさせられる。委任状ひとつあれば、本来発注者が行う業務が受注者に投げられてしまう。法令等でも発注者が行うべき業務を定めるべきだと思う。若しくは、設計事務所同様に諸手続き費用を見積に盛り込むべき。（公社公団）
- ・金曜日に週明けの提出を求められることが多い。会議を週末、結果を週明けに求められることが多い。（民間公益企業）
- ・発注者の担当者人員が少なく、どうしてもゼネコン頼みになっている。対等な立場になれない。（地方公共団体）

- ・事業計画や決算時期、金融機関による借り入れの設定などにより、完工時期が決まってしまう事があると思われます。日本の現行制度では、完全に発注者の片務性を取り除くことは不可能ではないかと考えます。（その他民間企業・法人）
- ・発注者の認識が変わるように、受注者が発言しなければならない。（その他民間企業・法人）
- ・設計変更に対しては、所定以上の時間と費用を認めてもらいたい。（地方公共団体）
- ・現場で生じたことに対する過剰な報告書等の要求や、発注者の検討不足により設計変更が再々に渡って生じた際の変更対応。（その他民間企業・法人）
- ・四会連合約款に反するような条項を契約時に特記仕様に入れ込まれる場合がある。（その他）
- ・日本のゼネコンの良いところでもあり悪いところでもあると思う。御用伺いは必要な部分もあると思う。あまりこれを無くそうという考えよりは、バランスを元に戻そうという考えの方が良いのではないか。発注者も人がいなくて大変なようなので。（地方公共団体）
- ・工期延長とそれに係る費用負担については現場の死活問題であるので、その解消に向けた形でもっと具体的な表現で約款を作成してほしい。（その他民間企業・法人）
- ・発注者はお客様であるので、出来るだけ無理も聞こうとするのが当たり前になっているのも事実だと思います。（その他民間企業・法人）
- ・民間が特に片務契約条件となっている。発注者のルールに従える企業のみには仕事を与えるような条件が多い。（その他省庁）
- ・リスク管理が年々厳しくなって、それに対する必要書類が増え続けている。（民間デベロッパー）
- ・業界全体の習慣として、発注者や設計、監理者が本来行うべき図面等の不備による調整を施工者に施工図等で調整させ、且つ、その費用負担を押し付ける傾向があると思う。（地方公共団体）
- ・受注者は営業的に期待にこたえようとし、受注者はそれに対し執着しすぎてそれらが普通となっている感じがする。（民間デベロッパー）
- ・片務的な条件、契約で受注する会社があるからそうなるので、その他の色々な課題（労働環境、低所得、作業員の高齢化 等々）について業界トップが一致団結して取り組んでいかないと、いつまでたっても解決しないと思う。（民間デベロッパー）
- ・片務性が行われていないかを第三者が巡回確認する。（その他民間企業・法人）
- ・会社独自の契約書ではなく、民間連合で統一すればいいと思う。（その他民間企業・法人）
- ・何が片務性なのかわかっていないのだから、施工者がちゃんと言う事は言うべき。（地方公共団体）
- ・基本は請け負けという言葉があるように、やはり弱い立場のものが何がしかで守られる必要もあるかもしれません。（その他民間企業・法人）
- ・住民対策が不十分で工事に支障が出ることもある。無理な工期で安全・品質も求められるが、物理的に不可能。保証期間後の対応を無償でやらされる場合がある。（地方公共団体）

(20) あなたの作業所では、設計者の片務性が要因となって、所定外労働時間の増加につながっていると感じますか。1つ選んでください。※設計者の片務性とは、設計者と施工者の関係において、施工者が一方的に義務を負うこと。（グラフは P28 図 6-3）

- ・設計図の精度が低い。施工者任せになっている。（その他民間企業・法人）
- ・要求される図面や書類が多すぎる。また、承認まで日数がかかりすぎる。（その他民間企業・法人）
- ・設計精度が非常に悪い。（地方公共団体）

(21) 設計者と施工者間の片務性により、所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由を3つ以内で選んでください。その他を選択された方は内容を記入してください。

（グラフは P28 図 6-4）

- ・設計図がずさん。半年たっても設計変更に対応できない。（その他民間企業・法人）
- ・設計事務所担当者の決断力不足により、施工図の変更や承認遅延が頻出し、結果として現場運営の円滑な運営に支障をきたしている。（その他民間企業・法人）
- ・能力が無いのに片務している事自体が理不尽である。（民間デベロッパー）
- ・設計者の対応が悪くても工期内に完成させなければいけないので、設計業務を手伝うしか間に合わない。（その他省庁）
- ・設計監理の要求事項が多い。（地方公共団体）
- ・設計図で納まらない、詳細図面がないなど、意匠、構造を含め再検討をする時間が必要。（その他民間企業・法人）

(22) 設計者の片務性についてご自由にお書きください。

- ・戦略的にある程度の対応は仕方がないと思います（工事を円滑に行うため）。但し、計画段階での精査の精度に起因する部分もあり、その場合の方針早期決定など機敏な対応を頂ければ良いかと思います。（民間公益企業）
- ・設計者の技術不足により、技術的な（納まり等）検討書を作成する事が多くあります。（無報酬業務）（民間公益企業）
- ・設計者は報酬の低さから過大に抱えるようになり、中にちょっと大きなトラブルを抱えるプロジェクトが絡んでくるようになると他の担当現場に気が廻らなくなり、施工者側に業務依頼されるケースが度々経験ありました。設計者は現場よりもっと恵まれない環境なのだと思います。適正な報酬が得られない設計業務は多々あり、法的にも設計監理の報酬についての規定がまだ弱く、発注者に理解があまり得られていません。ここは改善の余地は大きいと思います。（民間公益企業）
- ・設計者の現場に即していない設計が多くあるため、納まり等施工者側で検討し、設計者に確認していることが日常となっている。設計の段階で施工側の意見を取り入れて設計図に反映する必要があると思います。（民間公益企業）
- ・竣工図の訂正を依頼されることが多いが、専門的な部分でなければ設計者の方で訂正して欲しい。（民間デベロッパー）

- ・設計不具合、不整合が多く、意匠、構造、設備の調整、検討がされていない設計が多い。また、変更事項、発注者要望に対応するのが施工者側が多く、任せっきりの設計者もいる。近年、設計受注できない現実から、設計不備、設計対応不備は少なくなっているが、それも我々請負者同様、担当者レベルで貧対応もあり、企業としてのフォローの良し悪しが評価される。（民間デベロッパー）
- ・設計図書だけでは詳細箇所が分からない箇所が多々ある。詳細部分は施工者が納まりを考え、図面をかき、設計者及び発注者に判断をゆだねるというケースが多い。設計者として、詳細図で施工者に指示を提示する必要があると感じる。（地方公共団体）
- ・設計者は口頭であったりラフスケッチで行うものも、受注者は記録へ残そうと正式な書類として書類作成に多くの時間を費やすため、受注者にて行う労力が多くなっている。（国土交通省）
- ・設計者の質が低く、納まらない、現実性が無い事を図面化しているので、その検証に時間が掛かる事が多い。設計図の質が向上すればあまり問題無いと思われる。また、過剰な品質検査や記録、書類の要求も原因のひとつと考える。（地方公共団体）
- ・過去は受注者がある程度のことを行うことが当たり前だったが、当たり前ではないことに気づいていない設計者が多い。（その他民間企業・法人）
- ・特記仕様書に施工者が行うことや責任を負うことが多数書かれている。これを見直さないと施工者ばかりにしわ寄せが来るようになっている。（公社公団）
- ・設計監理をできないものが監理している。能力のないものには報酬を支払う必要がない。しかし、施工会社は請負というなかで仕事をしないとイケない。（その他）
- ・設計図では施工出来ないため施工図を作成するが、その基になる納まり図が極端に少ない事とない場合に、図面を作成せず施工図が出て初めて検討するところを改めるべきである。（民間デベロッパー）
- ・他社設計では、その組織の効率化を図り仕様書に業務支援が含まれているが、受注者側ではその仕様を確実にこなす人員は展開できていない。（その他民間企業・法人）
- ・もともとコストコントロールされてないので、施工者に渡される図面が使えない。設計変更が多すぎる。着工後の積算・見積が多すぎる。（その他民間企業・法人）
- ・設計図の精度を上げてください。詳細図が少なすぎます。詳細図が少ないとコストアップにつながりますが、それを追加と認めない施主がほとんどです。（その他民間企業・法人）
- ・設計者は土休の概念が無く、資料提出等の時間や曜日に対する考慮が少ないため。（民間デベロッパー）
- ・立場を思料し業務を押しつけてくる設計者は実際に多い。当たりの様に言われるのがしゃくにさわるが、関係を悪くしたくないがために断れないのが悲しいところ。（その他民間企業・法人）
- ・デザイン重視の設計者は、設計図内容を平気で変更する事が常識と考えている傾向があり、より良い物をつくるためには止むを得ないと思っている。しかし、増額などの説明が発注者とできていない。（その他省庁）

- ・同じく設計変更に関する資料づくり。発注者と設計者の意見があわない場合に、それぞれの意見の資料をつくり提示することになる。（地方公共団体）
- ・設計者の設計業務をお手伝いすることが年々多くなっている。ゼネコンの若手能力の低下も大きな問題であるが、設計事務所についても同様であり、その分シワ寄せがゼネコンへ来ている様に伺える。発注者からすれば請負携帯は同じなので、同等の立場で折衝を進めるべき。（その他）
- ・平等の立場とiiつつ、請け負けしてしまう。本当の平等な立場を確立するためには発注者、設計者、施工者の以外の第三者介入による立場の確立が必要。（民間デベロッパー）
- ・もう少し設計の責任感を持って仕事をしてほしい。特に設計の不具合の調整。（地方公共団体）
- ・業務上、設計事務所が外部委託して図面を作成していることもあり、変更に対応しきれないことが多いと感じる。（その他民間企業・法人）
- ・本来設計図が適正であれば業務が増える話がなくなる。設計図＝施工図レベルにしてほしい。（その他）
- ・特に民間工事において顕著だと感じる。監理者は受注者に対して検討や書類整備などを任せっぱなしにしないで頂きたい。検討事項や状況把握はきちんと行ってほしい。（国土交通省）
- ・現状の設計者や監理者の能力からすると、本来の設計者や監理者の業務は全うできないと思います。改善するためには、設計者や監理者の立場を改善して、発注者と対等に交渉できるようにする必要があると思います。発注者と設計者及び監理者との契約時の取り決め（責任区分、コスト）を大きく見直す必要があると思います。発注者と施工者の関係を改善する前に、発注者と設計者及び監理者の関係を見直す必要があると思います。（民間デベロッパー）
- ・建築意匠図、構造図の不一致、意匠詳細図が少ない等、現場で納まり等考え無ければならない。時間があれば構わないが、そうでない時はそれが原因で施工図が後手後手になり、現場も混乱してしまう。（その他民間企業・法人）
- ・設計会社内部のコミュニケーション不足により、図面の整合性が悪い。（その他民間企業・法人）
- ・設計図の不備、特に意匠・構造・設備の不整合が多く、施工者に大きな負担を強いるケースが多い。しかしながら設計者には改善を要するという意識さえない場合も多く、施工者が無償で設計補助の役割を果たす場合が多い。またそれを当然と思っている設計者が多い。（その他民間企業・法人）
- ・設計事務所の大小にかかわらず、施工者におんぶにだっこの的な事務所が多い。設計事務所に関しても、自分の立場を勘違いしている人が多いと思う。（地方公共団体）
- ・設計への質疑も、設計が検討すべき内容であってもゼネコンに案を出させる案件が多い。（地方公共団体）
- ・発注者はお金を支払うから少しは我慢が出来るが、設計者はろくにまともな図面も描けない能力なのに（片務）している。これが全て。（民間デベロッパー）

- ・設計者の失敗費用を施工者が負担しているのが通例。設計者（デザイン）は施工方法を逸脱する要求が多いのと、施工性と機能性を理解しない。契約設計図に記載がある仕様を平気で変更するため、変更増減対応に時間がとられる。設計者が仕様を決定しないため適正工期から逸脱し、施工日数が不足する。（その他省庁）
- ・設計事務所のレベルが総じて低い（図面精度、管理能力）。監理者としての自覚があるのか疑問（施工者事由でない仕様変更による工期のひっ迫にも他人事の様ですらある）。（個人）
- ・受注者に負担が大きいのしかかるのは、発注者が原因であるよりも設計者が原因であることの方が多い。設計施工で取り組める案件に会社として注力すべきではないか。（その他民間企業・法人）
- ・設計事務所によっては膨大な量の検査資料を作成する必要がある。なかには必要性に疑いがあるものもあり、設計事務所の体質を変えてもらわないことには解決しない。（その他）
- ・設計者と監理者が同一であることが多く、監理者の意にそぐわない現場管理をするわけにはいかないため、施工者側に多くの負担が掛かるのが当たり前になってしまっている。（民間デベロッパー）
- ・有事の際の責任は受注者になるというスタンスを変えていくことができれば、設計者も責任を持った管理を行うのではないのでしょうか。（民間デベロッパー）
- ・設計・施工で工事を請け負うと、設計者と施工者の立場が曖昧になる。（民間デベロッパー）
- ・設計費の圧縮のためか検討不足が多すぎる。特に意匠・構造・設備間の整合が全く取れていない。「何かあれば施工時に施工者から意見が来るだろう」ぐらいの感覚で設計しているとしか思えない。（その他民間企業・法人）
- ・最近の設計図はただのスケッチで諸官庁手続きを済ませるだけの図面と化している。設計図なのだから、設計図の通りに仕事が出来よう整備をして、発注者に図面を渡すよう改善して欲しい。（公社公団）
- ・当現場は片務そのものである。また、既存改修部は施工者が実測、現地確認をし、施工図提出により承認を受けることと設計図に記載されているため、構造にかかわる計算、検討も施工者側にて実施しないとイケない現状である。（民間公益企業）
- ・設計変更に対し、施工者に見解、検証、検討など、短い時間で多く要求してくる。（民間デベロッパー）
- ・継続して仕事をしている設計者であれば、設計図書以上に設計者の意向は理解できるが、初めての設計者では、設計図書だけで設計者の意向を理解することは難しい。（民間デベロッパー）
- ・設計図の不具合に関する対応検討を施工者に押しつける傾向を改善してほしい。また検討による工事期間の遅延を工期に反映してほしい。（民間デベロッパー）
- ・設計者の認識が変わるように、受注者が発言しなければならない。（その他民間企業・法人）

- ・公共工事においては設計者＝工事監理者ではないため、設計段階の瑕疵はどうしても工事施工者に負担が来る。（国土交通省）
- ・納まっていないことが多い。通常の形式だけで設計している。問題が解かっている者が多い。机上で納まっていないものは現地でも納まらない。問題抽出・解決はゼネコンの仕事でない。（民間デベロッパー）
- ・自分で設計できないのなら、せめて設計料を施工業者へ還元するべき。（その他民間企業・法人）
- ・設計者の承認なしでは施工できず、施工者と設計者の相違がある場合、設計者の意見が優先される。それによる不具合責任は施工者が負うことが多い。（その他）
- ・設計者のミスフォローするのが施工者という図式がおかしい。（民間公益企業）
- ・過去の工事、特に大手設計事務所の案件では、片務性の大部分が該当した。とても対等な立場とは思えなかった。優越的立場を悪用した依頼が多かった。（その他民間企業・法人）
- ・業者・材料の指定（同程度と記載があっても異なる物は採用されない）、デザイナーや記録写真会社を指定して来るがネゴ交渉には一切応じない会社が殆どで、しかも対応が遅い。質の悪い業者を押し付け、責任はゼネコンの指導が悪いと言われる。（その他民間企業・法人）
- ・設計者としての責任回避は、ある程度理解はしますが基本的に設計者のエゴであると思います。特に、名だたる某大手設計事務所は、自らの看板の威光にて「片務のどこが悪い」くらいの勢いで受注者に過大な負担を与えています。このような某大手設計事務所の片務性に真剣にメスを入れていただかないと、根本的な解決にはつながらないと思います。（その他省庁）
- ・設計・監理共に、特に他社設計においては、設計図書の不備による施工図検討が非常に多い。また品質管理の面においても監理者が作成する資料はほとんど無く、ほぼ全て施工者側で作成することが常となっている。（その他民間企業・法人）
- ・業界全体の習慣として、発注者や設計、監理者が本来行うべき図面等の不備による調整を施工者に施工図等で調整させ、且つ、その費用負担を押し付ける傾向があると思う。かつ、設計監理が施工者と異なる場合、設計の不備を監理者が指摘することが出来ない。（地方公共団体）
- ・設計図の不具合が多いと修正業務が大変であるが、それを利用してコストダウンを行うべきなので、どちらともいえないと思う。（その他民間企業・法人）
- ・片務的な条件、契約で受注する会社があるからそうなるので、その他の色々な課題（労働環境、低所得、作業員の高齢化 等々）について業界トップが一致団結して取り組んでいかないと、いつまでたっても解決しないと思う。（民間デベロッパー）
- ・設計図書内特記事項に、以前に比べ施工者に押し付けるような文面が書かれるようになりました。詳細が不明確な設計が多くみられ、施工図での詳細検討に時間を要することがあります。（地方公共団体）

- ・「設計図の不具合については施工図にて検討」という比重が大きく、設計図通りにことが進まない場合が多いのと食い違いが多すぎて、何が正なのかがはっきりしないケースが多すぎる。（地方公共団体）
- ・設計時と異なる監理の要求により施工管理に多大な時間を要している。（その他省庁）
- ・設計図書に記載されていないこと、漏れていることを、参考数量として契約内で対応させられる。災害時の不良を施工不良とみなされる（雨水排水、建具強度）。（地方公共団体）

(23) あなたの作業所で起こっている問題についてご自由にお書きください。

- ・発注が各系統ごとに分離となっており、図面や工期・工程などの不整合箇所の調整に手間取っている。現在の工事ではある程度の工期があるので調整しているが、短期工程の場合では受注当初の想定とは異なる場合もあるので、計画・設計段階での精度UPする事が、ロスやリスク低減に繋がると考えます。（民間公益企業）
- ・毎年恒例で、上期は暇で下期は殺人的に忙しい。平準化と常に謳っているが、全く進まない。（民間公益企業）
- ・発注者へ設計変更に関する見積提示をしてから変更金額確定までが遅いため、変更工事を先行で手配しなければならない事がある。（民間公益企業）
- ・設計変更への対応業務が大きい。設計段階での検討が十分になされていない。設計監理が設計図にない要求をする。仕上げ・図面等の承諾に時間がかかる。（地方公共団体）
- ・発注者が未熟で、設計監理者と衝突することが多い。また、一方的な押し付けや責任逃れの言動をするためこちらも不信感が大きくなる。お互いに信頼を持って工事を進めていかなければ良い建物は作れません。（民間デベロッパー）
- ・個々の努力は行っているが、質、レベル向上、今一つ精度に難が見受けられる。人員ではなく人材を育てたい。人それぞれ、千差万別、OJTが大きな問題です。頑張りましょう。（民間デベロッパー）
- ・作業員不足による工事の遅れ(近隣協定のため時間外で取り戻す事も出来ない)。労務及び材料の高騰による発注業務の遅れ。（その他民間企業・法人）
- ・設計施工（異業種JV）プロポーザル案件であり、設計図の完成が遅く詳細検討出来なかったため、施工図で変更検討するという事で施工図上で何度も変更検討図や見積提示を行っており、その作業だけで職員が1人必要である。しかし、職員も思うように増員されるわけでもなく、各自の負担が増える結果、残業が増える事となっている。また、昔に比べて若手の能力が低く、自分の場合はこの年齢ならこの程度は出来ると思っただけなのに仕事をこなせない事が多く、フォローや代わってやる事が多く、年齢的に40代の負担が大きいと感じる。（地方公共団体）
- ・研究施設敷地内の新築、増築、改修工事のため、研究業務に支障の出る作業は全て土曜日・祝祭日に行うように施主と監理者より指示され、休日がとれない。会社から「時短だ」「4週5閉所だ」と何も業務改善せず一方的に言われ、業務量が減っていないのにどうすればいいのかわからず困惑している。社内からパトロールが来れば「アレがない」「コレがない」と

指摘され、毎日のようにメールで書類作成依頼があり、休日をとるなら時短は無理な状態。

(公社公団)

- ・敷地内で施工できない建物を計画している。近隣対応や変更に伴う手続きは施工会社任せになっている。とはいっても受注条件が工期優先で受注しているので、工程がないのはわかって受注している。実際に施工する作業所レベルでは対応するしかない。受注するためにできない工程、金額ではあるが会社が戦略的に受注したので、ゼネコン内部で対応するしかない。最終的には作業所内で対応するしかない。(その他)
- ・現在は、マスター工程より遅れが発生しており、また工法的に非常に難しく前例が無いため、土日まで現場を稼働させなければならない状況になっています。職員は交代で休暇をシフト制とし、月6～7休はやっと確保できている状況です。年内で工期の遅れを取り戻し、来年からは土曜日閉所を月に一度は実現できるようにしています。(その他民間企業・法人)
- ・着工後のVECDにより、頼りになる図面が少ない。通常施工管理業務に加えて、VECD対応の積算見積が多い。(その他民間企業・法人)
- ・発注者の権限が強く、監理者が公平な立場で監理できないため、工事管理者に全ての責任を負わせる傾向がある。(民間デベロッパー)
- ・設計変更業務を設計者が先頭に立って行わない。(その他省庁)
- ・若手社員の残業時間を減らすべく、業務の見直しを日々行っています。(その他民間企業・法人)
- ・図面不整合や図面変更が多いため、こまめに施工図の図面修正を行う必要がある。納まり検討するにあたり、施工上、不可(困難)な部分に対し、提案をしても聞く耳を持たず、また、代替え案の提示もないため、工事に支障が起こる場合がある。(地方公共団体)
- ・設計の選定した材料に関して問題が発生したが、施工側に対処を求めるのみ。(その他民間企業・法人)
- ・先の設問の正確な回答は「発注者が無償で資料を整えて変更されない」である。発注者・設計者・受注者の上層部や営業も全て、frisbeeを投げて取ってこいと犬に命令するくらいの感覚で、現場に無駄な業務を依頼する。(その他民間企業・法人)
- ・JVの作業所における、JVメンバーの主任技術者という立場で赴任しているが、JVスポンサーの会社に、労働時間短縮の意思が希薄であり、残業をしない=仕事をしてないくらいの認識しかなく愕然としている。(その他民間企業・法人)
- ・「同業他社より生産性が低い」という評価から、職員の労働時間を削減しつつ、さらに工事出来高を上げていくというすごいことをしている。今後は残業時間が多いと評価が下がる傾向となるだろうと思う。もっと抜本的な改革が必要だと思うのだが、会社上層部や経営陣は、その手法の一つすら示さない。きっとどうすればいいのかわからないのだろう。そして今日も原価を圧迫するような通達が流れる。早く会社を変えたいと思う。(その他民間企業・法人)
- ・やはり職人さんと話をしますと、「人がいない」「手間が安い」「生活が厳しい」、そんな話が多いです。それを解消するには、魅力のある賃金が必要です。(民間デベロッパー)

- ・設計図の不整合に苦慮している。意匠図だけでなく、構造、設備、電気すべての整合が図られていない。外構工事の発注などが予算の関係で後発注。取合い調整に難航。別途工事の取合いが多々発生している。→未だ未発注の工事も多数存在。インフラ整備も未発注……。条件の不整合など多数。（その他省庁）
- ・事業者・設計者が出来ない事を、自分の身を守るためやむを得ずゼネコンが解決している。（その他）
- ・以前に比べれば労働環境は良くなっている。ただしエンドユーザーが厳しく、対応はすべてゼネコンに投げられる。条件をもう少し詰めた契約をすべきとも考えている。（その他）
- ・受注時VE込みでの競争入札受注。設計事務所がその変更についてこれない。現場が設計図をおこして対応しているようなもの。だけど設計変更手間だけ要求してくるこの不条理。（その他民間企業・法人）
- ・設計事務所の組織が成り立っていないため、図面承認に時間が掛かりすぎて製作物が間に合わないことにより工期が不足している。（その他省庁）
- ・設計図書の不備（設計図同士の食い違い）による変更や図面修正に多くの時間を費やしている。このあたりの日数とコストを適正に頂きたい。（地方公共団体）
- ・PFI事業で受注時期と着工時期の間が約1年あったため、労務費、物価上昇の影響を受け大きな赤字となっている。それに対して元発注者の対応が適切でない。（その他民間企業・法人）
- ・着工前から事業に携わっている中で、工期についても施工者の立場から提案していたが、契約時には「もし間に合わなければ工期を延ばす」という条件で、提案したものよりも短い工期で契約をした。しかし工事中は、「なんとか契約工期に間に合わせるように努力してもし間に合わなければ工期を延長する」と言われているため、日々の工程に追われ、品質管理、安全管理及び原価管理上、支障をきたしている感があります。前述したような条件があったとしても、工期を短縮して契約しなければよかったと後悔しています。（民間デベロッパー）
- ・離島ゆえの工事のやりにくさに日々悩まされている。発注者は「工期は頑張れば何とかなる」という安易な考えでいる。作業員が現場に来るのも資材の運搬も全て船で行うののだが、波が高かったり、台風時には船は欠航し、工期が遅れていく。このようなこともあり、無休で現場を稼働せざるにいられない状況となっている。（その他）
- ・設計変更が多く、多くの労力が発生する。それにより全体の工期が変更にならなくても工種の工期が変更になるため、また人員の確保に苦勞する。（民間デベロッパー）
- ・現場が遠隔地のため、本来設計が現場で確認してこちらに指示すべきことを、こちらが見て報告して指示をもらうことになっている（設計段階の物件）。構造関係の耐震補強案の件なので、設計が見る目と施工が見る目とは違う。時間を使ってこちらに来て見るべきだが、設計の時間がない（忙しいのが問題）。（その他民間企業・法人）
- ・実質の追加工事を、別契約であるからということで着工時の提出書類から安全書類、施工計画書など一から提出しなければならないのは、二重に時間と労力を要する。（地方公共団体）

- ・今般世間を騒がしている杭の問題は、発注者からの工程遵守等々、様々な圧力の中で生まれたものとも考えられる。「出来るものは出来る、出来ないものは出来ない」とはっきりと言える受注者、また、それを理解し判断できる発注者が必要である。無理を通そうとする発注者が存在することは確かである。（民間デベロッパー）
- ・施主の落度で工事用地の占用許可が遅れ、そのため工法の変更も余儀なくされているが、それに関わる費用を支払う意思がない。（地方公共団体）
- ・設計者および図面がまったく使えない。しかもっと問題なのは、その使えない図面で不十分な積算をして受注してしまった自分の会社。（民間デベロッパー）
- ・追加変更で設計者のミスは項目すら挙げるできない場合が多い。現在の日本は受注時の工事金額内で工事完了することを発注者側から強く求められているのに、増額設計変更が多い（コストダウンの要望は非常に難しい）。（その他省庁）
- ・躯体開口位置に始まり、金属建具や什器関係など工期に関わる項目の仕様変更が非常に多いし、1回の修正で決定しない。逆にクロスや長尺などの工期に影響しないものは変更が無い。2重3重に仕事をしており非常に無駄。自分が書いた契約図及び契約内容を軽視し過ぎ。（個人）
- ・竣工引渡を直前に控え、書類の整理に追われている状況である。住戸数が多いため、工事の最盛期よりむしろ現在の方が検査等の対応で忙しく、休みが取れていない所員も多い。（民間デベロッパー）
- ・労働時間を減らすような圧力はあるが、仕事の量は変わらないし人員の補充もない。（民間デベロッパー）
- ・人員が少ないことに加え、かつて担当した工事のアフター対応等も行わなければならないため、所員の負担が大きい。（その他民間企業・法人）
- ・近隣対策が現場に任せっぱなしで、発注者は対応が悪い。（その他民間企業・法人）
- ・管理は厳しくなる一方で、完成期日ありきのため、就業時間を短縮することが出来ない。（民間デベロッパー）
- ・発注者の担当者が土日を休みたいために「作業をしないで欲しい」と言われる時がある。（その他民間企業・法人）
- ・着工が遅れたため工期短縮にかかる費用をVEで捻出する必要があるが、意匠優先で捻出どころか追加要素のほうが多い。（その他民間企業・法人）
- ・現場員（社員）の年齢断面の偏りにより適正な人員配置ができていない。若年中間層の不在。技能労働者の高年齢化。（民間デベロッパー）
- ・着工時の当社の人員不足及び設計図書と現地の支持地盤の差異により2週間程度の工期遅延が発生し、それを取り戻すためにかなりの過重労働が必要となっている。（民間デベロッパー）
- ・提出する書類が多すぎる。日本の職人不足のため外国人の雇用が多くなり、品質面等の問題が発生する可能性が出てくる。（民間デベロッパー）

- ・発注者の安全対策についての資料作成に時間をとられている。人員が不足していて、現場が終ってからの資料作成になっている。資料提出が遅れて工程がずれ、それを補うために休日夜間作業を強行している。（民間公益企業）
- ・請負金額を超えない中で増減するよう指示される（CD、VE案等）。施工者側が増に対する減案を検討するだけで、発注者側は減案を提案しない。（民間デベロッパー）
- ・官庁工事の場合は「設計図が正、設計書（内訳書）はあくまでも参考である」と言われる。設計図が正であれば、設計図間での相違が無く、もっと精度を高めたものになっていないとおかしい。入札前の積算時に全てを見直し、仕様の確認・数量の確認等を行うのは無理がある。発注者は、もっと紳士的な設計書（内訳書）、設計図を作成する義務があるはず。（地方公共団体）
- ・自分自身はごく一般的な現場だと思っています。4週4閉所も当たり前だと思っている。この業界は職人さんが主体なので、職人の所得が上がらない限り人も増えないし休みを取ることも出来ない。職人の所得を上げれば工事代金も上がるが、仕事を受注できない。利益を追求する世の中であるから、規則として休みを取るようにしないと実現不可能。（地方公共団体）
- ・低価格発注の現場のため赤字となっているので、他の現場より頑張っても会社から評価されない。（地方公共団体）
- ・稼働中の工場内の工事であるため、稼働していない休日に作業が集中するために、繁忙時の平日に他の現場で作業をしている作業員が、休日がなくなる場合がある。工場内のルールが短期間（時間）の工事の作業員に反映しにくい。（その他民間企業・法人）
- ・設計事務所がデザイン優先で納まり等の検討ができないため、その都度参考図や施工図を提出しておりムダが多い。またデザイン優先のため変更が多く、またその決定が遅く、製作日数の不足や無報酬の作業が多い。（民間デベロッパー）
- ・作業所の人員配置が適正になされていないと感じる。会社の状況を見れば仕方がないのかもしれないが、そのしわ寄せは間違いなく誰かに来ている。今を乗り切れば何とかなる、といった状況でもない。（地方公共団体）
- ・設計が自社なので、設計ミスや調査不足に伴う工期遅延や費用増について、発注者からは「プロに任せたのに」と叱責されて、請け負けしている。（その他民間企業・法人）
- ・解体工事を含む病院の建設工事であるが、病院都合により着工時期が大幅に遅れ、工期を圧迫している。現段階で大学施設部との工期延伸協議を継続して行っているが、補助金等の関係により協議を締結できていない。また、病院要望事項が設計図に盛り込まれていないため、受注者側にて要望事項の再ヒアリング・変更設計への対応・図面作成・検討等、本来の業務でないものが多く発生している。発注前にしっかりした設計図を作り込み、着工後は大きな変更・追加が発生しないような体制作りが必要と思う。（その他省庁）
- ・大型物件のため、技術者も多いので他の現場と比べると休みが取れている。しかし現場が地方のため自宅から通勤する人が少なく大半が単身赴任のため、二重生活を余儀なくされている。（その他省庁）

- ・ 4週8休を奨励されているが、工期及び労務確保の点から、現場は4週4休・閉所としている。職員は交代で休暇を取得しようとしているが4週6休が精一杯であり、逆に平日の時間外増加となっている。これ以上の休暇取得は配員の増員が必要であると感じているが、それは困難なことであることも理解している（若手も同様に感じている）。（その他民間企業・法人）
- ・ 労働環境改善にむけて上職者は、部下の更なる教育と各所で行われるディスカッションや依頼されるアンケートが多いため労働時間が増え、労働環境は悪化している。他人からの意見をヒアリングし成果とするのではなく、それぞれの立場で改善策を考えて欲しい。（その他省庁）
- ・ 設計者の設計部がギリギリになって変更して来る、または承認が遅い。しかし同じ設計事務所の監理部が工事の進捗が「工程表と違う」「施工管理に問題がある」と言う。工務担当の係員が体を壊すのではないかと心配になる。先日我慢が限界に達し得意先の前で「いい加減にしてくれ！」と怒鳴ってしまい、それ以後は気まずい雰囲気が漂っている。黙っていた方が良かったのかと後悔もしている。（その他民間企業・法人）
- ・ 変更の請負金増減については、工事を止めると工期に影響するので、実際は変更の都度金額を決めるというのは困難であり、どうしても工事を進めながらの交渉になっています。（その他民間企業・法人）
- ・ 労働時間の短縮が課題。発注者や職人さんへの対応を後回し、もしくは無視すれば労働時間短縮も可能だが、なかなかそうはいかないのが現実。実際そうしていると悪循環につながる恐れはある。「効率よく仕事しろ」とよく言われるが、現場で動き回っているのに、能率アップのためと休憩も無しに仕事を短時間に詰め込むのは、逆に体に良くない。（民間デベロッパー）
- ・ 事業主体である大学に技術者が不足している。本来対応すべき担当者が忙し過ぎて「対応できていない」、あるいは「返答できない」などで時間が掛かる。「理解できないなら任せろ」などの対応ができればいいが、なかなかそれをする気持ちも無い。熱意を説明し説得するのは、いつの時代も難しいもののようです。（その他民間企業・法人）
- ・ 地方の官庁工事で、発注者側に大きな工事への発注実績がないため、一般の官庁工事ではないような弊害が発生することがある。（地方公共団体）
- ・ 設計図に基づいて見積り金額提示しているにも関わらず、VE提案は施工業者が一所懸命行なって、設計者は諾否の判断をするだけの風潮があり、いつも不満に思っている。施主の要望を聞きながらもきちんとコストプランニングするのも設計者の重要な責務であるが、そういった意識がない事務所が多い。（民間デベロッパー）
- ・ 現在は官庁工事のため大きな問題はないが、営繕は実務窓口であるがコスト実権が無いため建築を理解できない部署に説明する必要がある、問題を感じる。（地方公共団体）
- ・ あくまでも設計図・・・であって全てその通り・・・には行かない。現状に合わせて多々変更調整が必要であるが、全てにおいて発注者に納得いくように説明しては時間が足りない・・・しかし説明しないわけにはいかなし・・・変更すれば工事費が上がるし・・・

増減なしで・・・と縛られるなかでの対応には限度があり。発注者との温度差があまりも大きい・・・（地方公共団体）



2015 年度 建築作業所アンケート結果
2016. 2